

季刊 国民経済計算

NATIONAL ACCOUNTS QUARTERLY

国民経済計算の2015年(平成27年)
基準改定について

民泊サービスの計測
～SNAにおける基準改定(2015年基準)への対応～

リース区分に係る2008SNA勧告への
対応に向けて

次期SNA改訂に係るAEGグローバル
セッションサブグループの検討課題

拡張供給使用表に組み入れるべき
企業の異質性

わが国における分配側四半期別GDP
速報の導入に向けた検討状況

フリーランスの数をどう把握するか
～シェアリングエコノミーの統計的把握



内閣府経済社会総合研究所



国民経済計算部編

季刊 国民経済計算

No. 166
令和2年11月

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

目次

〔研究・論文〕

- 国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定について…………… 1
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部
- 民泊サービスの計測…………… 9
～SNAにおける基準改定（2015年基準）への対応～
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課 小池 健太
- リース区分に係る2008SNA勧告への対応に向けて…………… 21
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課課長補佐 茂野 正史
- 次期SNA改訂に係るAEGグローバル化サブグループの検討課題…………… 33
内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚
- 拡張供給使用表に組み入れるべき企業の異質性…………… 43
内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚
千葉商科大学商経学部講師（内閣府経済社会総合研究所客員研究官） 田原 慎二
岡山大学経済学部助教（内閣府経済社会総合研究所研究協力者） 金 志映
- わが国における分配側四半期別GDP速報の導入に向けた検討状況…………… 59
内閣府 子ども・子育て本部（少子化対策担当）参事官付補佐 鈴木 俊光
- フリーランスの数をどう把握するか…………… 73
—シェアリングエコノミーの統計的把握—
跡見学園女子大学マネジメント学部教授 山澤 成康

「季刊 国民経済計算」は、国民経済計算（SNA）に関する研究論文や関連資料を掲載した冊子です。本冊子の内容は、組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関してのすべての責任は、各原稿の筆者にある。

〔研究・論文〕

国民経済計算の 2015 年（平成 27 年）基準改定について……………	1
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部	
民泊サービスの計測……………	9
～ SNA における基準改定（2015 年基準）への対応～	
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課 小池 健太	
リース区分に係る 2008SNA 勧告への対応に向けて……………	21
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課課長補佐 茂野 正史	
次期 SNA 改訂に係る AEG グローバリゼーションサブグループの検討課題……………	33
内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚	
拡張供給使用表に組み入れるべき企業の異質性……………	43
内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚	
千葉商科大学商経学部講師（内閣府経済社会総合研究所客員研究官） 田原 慎二	
岡山大学経済学部助教（内閣府経済社会総合研究所研究協力者） 金 志映	
わが国における分配側四半期別 GDP 速報の導入に向けた検討状況……………	59
内閣府 子ども・子育て本部（少子化対策担当）参事官付補佐 鈴木 俊光	
フリーランスの数をどう把握するか……………	73
—シェアリングエコノミーの統計的把握	
跡見学園女子大学マネジメント学部教授 山澤 成康	

国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定について

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

1. はじめに¹

国民経済計算（以下、SNA という。）は、一国の経済について生産・分配・支出という経常取引から、資産・負債の取引、ストック残高に至るまで、包括的、整合的、統合的に記録する統計であり、国際連合で加盟国合意の下で採択された基準に基づき、各国政府（ないし政府関係機関）において作成されている統計である。

我が国の国民経済計算（以下、JSNA という。）は、約5年に1度作成される「産業連関表」（総務省等）や「国勢統計」（総務省）、「住宅・土地統計」（総務省）といった大規模かつ詳細な基礎統計を取り込み、過去の計数を再推計する「基準改定」と呼ばれる作業を約5年おきに行っている²。本年度（2020年度）に予定される次回の基準改定では、「平成27年（2015年）産業連関表」「平成27年（2015年）国勢統計」「平成30年（2018年）住宅・土地統計」といった構造統計の取り込みを行うことに加え、前回基準改定時に対応していない国際基準（2008SNA）への対応や経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善などに対応する予定としている。本稿は、統計利用者の利便性に資するため、こうした次回基準改定で対応する変更事項について解説することを目的とする。

本稿では、第2節で次回基準改定において対応予定の主な変更事項について概略を述べ、第3節では基準改定による基準年（2015年）における名目GDP水準やその内訳項目への定量的な影響（現時点の暫定値）についてみる。第4節はまとめとする。

2. 2015年（平成27年）基準改定で対応予定の主な内容

本節では、次回2015年（平成27年）基準改定で対応する主な事項について、その対応方針の概要を示す。

（1）「平成27年（2015年）産業連関表」の反映

上述の通り、基準改定では各種構造統計の取込みを行うが、特に重要なものとして、「平成28年経済センサス-活動調査」（総務省、経済産業省）を活用した最新の「平成27年（2015年）産業連関表」の反映がある。「産業連関表」は、対象年（＝基準改定における基準年）の財貨・サービス別の産出、投入構造を示すものである。JSNAの基準改定では、「産業連関表」の情報からコモディティ・フロー法における財貨・サービス別産出額や各需要項目への配分比率等のベンチマーク推計を行った上で、延長推計を行っている。そのため、これまで旧「産業連関表」に基づく基準年をベンチマークとして各種年次統計等で延長推計していた値が、最新の「産業連関表」に基づく情報に置き換わるため、GDPの水準に影響を与える。

また、最新の「平成27年（2015年）産業連関表」では、「改装・改修（リフォーム・リニューアル工事）」の額を新たに把握し、記録方法を中間消費から総固定資本形成へ変更する等の概念変更も行われており、JSNAでも「産業連関表」と同様の概念変更を行う。

以下では、「平成27年（2015年）産業連関表」における主な変更に対するJSNAの対応方針を解説する。

①改装・改修（リフォーム・リニューアル工事）の総固定資本形成への計上

機能・耐用年数向上を伴う「改装・改修（リフォーム・

¹ 本稿は、現時点で次回基準改定において対応を予定している内容について記載したものであり、基準改定後の計数公表まで変更があり得ることに留意が必要。また、2020年11月18日に公表した「国民経済計算の2015年（平成27年）基準改定に向けて」の内容を解説しつつ、補足的な情報も加えたものであり、同資料もあわせて参照いただきたい。

² 前回の基準改定は、2016年度に実施し、「平成23年（2011年）産業連関表」を取り込んだ「2011年（平成23年）基準改定」。基準改定により、名目値＝実質値となる（つまりデフレーター＝100）となる年次（参照年）も更新され、現在の2011年から2015年となる。

リニューアル工事)」(以下、RR 工事という。)については、2008SNA の定義³からも、本来、総固定資本形成として扱われるべきものである。

我が国においても RR 工事については一定の市場が存在しており、「産業連関表」及び JSNA においても適切に実態を反映すべきとのニーズは存在していたものの、RR 工事にあたる金額が基礎統計から把握できなかったことから、これまでの「産業連関表」及び現行基準 JSNA では、

- ・機能・耐用年数向上を伴う RR 工事
 - ・機能・耐用年数向上を伴わない「維持・修理」
- の区別を行わず、その合計額(建設補修工事額)を GDP に含まれない中間消費として扱ってきた。

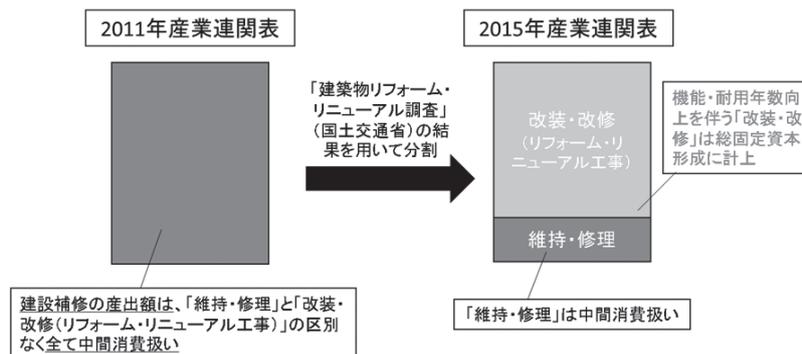
こうした点の改善に向け、「統計改革の基本方針」(2016 年 12 月経済財政諮問会議決定)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018 年 3 月閣議決定)において、

JSNA の精度向上に向けた取組の1つとして、「建築物リフォーム・リニューアル調査」(以下、RR 調査という。)(国土交通省)を改善するとともに、その結果から、建設補修工事額に占める RR 工事の比率を把握して、「平成 27 年(2015 年)産業連関表」において RR 工事を総固定資本形成として計上した上で、JSNA に反映するといった方針が定められた。

「平成 27 年(2015 年)産業連関表」の作成過程では、国土交通省を中心に検討が進められ、RR 調査の結果を踏まえ、建設補修工事額に占める RR 工事の比率が概ね 8 割程度として、建設補修工事額の分割が行われ、RR 工事分については総固定資本形成に計上するよう変更が行われた。

この産業連関表における変更と同様に、JSNA の次回基準改定では、RR 調査の結果を用いて、建設補修(うち建築⁴)の産出額(2015 年:9.5 兆円)を、

図表1 産業連関表における「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」の反映イメージ



図表2 「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」の記録方法の変更

		2011年基準	2015年基準
建設補修(建築) (9.5兆円)	改装・改修(リフォーム・リニューアル) (7.5兆円)	建設補修全体で区別なく産出額を記録 需要先は全て中間消費	機能向上・耐用年数向上を伴うものを、総固定資本形成として記録
	維持・修理 (2.0兆円)		引き続き、中間消費として記録

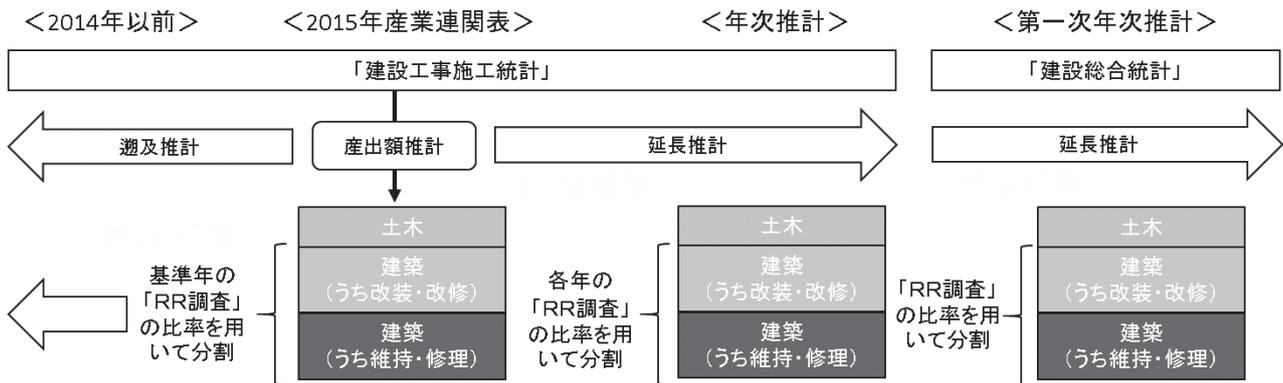
³ 2008SNA(抜粋)

10.43 Gross fixed capital formation may take the form of improvements to existing fixed assets, such as buildings or computer software, that increase their productive capacity, extend their service lives, or both. (略)

(総固定資本形成は、既存の固定資産(建物、コンピューター・ソフトウェア等)の改善という形態をとる場合がある。こうした改善は、既存の固定資産の生産能力増加や耐用年数延長、若しくはその両方を実現するものである。)

⁴ 建設補修工事額は、建築工事に係るものと、土木工事に係るものが存在。ただし、「産業連関表」においても、土木工事に関する大規模改修工事費は建設業(土木)の産出額に含まれ、建設補修(うち土木)は全額中間消費として扱うと整理されており、JSNA においても同様の扱いとしている。

図表3 「改装・改修（リフォーム・リニューアル工事）」の遡及・延長推計イメージ



① RR 工事（2015年：7.5兆円）

② 維持・修理（2015年：2.0兆円）

に分割し、①のRR工事分を総固定資本形成に計上するよう変更を行う。

なお、基準年（2015年）以前の遡及推計にあたっては、「平成17-23-27年接続産業連関表」においても、基礎資料の制約から2015年のRR工事比率を用いて遡及推計が行われている⁵。JSNAにおいても、こうした対応と整合する形で、2015年のRR工事比率を用いて遡及推計を行うこととした。

また、2015年以降の延長推計にあたっては、建設補修全体額について「建設工事施工統計」「建設総合統計」を用いて延長推計を行った上で、近年の動向を適切に反映するため各年のRR調査の結果を用いて推計を行うが、速報推計期間については、第一次年次推計と同じ比率を

用いて延長推計を行うこととする。

②分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介手数料の総固定資本形成への計上

「平成27年（2015年）産業連関表」では、不動産分野の推計精度向上に向けた取組として、これまで推計の対象外であった、

- ・分譲住宅の販売マージン（2.0兆円）
- ・非住宅不動産の売買仲介手数料（0.1兆円）

を新たに推計し、所有権移転費用⁶として総固定資本形成に計上する変更が行われた⁷。JSNAの次回基準改定においても、同様に、これらを所有権移転費用として、新たに「分譲住宅の販売マージン」を民間住宅に、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を民間企業設備に計上する予定としている。

図表4 JSNAにおける不動産関係の記録

	不動産売買仲介手数料	不動産販売マージン
住宅	<住宅売買仲介手数料> 2011年基準で総固定資本形成 （民間住宅）として記録 ※2005年以前の基準では中間消費扱い	<分譲住宅の販売マージン> 2015年基準で新たに総固定資本形成 （民間住宅）として記録
非住宅	<非住宅不動産の売買仲介手数料> 2015年基準で新たに総固定資本形成 （民間企業設備）として記録	—

⁵ 2020年2月3日統計委員会国民経済計算体系的整備部会資料1「建設補修の平成17-23-27年接続産業連関表における産出額について」（国土交通省）参照。

⁶ 2008SNAでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用は、その発生時に（取得または処分時）に総固定資本形成として記録するとされている。所有権移転費用の例としては、資産の取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア等に支払う手数料、不動産業者等に支払う手数料が挙げられている。JSNAでは、所有権移転費用については、商業・運賃マージンのほか、2011年基準より、住宅の不動産売買仲介手数料について、総固定資本形成（民間住宅投資）に含めている。

⁷ こうした不動産分野の推計精度向上に向けた議論は、統計委員会国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合等において議論が行われた。

「分譲住宅の販売マージン」の遡及・延長推計については、「平成27年（2015年）産業連関表」同様に、「住宅分譲に係る総事業費（＝分譲戸数×分譲価格）×販売マージン比率⁸」で遡及・延長推計を行う。そのため、JSNAの民間住宅についても住宅市場の動向がより適切に反映されるようになる見込みである。

③建設業産出額推計のベンチマークの変更

上述のとおり、JSNAの基準改定では、最新の「産業連関表」の情報からコモディティ・フロー法における財貨・サービス別産出額や各需要項目への配分比率等のベンチマーク推計を行うことにより改定が生じる。ここでは、次回基準改定で、この影響が特に大きい建設業の産出額の改定について解説したい。

建設業（建設補修分除く）の産出額推計については、「産業連関表」における産出額をベンチマークとして、年次推計において「建設総合統計」（国土交通省）の民間・公共合計の伸び率を用いて延長推計を行っている⁹。換言すると、現行基準JSNAでは「平成23年（2011年）産業連関表」をベンチマークとして「建設総合統計」の伸び率で各年の延長推計を行っていたが、この延長推計で求める2015年の産出額と「平成27年（2015年）産業連関表」における建設業の産出額に乖離が生じたため改定が生じることとなる。

これは、「産業連関表」の産出額が決算情報等に基づき国土交通省が公表している「建設投資額」から推計される一方、「建設総合統計」は「建設工事受注動態調査」の受注者側情報をベースに推計されるため、こうした乖離が生じたと考えられる¹⁰。

JSNAの次回基準改定では、基準年（2015年）について「平成27年（2015年）産業連関表」の結果を反映した上で、決算情報に基づく「建設投資額」¹¹（国土交通省）が推計に利用可能な期間（2011年～2014年、2016年、2017年¹²）については、産業連関表と整合性が高まるよう、それを用いて推計を行う。本年末に公表する2019年度第一次及び2018年度第二次年次推計については、「建設投資見通し」の情報が得られないことや「建設総合統計」の精度向上に向けた検討を踏まえ、これまで同

様、「建設総合統計」を用いて延長推計を行う。

（2）各種基礎統計の反映

基準改定では、産業連関表以外に各種構造統計の反映を行う。代表的なものとして、雇用者数や雇用者報酬の推計に用いる「国勢統計」について、調査結果が利用可能な平成27年（2015年）調査結果を取込む。

家計最終消費支出のうち住宅賃貸料（含む帰属家賃）の推計に用いる「住宅・土地統計」については、最新の平成30年（2018年）調査の情報を取込む。

この他、雇用者報酬推計の基礎資料となる「毎月勤労統計」（厚生労働省）において2019年6月以降、東京都500人以上規模事業所の全数調査が再度行われていることから、最新の賃金データの水準に合わせて、2004年以降を遡及再推計する予定である。また、適切な統計的処理が行われておらずデータ空白期間となっていた2004～2011年について、本年8月に「時系列比較のための推計値」が公表されたことを受けて、これを踏まえた遡及推計を行う。

（3）国際基準（2008SNA）への対応

最新の国際基準である2008SNAへの対応については、前回の2011年（平成23年）基準改定において、R & Dの資本化等の主要な項目について対応を行ったが、一部項目については基礎資料の制約等から対応を見送った。この対応を見送った項目のうち、「娯楽作品原本の総固定資本形成としての記録」「リース区分に応じた資産の記録」については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018年3月閣議決定）において、次回基準改定で対応するよう検討が求められ、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論等も踏まえ、次回基準改定において対応することとなった。以下では、これらの項目についてその概要を解説する。

①娯楽作品原本の総固定資本形成としての記録、著作権等サービスの計上

2008SNAでは、固定資産の内訳として「知的財産生産物」を含め、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術

⁸ 分譲戸数は「建築着工統計」（国交省）、分譲価格は「フラット35利用者調査」（（独）住宅金融支援機構）等から推計。販売マージン比率は「産業連関構造調査（不動産業投入調査）」から推計。

⁹ 建設業（建設補修分除く）の産出額は、全額総固定資本形成として計上される。

¹⁰ こうした乖離の縮小については、統計委員会国民経済計算体系的整備部会において、「建設総合統計」の精度向上に向けた議論が行われ、本年6月に「建設総合統計」の結果の遡及改定が行われた。

¹¹ 「建設投資見通し」（国土交通省）において、「建設投資額」の実績値が公表される。

¹² 2017年については、国土交通省が公表している「建設投資額（見込み値）」を使用。

作品の原本」を含めるとされている。

そのため、次回基準改定では、国際基準対応の一環として、①映画原本、②テレビ番組原本、③音楽原本、④書籍原本、を新たに総固定資本形成としての記録の対象とし、OECDハンドブックで推奨されている手法を参考に、「コスト積上げ方式」又は「ロイヤリティ方式」で計測を行う。

娯楽作品等原本を総固定資本形成として記録する対応に伴い、この生産資産（著作権）の使用に対する支払いを新たに「著作権等サービス」というサービスの1つであると整理し、当該サービスの産出額を計上する¹³。

こうした対応による名目GDPへの影響をみると、娯楽作品原本については、上記の手法により計測した金額を総固定資本形成に計上する。著作権等サービスの輸出入については、「国際収支統計」（財務省・日本銀行）の「著作権等使用料」に計上されるが、これについては、国内での需要先が中間消費となるため、純輸出分が影響することになる。

また、娯楽作品原本の固定資産や減耗の計測にあたっては、他の固定資産と同様、定率法の下、恒久棚卸法（PIM）により推計する。償却率については、OECDハンドブックで推奨されている平均使用年数を参考に、映画・テレビ番組・音楽・書籍ともに、平均使用年数10年を想定して設定する。

②リース区分（フィナンシャルリース/オペレーティングリース）に応じた記録¹⁴

2008SNAでは、固定資産のリース取引について、以下のとおり整理されている。

- ・「フィナンシャルリース（FL）」の対象となる資産：法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権が借手に移転しているため、借手の資産として記録（※例えば、建設用機械、産業用機械等）
- ・「オペレーティングリース（OL）」の対象となる資産：法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、貸手の資産として記録（※例えば、自動車、航空機等）

しかしながら、基礎資料の制約から、現行基準JSNAでは、基本的には法的所有者である貸手（物品賃貸業）に帰属させ、OLとみなすように処理しており、2008SNAに沿ったFL/OLを区別した記録とはなっておらず、

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018年3月閣議決定）において、次回基準改定において対応が求められていた。

そのため、次回基準改定では、JSNAにおいても2008SNAに沿った、リース区分（FL/OL）に応じた記録を行う予定である。この際、FLについては、サービスを提供する主体を全て金融機関として整理し、業界データ等を用いて、新たにFISIM産出額を推計して記録する。また、FLにより取得した固定資産については、資産を取得した各産業に帰属させる処理を行う。これにより現行基準では物品賃貸業に計上されていた資産が、資産を取得した各産業に記録されるようになり、生産性分析を行うユーザーにとって、より精度の高い統計が利用可能になると考えられる。

なお、新たに産出額を記録するFLに関するFISIM及びOLは中間消費となるため、この記録の変更によって名目GDPに影響は生じない。

（4）経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

上述の基礎統計の反映、国際基準（2008SNA）への対応以外に、次回基準改定では経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善もあわせて実施する。

具体的には、近年、訪日外国人の増加や住宅宿泊事業法の施行（2018年6月）もあり、利用拡大が進んでいる住宅宿泊事業（いわゆる民泊）について計測を行う¹⁵。記録の対象は、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業として、住宅宿泊事業法の宿泊実績、訪日外国人消費動向調査等から、産出額の推計を行い反映する。

こうした対応による名目GDPへの影響をみると、国家戦略特区法に基づく住宅宿泊事業は2016年1月以降、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業は2018年6月以降に行われているものであり、2015年以前の名目GDPに影響を与えない。

（5）分類の変更

現行基準では消費目的分類がCOICOP1999に準拠しているが、国連で最新の基準となるCOICOP2018が策定されたことを受け、次回基準改定では国際比較可能性の向上を目的として、COICOP2018の大分類に対応して、消費目的分類の組替を行う。

¹³ 現行2011年（平成23年）基準では、著作権を無形非生産資産として扱い、その使用料を財産所得の受払いと位置付けて記録している。

¹⁴ 本事項については、茂野（2020）も参照。

¹⁵ 本事項については、小池（2020）も参照。

これにより、保険・金融サービスに関する大分類が新たに創設され、大分類は12項目から13項目に変更される。

3. 基準年(2015年)名目GDPの改定状況

前節で述べたように、本年末に予定している2015年

(平成27年)基準改定では、「平成27年(2015年)産業連関表」の反映によるRR工事の総固定資本形成への計上をはじめ、様々な変更が予定されている。本節では、2015年(平成27年)基準改定に際して、名目GDPの水準がどの程度変化するのか、という点について、新たな基準年となる2015年(平成27年)暦年を対象に概観する。なお、ここで紹介する計数は、2020年11月時点

図表5 2015年(平成27年)基準改定による名目GDP水準への影響①(要因別)
—基準年(2015(平成27)暦年)—

	兆円	改定前 GDP比(%)	影響がある 主な需要項目
改定後(2015年基準):2015年名目GDP	538.0	101.3	—
改定前(2011年基準):2015年名目GDP	531.3	100.0	—
改定差	6.7	1.3	—
<産業連関表等の基礎統計の反映による変更>			
①改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)の計上(従来は中間消費)	7.5	1.4	民間住宅・民間企業設備
②分譲住宅の販売マージン・非住宅不動産の売買仲介手数料(新たに捕捉)	2.1	0.4	民間住宅・民間企業設備
③建設業産出額の修正(「産業連関表」の反映)	-3.5	-0.6	民間企業設備
④住宅賃貸料の修正(「住宅・土地統計」の反映)	-0.4	-0.1	民間最終消費支出
⑤上記③④以外の修正(「産業連関表」の反映等)	0.8	0.2	
<国際基準(2008SNA)への対応>			
⑥娯楽作品原本の計上(新たに捕捉)	0.9	0.2	民間企業設備
⑦著作権等サービスの計上(従来は財産所得)	-0.8	-0.1	輸出入
<経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善>			
⑧住宅宿泊事業の計上(新たに捕捉)	0.0	0.0	民間最終消費支出

(注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで2015年への影響であり、影響・要因は年によって異なる。

(注2) 支出側の名目GDPとして評価。つまり、改定前GDPは、2011年基準における2015暦年の名目GDP(支出側)。

図表6 2015年(平成27年)基準改定による名目GDP水準への影響①(需要項目別)
—基準年(2015(平成27)暦年)—

	改定前(兆円) 【2011年基準】	改定後(兆円) 【2015年基準】	改定差(兆円)	改定前GDP比(%)
国内総生産(GDP)	531.3	538.0	6.7	1.3
民間最終消費支出	300.6	300.1	-0.5	-0.1
民間住宅	15.9	20.3	4.4	0.8
民間企業設備	83.3	87.3	4.0	0.7
民間在庫変動	1.2	1.1	-0.1	-0.0
政府最終消費支出	105.3	105.5	0.3	0.0
公的固定資本形成	27.1	26.7	-0.4	-0.1
公的在庫変動	0.1	-0.0	-0.1	-0.0
財貨・サービスの純輸出	-2.2	-3.0	-0.8	-0.1
(再掲)総固定資本形成	126.4	134.4	8.0	1.5

(注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで2015年への影響であり、影響・要因は年によって異なる。

(注2) 総固定資本形成は、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成の合計。

の暫定的な推計値であり、本年12月に公表する時点で、精査の結果として変更がありうることに留意する必要がある。

まず、名目GDP（支出側）の2015年暦年の水準は、現行2011年（平成23年）基準の531.3兆円から、2015年（平成27年）基準改定により+6.7兆円改定され、538.0兆円となる見込みである（改定前GDPに対する比率は1.3%）。

この改定要因について詳細にみると、「平成27年（2015年）産業連関表」をはじめとする基礎統計の反映が大きな改定要因となっている。その内訳は、従来は中間消費として記録していたRR工事の総固定資本形成としての記録により+7.5兆円（改定前GDP比+1.4%）、不動産分野の推計精度向上としての分譲住宅の販売マージン・非住宅不動産の売買仲介手数料の捕捉により+2.1兆円（改定前GDP比+0.4%）、建設業の産出額のベンチマークの変更により▲3.5兆円（改定前GDP比▲0.6%）、「平成30年（2018年）住宅・土地統計」の反映による住宅賃貸料（含む帰属家賃）の修正により▲0.4兆円（改定前GDP比▲0.1%）、「平成27年（2015年）産業連関表」等の反映によるコモディティ・フロー法における財貨・サービス別産出額や各需要項目への配分比率の変更等による影響が+0.8兆円（改定前GDP比0.2%）となっている。

次に、国際基準（2008SNA）への対応への影響をみると、娯楽作品原本の総固定資本形成への計上については+0.9兆円（改定前GDP比+0.2%）となる。同時に計上を開始する著作権等サービスについては、上述のとおり国内での需要先が中間消費となるため、純輸出分が影響することになる。2015年でみれば輸入超過となっており、支出面でみれば▲0.8兆円（改定前GDP比▲0.1%）の影響となる。そのため、娯楽作品等原本及び著作権等サービスの記録を合計したネットでの基準年GDPへの影響は改定前GDP比0.03%程度となる。

住宅宿泊事業については、上述のとおり、国家戦略特区法に基づく住宅宿泊事業は2016年1月以降、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業は2018年6月以降に行われているものであり、2015年以前の名目GDPに影響を与えない。

次に、名目GDP（支出側）について、2015暦年における主な需要項目毎に改定状況を示したものが図表6である。具体的にみると、民間最終消費支出については▲0.5兆円の改定となっている。これは主に「平成30年（2018年）住宅・土地統計」の取込みにより住宅賃貸料（含む帰属家賃）が下方改定されてことが影響している。民

間住宅については+4.4兆円の改定となっているが、これはRR工事及び分譲住宅の販売マージンの計上が影響している。民間企業設備は+4.0兆円の改定となっており、RR工事、非住宅不動産売買仲介手数料及び娯楽作品原本の計上による増加要因がある一方で、「平成27年（2015年）産業連関表」の反映によって建設部門の産出額が修正されるという減少要因があり、差し引きとしてこうした改定幅の姿となっている。財貨・サービスの純輸出については▲0.8兆円の改定となっておりこれは専ら、著作権等サービスの取扱いの変更による影響となっている。

4. まとめ

以上では、JSNAの次回基準改定の概要として、「平成27年（2015年）産業連関表」の反映や国際基準（2008SNA）への対応による変更事項を中心に解説を行うとともに、基準改定のイメージとして、基準年（2015暦年）に見込まれる名目GDP水準の改定幅やその要因等（現時点での暫定値）について簡単に紹介した。

経済活動の変化に伴い、より適切に経済実態を反映するためJSNAも基準改定という機を捉えて様々な改定を行う必要が生じている。内閣府経済社会総合研究所では、本年末以降新基準による結果公表に向け、引き続き推計作業を進めるとともに、改定内容について本稿等も活用しながら統計利用者への適切なコミュニケーションに努めてまいりたい。

【参考文献】

茂野正史（2020）「リース区分に係る 2008SNA 勧告への対応
に向けて」、『季刊国民経済計算』第 166 号

小池健太（2020）「民泊サービスの計測～SNA における基準
改定（2015 年基準）への対応～」、『季刊国民経済計算』
第 166 号

民泊サービスの計測

～ SNAにおける基準改定（2015年基準）への対応～

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課
小池 健太¹

1. はじめに

我が国国民経済計算（以下「JSNA」）では、次回基準改定²への対応の1つに経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善として、近年のデジタル化する社会などを背景に急速に成長しているシェアリングエコノミー³のうち、行政記録情報や基礎統計の整備が進んでいる住宅宿泊サービス⁴（いわゆる民泊）（以下「民泊」）の産出額を推計することとした。

本稿では、民泊の産出額を推計するに至った背景、JSNAでの推計手法及び推計結果等について述べていく。

2. 民泊推計の背景

近年、ICTの発展や経済構造の変化が著しい中で、特に、シェアリングエコノミーに関連した新たな経済活動が急速に普及・拡大しており、GDP統計の作成においても、こうした活動を的確に捕捉することが重要な課題となっていることを背景として、内閣府経済社会総合研究所では、総務省統計委員会担当室の協力を得て、シェアリング・エコノミーに係る名目経済規模や名目付加価値額の計測に必要な情報源の検討、費用構造の把握、及びそれらを踏まえた名目付加価値額等の試算などを内容とする「2018年度シェアリング・エコノミー等新分野

の経済活動の計測に関する調査研究」（2019年7月公表。以下、「調査研究」）⁵を実施した。

この中で、帰属家賃分、仲介手数料分及び利用者から提供者への支払い分を合わせた民泊の利用規模のうち現行のJSNAで補足されていない部分、すなわち、帰属家賃と仲介手数料以外は、2016年で830億円から1100億円程度、2017年で1043億円から1340億円程度とされている。

こうした調査研究を踏まえ、2020年末に予定されるJSNAの次回基準改定（2015年（平成27年）基準改定）において、民泊の産出額を推計・計上することとした。

民泊について、観光庁の民泊制度ポータルサイト⁶では以下のように記載されている。

「民泊」についての法令上の明確な定義はありませんが、住宅（戸建住宅やマンションなどの共同住宅等）の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、「民泊」ということが一般的です。ここ数年、インターネットを通じて空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが世界各国で展開されており、急速に増加しています。また、我が国においても、近年急増する訪日外国人観光客の多様

¹ 本稿の内容は、筆者が属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

² 基準改定とは約5年に1度行っている、「産業連関表」（総務省）や「国勢統計」（総務省）など、約5年おきに作成される詳細・大規模な基礎統計の取込や、それまでの各種の研究成果等を取り入れた推計手法の見直し、各種概念・定義の変更等を行い、過去の計数を再推計する作業。

³ シェアリングエコノミーについては、SNAの国際基準等での明確かつ確立した定義は存在しないが、Statistics Canada（2017）によると、一般にシェアリングエコノミーは以下の3つの特徴を有するとされる。

①市場取引が技術によって促進される。デジタルプラットフォームの発展により、財貨・サービスの供給者が市場へアクセスし、消費者とマッチングすることが容易になる。

②生産物の購入・所有よりも賃貸・利用の重要性が高い。個人は、既存の資産を活用して市場でサービスの供給を行う。

③市場取引は、しばしば個人間取引の形式をとる。個人は、伝統的には企業によって供給されてきたサービスを自ら提供する。

⁴ 「住宅宿泊サービス」とは、サービス分野を含め経済・産業構造の現状を的確に把握するため、用途の類似性による基準を指向した生産物分類を策定することを目的として開催している、総務省の「生産物分類策定研究会」にて策定された、サービス分野の生産物分類（2019年設定）による分類で、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の認定を受けた、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく「住宅宿泊事業者」の届出を行った事業者が宿泊料を受けて、人を宿泊させるサービスを指す。

⁵ <http://www.esri.go.jp/prj/hou/hou080/hou080.html>

⁶ <https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>

な宿泊ニーズへの対応や、少子高齢化社会を背景に増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、いわゆる民泊に対する期待が高まっています。

このように、経済活動としては無視できない大きさになっており、また、今後も増加が期待される民泊に「定義がない」とすると、JSNAに計上するうえで、①民泊の範囲を定めることが必要となる。そのうえで、②推計に必要な基礎統計を検討し、③基礎統計を用いて推計を行う。以下の項では、こうした流れに沿って、JSNAにおける民泊の推計について示すこととする。

3. JSNAにおける民泊の推計

(1) 推計範囲

前述の民泊制度ポータルサイトでは、続けて以下のとおりの記載がある。

一方で、いわゆる民泊については、感染症まん延防止等の公衆衛生の確保や、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりはもとより、旅館業法の許可が必要な旅館業に該当するにもかかわらず、無許可で実施されているものもあることから、その対応の必要性が生じているところです。

これらの課題を踏まえ、一定のルールの下、健全な民泊サービスの普及を図るため、平成29年6月に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が成立しました。

平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行以降は、日本国内でいわゆる民泊を行う場合には、

1. 旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を得る
2. 国家戦略特区法（平成25年法律第107号）（特区民泊）の認定を得る
3. 住宅宿泊事業法の届出を行うなどの方法から選択することとなります。

「旅館業法の許可を得ることが必要であるにもかかわらず、無許可で実施されているものもある」とされているように、2018年6月の住宅宿泊事業法の施行以前から無許可の民泊が存在し、そのため、前述のように、2018年度委託調査の試算で2016年、2017年においても

1000億円規模の産出が生じていたと考えられる。

無許可、すなわち、違法の経済取引について、2008SNAマニュアルは、SNAにおける地下経済の計測について、

25.1 「いかなる経済も完全には規制できないし、統計調査で完全には捉えられない。したがって、規制の及ばない活動や調査の脱漏を対象に、特別な措置が必要となる。その場合、問題を広く共有しながら、異なる目標を追求する2つのアプローチがある。第1のアプローチは、「隠匿された経済」や「地下経済」と称される活動を含むすべての活動が、総活動の計測値に十分包含されているかどうかを問うアプローチである。第2のアプローチは、「インフォーマル」と見なされる経済単位の部分集合が何を意味しているのか定義し、それを計測するアプローチである。」

とされており、本来であれば概念上、一国の経済活動の産出額に含めるべきである。しかしながら、こうした無許可での民泊がいつごろから始まり、またその規模がどの程度かについては、それを把握できる基礎統計がないことから、仮にそれらをJSNAに反映させる場合には、法律に基づく民泊に基づき、大胆な仮定を置かなければならなくなる。そうした対応は避ける必要があると判断し、上記1、2及び3の法律に基づく民泊について推計を行うことにした。

このうち、1.については、簡易宿所における宿泊サービスの提供が民泊に該当する場合もある⁷が、簡易宿所は、従来よりJSNA推計が準拠する産業連関表の部門「宿泊業」としてとらえられているため、新たに導入する民泊の推計範囲の対象外となる。したがって、2.及び3.が推計対象範囲となり、推計方法の検討を要することとなる。

(2) 推計概要

①基礎統計及び産出額

民泊の産出額推計を行うためには、数量としての「延べ宿泊日数」及び価格としての「一人当たり宿泊料」が必要となる。

a. 住宅宿泊事業

住宅宿泊事業法は2018年6月に施行され、それ以降に同法に基づく届出により行われている民泊（以下「住宅宿泊事業」という。）については、以下のとおり推計する。

⁷ 2016年4月には民泊を促進するため簡易宿所の要件が緩和された。

数量情報として、観光庁より「住宅宿泊事業の宿泊実績について」が2ヶ月に一度公表されている。これは、住宅宿泊事業法に基づき、住宅宿泊事業者に義務付けられている報告内容（「宿泊日数」「宿泊者数」「宿泊者の国籍別内訳」「延べ宿泊者数」）の集計・とりまとめ結果である。これらのデータを基に数量推計を行うこととした。

価格情報については、同じく観光庁が公表している「訪日外国人消費動向調査」を用いることとした。本調査は、観光庁のHPによれば、空港等で調査員が直接ヒアリングをする形式でデータを収集しているものであり、日本滞在中の費用別支出として、「宿泊費」が得られる。また、どのような施設に滞在したかについても尋ねており、「有料での住宅宿泊」が選択できるようになっている。これによって、民泊の宿泊費のデータが得られると考えられる。もちろん、「民泊」の利用者は訪日外国人のみではないが、上記の「住宅宿泊事業の宿泊実績について」で得られる宿泊者の国籍別内訳をみると、「日本国内に住所を有する者」と「海外からの宿泊者」の割合が2対8から3対7程度に変わっている程度なので、訪日外国人の民泊における宿泊料で日本人の利用者も含む民泊全体の宿泊料を代替することは問題ないと考えられる。これらのデータを基に価格推計を行うこととした。

b. 特区民泊

国家戦略特区法（平成25年法律第107号）の認定を得て行われている民泊（以下「特区民泊」という）については、以下のとおり推計する。

数量情報として、2016年1月に施行され、それ以降、認定施設数が毎月公表されている。このデータを基に数量推計を行うこととした。

価格情報については、住宅宿泊事業と比較すると認定施設数も少ないこと⁸、また、両者に質の違いやそれを反映した価格の違いがあるとは考えにくいことから、住宅宿泊事業法に基づく一届出住宅当たり産出額⁹を求め、特区民泊の認定施設数に乗じることにより特区民泊における宿泊データを把握する。

c. マッチングプラットフォーム

民泊を仲介する仲介事業者、マッチングプラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という）への支払いは、宿泊料の内数と考えられるが、その割合について公表されているものはない。よって、内閣府において大手企業にヒアリングした結果¹⁰を踏まえて宿泊料の10%をプラットフォームへの支払いとみなすこととした。

d. 非居住者の利用

前述のとおり、民泊の利用者の7～8割が訪日外国人、すなわち非居住者であるため、これらについては住宅宿泊サービス¹¹の輸出に計上し、居住者が海外の民泊を利用している場合には、同輸入に計上すべきである。また、プラットフォームの利用においても同様のことが発生し、非居住者が国内企業を利用した場合には旅行・その他の運輸付帯サービスの輸出に計上し、居住者が国外企業を利用した場合は、同輸入に計上すべきであるが、民泊に関連する計数のみの輸出入を把握することは困難であり、すでに「国際収支統計」のサービス収支のうち、旅行（業務外）に既に含まれているものとみなす¹²。

表1 民泊サービス（民泊施設）、プラットフォームへの支払いにおける整理

民泊サービス（民泊施設）		
	利用者	
	日本人	訪日外国人
国外	輸入	-
国内	家計消費	輸出

プラットフォーム		
	利用者	
	日本人	訪日外国人
国外企業	輸入	-
国内企業	家計消費	輸出

上記を踏まえて、JSNAにおける民泊の推計のイメージを示すと以下のとおりとなる。

⁸ 例えば、2020年5月に公表された「住宅宿泊事業の宿泊実績について」では、同年2月から3月の届け出住宅数は21,981件であり、特区民泊の施設数は、3,692件であった。

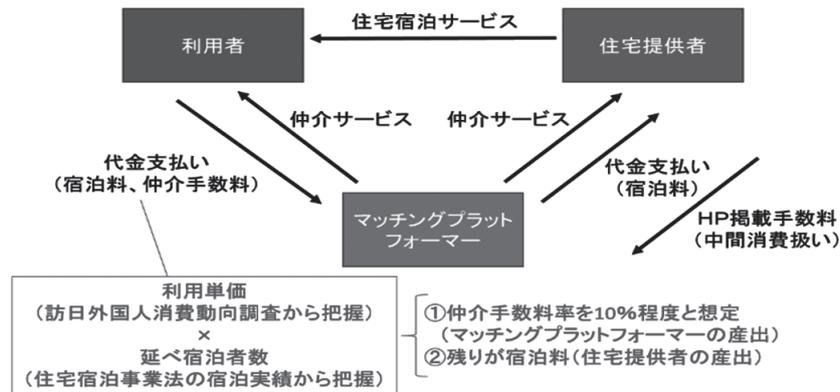
⁹ 住宅宿泊事業の産出額を届け出住宅数で除して算出。

¹⁰ 内閣府が2017年に行った大手企業へのヒアリングによれば、10%程度がプラットフォームへの支払いとされている。

¹¹ コモ法の扱いについては後述する。

¹² SNA上では外国人利用分（インバウンド需要）については、非居住者家計の直接購入として輸出に移し替えを行う（品目情報は考慮せず、一括で処理を行う）。

表2 次回基準改定(2015年基準)における住宅宿泊サービスの反映(イメージ図)



(出所 総務省第18回統計委員会国民経済計算体系的整備部会配布資料「国民経済計算の次回基準改定について」)

②推計結果及び他のデータとの比較

推計結果は表3のとおりである。2016年1-3月期の市場規模額は、0.2億円で、2019年4-6月期の市場規模

額は、64.3億円となり、2016年1-3月期の約308倍に増加している。特に住宅宿泊事業法が施行された2018年4-6月期以降で急増している。

表3 民泊産出額

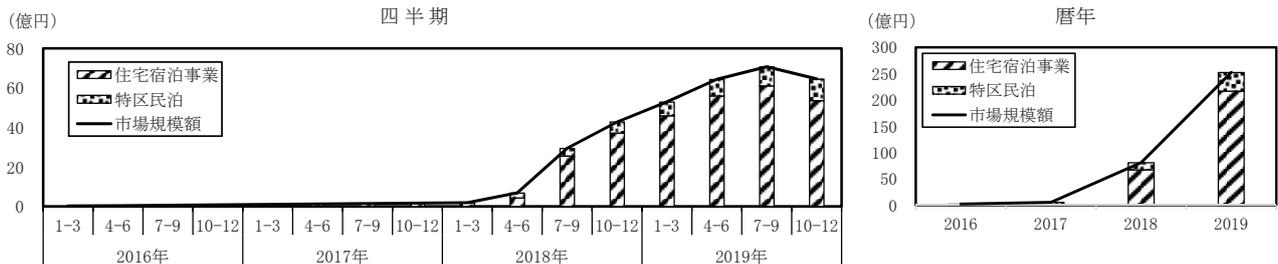


表4 住宅宿泊サービスの供給と需要¹³(名目)における整理

財貨・サービス \ 項目	産出額 (生産者価格表示)	供給			総供給 (需要計)
		C.I.F. 価格	輸入品に課される税・関税	運輸・商業 マージン	
8. 宿泊・飲食サービス業	10,000.0	500.0	0.0	0.0	10,500.0
宿泊業					
住宅宿泊サービス	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
住宅宿泊事業	90.0	0.0	0.0	0.0	90.0
特区民泊	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0

財貨・サービス \ 項目	中間消費	需 要 (購入者価格表示)					総固定 資本形成	在庫変動	輸 出 (F.O.B. 価格)
		政府 現実最終消費 (集合消費支出)	国内家計 現実最終消費	国内家計 最終消費支出	対家計民間非営利団体 最終消費支出	政府現物社会移転 (個別消費支出)			
8. 宿泊・飲食サービス業	1,000.0	0.0	9,000.0	9,000.0	0.0	0.0	0.0	500.0	
宿泊業									
住宅宿泊サービス	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
住宅宿泊事業	0.0	0.0	90.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
特区民泊	0.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

¹³ 住宅宿泊サービスの供給と需要については、実際の値ではなくあくまで計上イメージであることを留意したい。

なお、比較可能なデータの一例として、本稿冒頭でも示した2019年7月に内閣府が公表した調査研究をみると、民泊の規模は2017年で1000億程度とされている。

ここで、この違いを考察する。まず第一に、利用する統計が需要側（利用者）の統計か供給側（提供者）の統計かという違いがある。調査研究では、需要側（利用者）のデータである訪日外国人消費状況調査の平均宿泊日数や日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」の訪日外客数から民泊利用者数等を求めているのに対し、JSNAでは、法律に基づく届出データ、すなわち供給側（提供者）のデータにより延べ宿泊者数や延べ宿泊者数を把握している。この需要側（利用者）のデータでは、法に基づかない、いわゆる違法な無許可による民泊についても含まれている可能性も否定できない。この点について、民泊サービスの制度設計に向けた厚生労働省及び観光庁における検討会¹⁴においても「（中略）許可を得ずに実施される違法な民泊が広がっており、それらへの対応も急務である。」とされており、また、2017年3月に厚生労働省から公表された「全国民泊実態調査の結果について」においても許可取得物件が16.5%である一方、無許可もしくは物件特定不可・調査中物件数が83.5%となっていることから、住宅宿泊事業法の施行に伴い、徐々にそうした違法な無許可による民泊は減少傾向にあるとは思われるものの、2017年時点では、無視できない程度は存在しえたと考えられる。

③コモ法における位置付け

②で推計された民泊の産出額は、他の財貨・サービスと同様に、コモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）の中に位置づける必要がある。コモ法の商品分類は、産業連関表に準拠しているが、JSNAの次回基準改定が準拠する平成27年（2015年）産業連関表においては、「民泊」の部門は設定されていない。こうした場合、類似の流通経路と考えられる部門（この場合は「宿泊業」）に含めるか、新たに商品分類を設定するかを検討する必要がある。

「民泊」は、他のサービスと同様に在庫が発生しないため、産出額と出荷額は同一となる。また、多くの場合、家計によって利用され、商業的な利用はないと考えられることから、「宿泊業」とは異なる配分比率、すなわち全額が家計消費に配分されると考えられるため、新たに「住宅宿泊サービス」を設定することとした。一方、住

宅宿泊仲介手数料分については、新たなコモ品目は設けず、「旅行・その他の運輸附带サービス」に推計した産出額を上乗せすることとする。

④付加価値推計における位置付け

生産側GDPにおける民泊はV表上、「住宅賃貸業（持ち家）」が、主生産物として「住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）」、副次生産物として「住宅宿泊サービス」の2つの生産物を産出すると整理¹⁵する（表5）。

2008SNAマニュアルは、SNAにおける持ち家の帰属家賃の計測について、

9.65 「自分が住んでいる住居を所有している個人は、その所有者が属する家計によって消費される住宅サービスを生産する非法人企業を所有しているものとして取り扱われる。生産された住宅サービスは、同じ大きさ、質および型の住宅設備に対して市場において支払われるであろう賃貸サービス料の価格と等しいものと見なされる。住宅に支払われた税はどのような税でも、注意しなければならない。付加価値税などの税が住宅サービスに課されることはまれである。しかし、このような税が課されていて、持ち家居住者が納税を免除されるのであれば持ち家住宅の価額から除外されるべきである。住宅サービスの帰属価額は、その所有者の最終消費支出として記録される。」

としており、住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）は、持ち家の所有者が属する家計によって消費されるものでありその一部を切り離して他者に提供することはできないと解釈できる。所有する住居スペースを他者に利用させて対価を得る場合、その生産物は宿泊サービスの一種であり、住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）と住宅宿泊サービスは全く別の生産物であると整理される。

次に、住宅賃貸業（持ち家）が、住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）と住宅宿泊サービスの生産物を産み出す源泉となる固定資産について考えていく。住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）については、「住宅」という資産を源泉として産出が行われる一方、宿泊サービスの一種である住宅宿泊サービスについては、本来、宿泊業としての固定資産（民泊用のスペース、寝具、家具、家電等）を源泉として産出が行われる、と整理すべきである。しか

¹⁴ 「民泊サービス」の在り方検討会最終報告書（2016年6月20日）https://www.mlit.go.jp/kankochu/news01_000249.html

¹⁵ U表上の投入構造は「住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）」と「住宅宿泊サービス」で同じとなる。

表5 付加価値推計における整理

V表

経済活動別\財貨・サービス	住宅賃貸料 (持ち家の帰属家賃)	住宅宿泊サービス	合計
住宅賃貸業(持ち家)	100	10	110

新たに副次生産物の産出として記録

U表

財貨・サービス\経済活動別	住宅賃貸業 (持ち家)	合計
中間投入		
営業余剰・混合所得		
産出額	110	

「住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)」だけでなく、「住宅宿泊サービス」に係る営業余剰も計上される。(同様に、家計の所得支出勘定の「営業余剰(持ち家)」に「住宅宿泊サービス」による営業余剰も含まれる)

しながら、このように整理する場合、資本形成の段階で住宅賃貸業(持ち家)が、住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)に関する住宅投資に加えて、住宅宿泊サービスに関する設備投資を行う、と分けて記録しておく必要があるが、これらを厳密に区別することは推計実務上の困難である。

そのため、住宅賃貸業(持ち家)が所有する資産について、住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)と住宅宿泊サービスの資産を区別せず、従前どおり、住宅賃貸業(持ち家)が所有する資産は「住宅」のみとして、副次生産物としての住宅宿泊サービスの産出には、「住宅」資産の一部¹⁶を使用して産出が行われていると整理することが、生産物の産出と源泉となる資産との整合性を考えても妥当と考えられる。こうした記録を行うことにより、家計の所得支出勘定における「営業余剰(持ち家)」に「住宅宿泊サービス」による営業余剰も含まれることとなる。

⑤ 住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)¹⁷との関係

民泊で使用される民泊スペースについては、通常、所

有者が使用していない空き部屋を利用する機会が多いと考えられ¹⁸、「居住サービス」と「宿泊サービス」が別個のものという整理に鑑みれば、主生産物たる「住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)」とは別に「住宅宿泊サービス」の産出額が発生していると考えられるべきである。その際、一部が民泊のために供されている建物が産出する居住サービスは、利便性等の観点から同等の建物より劣後していると考えられ、参照する民営借家の家賃単価について、こうした属性を考慮した、何らかの調整を加える必要があると考えられる。

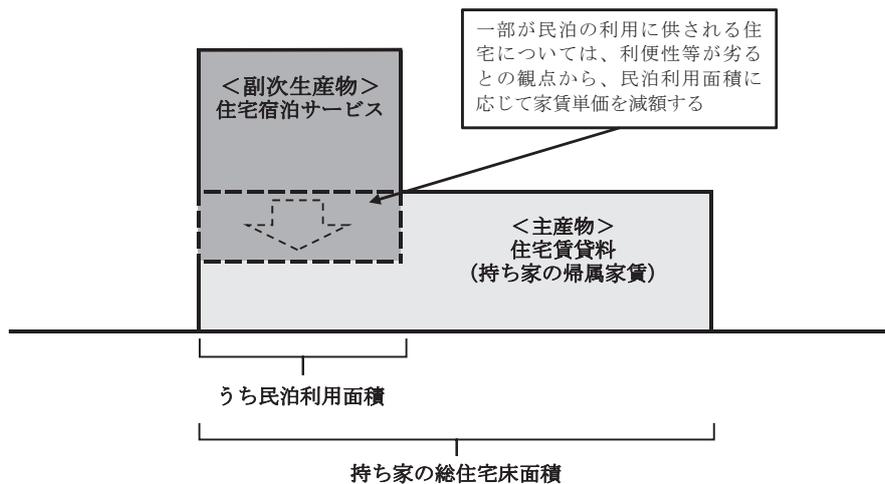
そこで調整率については、「1 - (当該建物のうち民泊に供されている部分の面積比率 × 0.5)」を用いることとした。当該0.5は、住宅宿泊事業法では年間の営業日数が180日以内に制限されていることを踏まえ、民泊の影響は最大でも半年程度にとどまることを考慮したものである。なお、特区民泊については年間営業日数の制限がないため、上記調整率で0.5は乗じないこととする(表6)。

¹⁶ 本来は住宅宿泊サービスに該当するような設備

¹⁷ 「住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)」は、都道府県、構造、建築時期といった属性を考慮した住宅床面積、『住宅着工統計』(国土交通省)による持ち家比率、民営借家の家賃単価から推計する

¹⁸ 家主が同一建物内に居住している民泊を「家主居住型」、「一時的な不在」を越えて家主が不在となるものを「家主不在型」という。この「一時的な不在」については、「日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間」(=2時間程度までの範囲)とされている。このため、家主が住んでいる住宅の空き部屋を使う場合でも、会社勤めのために日中不在にするといった場合には「家主不在型」に分類される。

表6 住宅賃貸業（持ち家）の産出（イメージ図）



⑥住宅宿泊サービスの就業者数の推計における扱い
2008SNA マニュアルは、SNA における就業者数における計測について、

19.67 「どの労働測度を生産性の計算に使用するにしても、労働データの対象範囲が国民経済計算におけるその対象範囲と確実に整合的であることが非常に重要である。つまり、労働投入は、国民経済計算で使用されるのと同じ生産境界内において、国民経済計算で使用されるのと同じ居住者基準を用いて推計されなければならない。」

としており、就業者数（年次推計フロー編付表3）については、副業を行っている者を2人とカウントすることとしている。このような考え方に従えば、住宅宿泊サービスを提供する住宅所有者を就業者とみなすことも考えられるが、現時点においては、基礎統計¹⁹の制約上把握することが困難である。

また、現状、経済活動別分類「住宅賃貸業（持ち家）」の主生産物である「住宅賃貸料（持ち家）」については、その生産物を生み出すために従事する者（住宅所有者）を就業者として計上していない。主業部分の就業者がゼロであること、副業部分の就業者数が把握困難なことから、就業者数推計では、引き続き、「住宅賃貸業（持ち家）」

の就業者数をゼロとして整理することとする。

（3）四半期別 GDP 速報における対応

四半期別 GDP 速報（以下「QE」）における民泊の反映は、2020年7-9月期2次QEからとなる。

年次推計と同様に、民泊の国内総供給の90%は「住宅宿泊サービス」、残りの10%は、「仲介手数料分」となる。前者については、供給側推計91分類のうち「71. 宿泊業」の中に細分類として新設する「住宅宿泊サービス」に計上する。なお、「住宅宿泊サービス」は、共通推計項目として、供給側推計値のみの利用となるが、国内家計最終消費支出88目的分類「宿泊施設サービス」に該当する²⁰。後者については、供給側91分類「69. その他の運輸」²¹に計上する。

なお、輸出入については、前述した通り、居住者家計の直接購入または非居住者家計の直接購入の内数と考えることから年次推計と同様に外国人利用分（インバウンド需要）については、品目情報は考慮せず一括で非居住者家計の直接購入として輸出に移し替えを行う。

民泊の産出額を推計する基礎統計については、住宅宿泊事業法民泊については、年次推計と同様に「住宅宿泊事業の宿泊実績について」より延べ宿泊者数や届出住宅数を把握できるが、一人当たり宿泊費は、QEにおいては、基礎統計等の公表時期の問題から年次推計と同様の方法

¹⁹ 就業者数推計の主な基礎統計は、「国勢調査」「労働力調査」「経済センサス」「就業構造基本調査」。副業については、「経済センサス」「就業構造基本調査」を用いて推計しているが、両調査ともに、住宅宿泊業法施行後（2018年6月）に実施されておらず、住宅宿泊サービスを提供している者を捕捉できていない。今後実施される両調査においては、捕捉される可能性はある。

²⁰ 総務省の生産物分類策定（サービス分野の生産物分類（2019年設定））を参考にJISICでは「759. その他の宿泊業」にあたり、また、COICOP2018だと、11.2 ACCOMMODATION SERVICES

11.2.0.1 Hotels, motels, inns and similar accommodation services (S) short-term accommodation services provided by private, holiday homes, guesthouses and boarding houses as secondary residence and other “bed and breakfast” units に該当すると考えられる。

²¹ 供給側91分類「69. その他の運輸」は、国内家計最終消費支出88目的分類では、「パッケージ旅行」に該当し、並行推計項目である。

を利用することが困難なことから、第一次年次推計の第四四半期の一人当たり宿泊費を「消費者物価指数（宿泊料）」の動きで延長推計する。特区民泊については、住宅宿泊事業一届出住宅当たり産出額を用いて、年次推計と同様に推計する。

住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）に関する民泊に利用する住宅面積については、年次推計をトレンドで延長してQEに利用する。

5. まとめ

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、民泊利用に大き

な影響及ぼしているが、住宅宿泊事業法の施行など、その成長を後押しする体制は整っており、今後成長が期待できる分野であることは間違いないであろう。

JSNAでは5年に一度行う基準改定において新たな概念を導入することが多く、次々回基準改定は、2020年を基準年とし、2025年を目途に公表されることになる。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により経済構造が大きく変わっている可能性もあるが、こうした中にあっても、加工統計の推計担当者としては、基礎統計から得られる情報を適切に利用して、経済活動を適切に統計に反映してまいりたい。

参考 民泊の制度比較表

	旅館業法 (簡易宿所)	国家戦略特区法 (特区民泊に係る部分)	住宅宿泊事業法
所管省庁	厚生労働省	内閣府 (厚生労働省)	国土交通省 厚生労働省 観光庁
許認可等	許可	認定	届出
営業日数の制限	制限なし	2泊3日以上の滞在が条件 (下限日数は条例により定めるが、年間営業日数の上限は設けていない)	年間提供日数180日以内 (条例で実施期間の制限が可能)
最低床面積、最低床面積 (3.3㎡/人)の確保	最低床面積あり (33㎡。ただし、宿泊者数 10人未満の場合は、3.3㎡/ 人)	原則25㎡以上/室	最低床面積あり (3.3㎡/人)
衛生措置	換気、採光、照明、防湿、 清潔等の措置	換気、採光、照明、防湿、 清潔等の措置、使用の開始 時に清潔な居室の提供	換気、除湿、清潔等の 措置、定期的な清掃等
非常用照明等の 安全確保の措置義務	あり	あり 6泊7日以上滞期間の施 設の場合は不要	あり 家主同居で宿泊室の面 積が小さい場合は不要
近隣住民との トラブル防止措置	不要	必要 (近隣住民への適切な説 明、苦情及び問合せに適切 に対応するための体制及び 周知方法、その連絡先の確 保)	必要 (宿泊者への説明義 務、苦情対応の義務)
不在時の管理者への 委託業務	規定なし	規定なし	規定あり

(出所 観光庁「民泊制度ポータルサイト」)

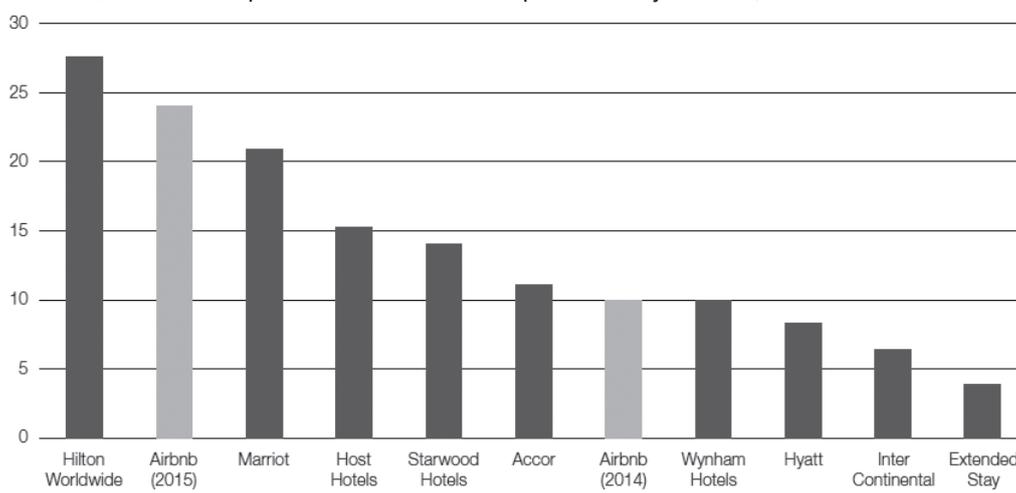
コラム 民泊（Airbnbが提供する宿泊サービス）における物価指数の簡易試算

Bean Review (2016) では、近年急成長している Airbnb が提供する宿泊サービスの価格設定について、

「宿泊サービスの粗付加価値は、現在はサービス生産者物価指数 (SPPI) や消費者物価指数 (CPI) でデフレートされている。この2つの指数にはどちらもホテルの宿泊価格が含まれているが、Airbnb の価格は含まれていない。2013年についての分析によると、アパートの1フロアを Airbnb 経由で借りた場合の費用は、ホテルの一室を借りた場合よりも20%安かった。Airbnb のホストが住む家の一室を借りた場合は50%近く安かった。さらに、Airbnb の物件は、選択肢の多様性やキッチンが使えるなどの点で、ホテルの部屋よりも優れているとも言える。したがって、Airbnb の物件の価格を宿泊サービスのデフレーターに反映できないということは、たとえ Airbnb への名目支出額が各種調査で完璧に把握できると仮定しても（これは強い仮定である）、同セクターの付加価値が過小評価されている可能性があるということである」

としている。これを踏まえると、ホテルの部屋しか採用していない物価指数を使うと、安価な Airbnb の部屋へのシフトを捉えることができず、宿泊サービス全体の数量を過小評価してしまう。また、ホテルと Airbnb が提供する宿泊サービスが同じ財・サービスとして扱うという点についても本来であれば検討の必要がある。

表 Market capitalisation of Airbnb compared to major hotels, 2015 (£ billion)



(出所) Davidson, L., (2015). 'Airbnb boss calls the UK the "centre of the sharing economy"', The Telegraph.

上述の指摘を基に、CPI (宿泊料) の推計方法をもとに「訪日外国人消費動向調査」(観光庁) のデータから物価指数を簡易試算した。なお、対象は「有料での住宅宿泊 (Airbnb, 自在客など)」とする。これによると CPI (宿泊料) の動向を見ると7-9月期に大きく増加していることがわかるが、試算値 (民泊宿泊料)²² の動向を住宅宿泊事業法施行後から見ると、10-12月期～4-6月期に大きく増加している。これは春節などインバウンド需要の影響を受けるため、CPI (宿泊料) と異なっていると推察される。足元の2020年1-3月期を見ると、春節などで訪日中国人観光客などが新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少していることが推察される。

(推計手法)

①都道府県 (pref) 別の宿泊日数 (n) で単純平均し、都道府県別の平均宿泊単価を算出し、都道府県別の民泊延べ利用者数 (q) を用いて加重平均し、平均宿泊単価を算出。

$$P_t = \frac{\sum_{pref} \left(\frac{p_{t,pref}}{n_{pref}} \right) q_{0,pref}}{\sum_a q_{0,pref}}$$

²² 「訪日外国人消費動向調査」(観光庁) の「有料での住宅宿泊 (Airbnb, 自在客など)」に回答した有効サンプルの宿泊費から推計しているため、情報バイアスがあることを留意したい。

②基準年の宿泊単価で除して、t期の価格指数を算出。

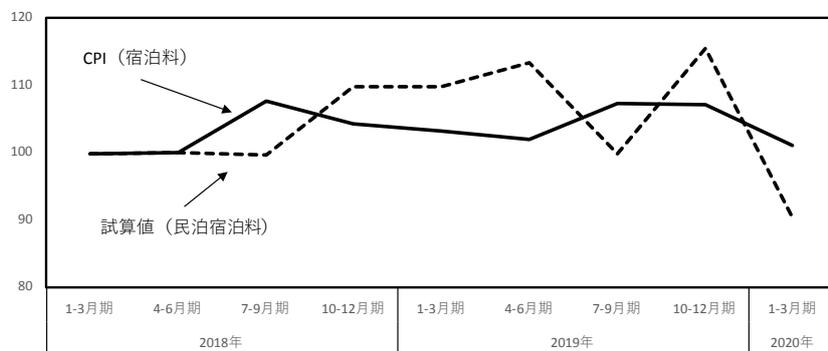
$$I_t = \frac{P_t}{P_0} \times 100$$

実数 (CPI; 2015暦年 = 100、試算値; 2018暦年 = 100)

	2018年				2019年				2020年
	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期
CPI (宿泊料)	102.4	102.6	110.4	106.8	105.9	104.5	110.0	109.8	103.6
試算値 (民泊宿泊料)	97.6	97.8	97.3	107.2	107.4	110.8	97.7	112.9	88.4

指数 (2018年4-6月期 = 100)

	2018年				2019年				2020年
	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期
CPI (宿泊料)	99.8	100.0	107.6	104.1	103.2	101.9	107.3	107.0	101.0
試算値 (民泊宿泊料)	99.8	100.0	99.5	109.6	109.8	113.2	99.9	115.4	90.4



(参考条文)

<旅館業法>

第二条 (略)

2～3 (略)

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5～6 (略)

<国家戦略特別区域法>

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞りに必要な役務を提供する事業（その一部が旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。）として政令で定める要件に該当する

事業をいう。以下この条及び別表の一の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。）を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この条において同じ。）の認定（以下この条において「特定認定」という。）を受けることができる。

<住宅宿泊事業法>

第二条 (略)

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が一年間で百八十日を超え

ないものをいう。

- 4 この法律において「住宅宿泊事業者」とは、次条第一項の届出をして住宅宿泊事業を営む者をいう。
- 5～7（略）
- 8 この法律において「住宅宿泊仲介業務」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 宿泊者のため、届出住宅における宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 二 住宅宿泊事業者のため、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
- 9 この法律において「住宅宿泊仲介業」とは、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者（第十二条及び第六十七条において単に「旅行業者」という。）以外の者が、報酬を得て、前項各号に掲げる行為を行う事業をいう。
- 10 この法律において「住宅宿泊仲介業者」とは、第四十六条第一項の登録を受けて住宅宿泊仲介業を営む者をいう。

（参考文献等）

- 観光庁「住宅宿泊事業の宿泊実績について」
観光庁「訪日外国人消費動向調査」
国際連合『System of National Accounts 2008』
厚生労働省（2016）「全国民泊実態調査の結果について」
総務省「2015年基準消費者物価指数」
総務省（2019）「令和元年版情報通信白書」
内閣府「国家戦略特区 特区民泊について」
内閣府「2018（平成30）年度 国民経済計算年次推計（2011年基準・2008SNA）」
内閣府経済社会総合研究所 委託業務（2019）「2018年度シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」
内閣府経済社会総合研究所（2019）「国民経済計算の次回基準改定について」総務省統計委員会国民経済計算体系的整備部会（第18回）配布資料
日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」
山澤成康（2019）「シェアリングエコノミーの把握と国民経済計算への反映に向けて シェアリングエコノミーの定義と生産物分類」『季刊国民経済計算』第165号
Bean, Ch. (2016) “Independent Review of UK Economic Statistics”
Davidson, L. (2015) “Airbnb boss calls the UK the “centre of the sharing economy”, The Telegraph.
Statistics Canada (2017) “Measuring the sharing economy in the Canadian Macroeconomic Accounts”

リース区分に係る2008SNA 勧告への対応に向けて

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課課長補佐 茂野 正史¹

1. はじめに

リース (lease) とは、一般的には企業などが選択した機械設備などをリース会社が購入し、その企業に対してその物件を比較的長期にわたり賃貸する事を指す。物品の所有権はリース会社にあるが、企業は自社で購入した場合とほぼ同様にして物件を使用できる為、日本を含め世界中で設備投資の手段として広く普及している。リースは、フィナンシャル・リース (以下「FL」) とオペレーティング・リース (以下「OL」) に大別されている²。

国民経済計算の国際基準 (2008SNA) では、固定資産のリース取引について、その対象資産の所有権につき法的なもの、経済的のものに区分した上で、FLの場合は、前者については貸手にあるものの、後者については借手に移転しており、借手の資産として記録、OLの場合は、法的・経済的いずれの所有権とも貸手の資産として記録すると整理している。

これに対し、平成23年基準までの我が国国民経済計算 (以下「JSNA」) では、リース取引については、2008SNAにあるようなFLとOLが区分されたものではなく、基本的には法的所有権を有する貸手に帰属 (貸借対照表に記録) させるよう処理していた。

かかるリース区分の導入については、「第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画」 (平成30年3月6日閣議決定) において、国際的な基準と整合的になるよう、推計方法の検討を実施し、平成27年の基準改定までに結論を得ることとされている。このため、今般の平成27年基準改定作業においては、(1) 経済的所有権の所在に基づき、OLでは貸手、FLでは借手の貸借対照表に

リース資産として計上、(2) OLの下での支払いは賃貸サービスに対する支払 (レンタル料)、FLの下での支払は利子の支払および元本の払い戻し (貸手が金融機関の場合の支払の一部はFISIM) として扱う、という2008SNA基準の原則に沿った記録となるよう検討を行った。

本稿はその検討の一端を紹介するものであり、構成としては次の通りである。第2節においてリース取引に係る現行JSNAでの扱いを整理する。第3節において2008SNAの勧告事項に対応したJSNAフロー編での具体的な推計方法について、支出面及び生産面の両面から検討を行う。第4節ではGDP支出面及び生産面への影響を整理する。第5節では若干のまとめを行う。

2. 2008SNAの勧告の概要と現行JSNAでの扱い

2.1 2008SNAの勧告の概要

2008SNAでは、リース取引は次のように記録されるよう勧告されている。

まずFL³については、リース対象資産の法的所有者としての賃貸人が、賃借人に経済的所有権を引き渡し、そのため賃借人がリスク⁴を引き受け、当該資産を生産活動で使用することによって経済的な利益を享受するもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者⁵である賃借人の貸借対照表に計上される (図表1左図参照)。それに対応する貸付は、賃貸人の金融資産、賃借人の負債として計上される。同リースの下での支払は、サービスに対する支払ではなく、利子の支払及び元本の返済として扱う。また、賃貸人が金融機関の場合はFLを

¹ 本稿の内容は、筆者らが属する組織の公式の見解を示すものではなく、内容に関しての全ての責任は筆者にある。

² 森住 (2009) によれば、FLは、リース会社がリース取引のために要した資金 (リース物件の購入代金とリース取引に要する諸費用) のほぼ全額をリース期間中にユーザーがリース料として支払う (フルペイアウト) ことから、リース期間中途での契約解除が禁止されており、OLはFL以外の取引を指す。OLは、フルペイアウトでないことから、リース会社としては、OL契約終了後あるいは中途解約後、別のユーザーにその物件をリース又は売却することにより、残存価額を回収する必要がある。従って、OL取引の対象物件は、汎用性があること、中古市場が整備されていることが前提となり、日本では自動車や航空機がその代表例となる。レンタルは、娯楽用品などの汎用性のある物件を複数のユーザーに繰り返し賃貸することにより物件代金を回収するようにレンタル料が設定されているため、ユーザーが随時または一定期間経過後に中途解約が可能であることから、広義のOLに含まれる。

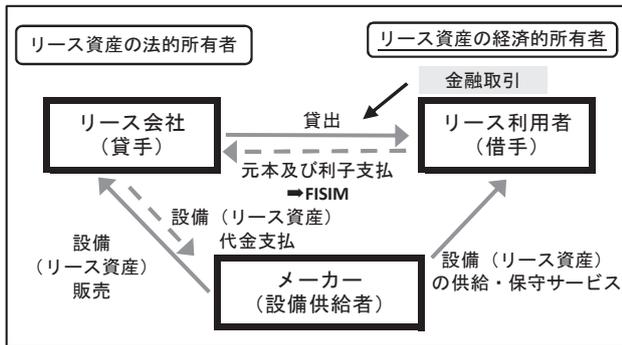
³ 2008SNA 勧告パラ 17.304 参照。

⁴ ここでのリスクとは、経済的所有権を保有することに伴う当該資産の減損などを指すものと考えられる。OLでも同様。

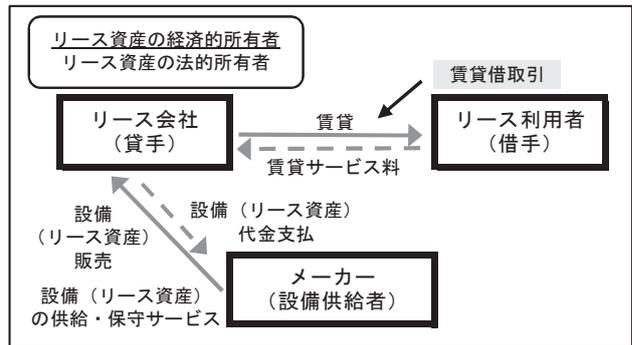
⁵ 経済的所有者とは「当該実体を経済活動の過程で使用することに関連する利得に対する権利をもち、同時にそれに対するリスクを受け入れる制度単位」をいう (2008SNA 勧告パラ 3.26 参照)。

図表1 2008SNA 勧告のイメージ

<FL取引イメージ>



<OL取引イメージ>



(出典) 各種資料より筆者作成

FISIM として記録するとされている。

次に OL⁶ については、リース対象である資産の経済的所有者かつ法的所有者である貸貸人がリスクを引き受け、当該資産を生産活動で使用するによって経済的な利益を受けるもので、同リースの下では、当該資産は経済的所有者である貸貸人の貸借対照表に計上される (図表1右図参照)。同リースに対する支払いは、レンタル料 (賃借サービス料) と呼ばれ、サービスに対する支払として記録することとなる。

SNA では、資産は、経済取引を行う主体である制度単位によって所有され、一定期間保有することにより所有者に経済的利益をもたらすものと定義されている⁷。このため、リースについても、対象資産の法的所有権ではなく、経済的所有権に着目し、これが借手に帰属するのが FL⁸ であり、貸手に帰属するのが OL とした取り扱いとみることもできる。

2.2 平成23年基準 JSNA 以前における取り扱い

SNA では、個々の経済主体が生産、支出、分配、実物投資など経済活動 (実物取引) を行えば、その裏には、

現金などの資金の動き (金融取引) が伴う。現行基準である平成23年基準 JSNA における金融取引及び実物取引でのリースの取り扱いは、次のとおりである。

(1) 金融勘定においては、「資金循環統計 (日本銀行) (以下「資金循環統計⁹」) という。) に合わせて FL を金融取引として認識していた。即ち、FL の貸手側のリース会社は金融機関として扱われ、リースに係る債権は割賦債権¹⁰ の内数として計上、FL の借手側にはリースに係る債務が割賦負債の内数として計上される。

(2) 他方、実物勘定においては、リース会社は非金融法人企業 (物品賃貸業) として扱われ、FL と OL を区別していなかった。産業連関表 (以下「IO」) では、「法的所有者が誰か」 (=所有者主義) という観点から、リース資産を、物品賃貸業 (IO 列部門「物品賃貸業 (貸自動車を除く)」¹¹ 及び「貸自動車業」) に帰属させ、リース関連のサービスを借手部門の中間消費または家計消費に計上し、固定資本減耗は貸手である物品賃貸業に計上する扱いである。

JSNA では、貸自動車含む物品賃貸業関連の6つの IO 行部門のうち、「産業用機械器具賃貸業」及び「建設用

⁶ 2008SNA 勧告パラ 17.301、17.302 参照。

⁷ 中村 (2017) P6 参照。

⁸ FL には法的所有権を借手に移転させる所有権移転 FL と貸手所有のままである所有権移転外 FL がある (図表1左図は所有権移転外 FL の例)。後者については例外的にオフバランス処理が認められていたが、2007年に改正された「リース取引に関する会計基準」により2008年度から、FL取引に係るリース物件は、売買処理に準じた会計処理となった (所有権移転外 FL についても借手側の貸借対照表にリース対象の固定資産を計上)。なお、2008SNA では特段両者を区分していない。

⁹ 「資金循環統計の解説」によれば、同統計は、前述の新たなリース会計 (「リース取引に関する会計基準」) が適用された2008年度より前は、実際に企業が金融取引として記録したもの (所有権移転リース) のみを金融資産として計上している。

¹⁰ JSNA の表章項目としては、「金融仲介機関」のうち「ファイナンス会社」が保有する「消費者信用に含まれない割賦債権・債務」に含まれる。

¹¹ IO の部門分類上、物品賃貸業は行・列部門が非対称である。平成23年 IO では、列部門「物品賃貸業 (貸自動車を除く。)」は、5つの行部門「産業用機械器具 (建設機械器具を除く。) 賃貸業」 (以下「産業用機械器具賃貸業」)、「建設機械器具賃貸業」、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具 (電算機等を除く。) 賃貸業」 (以下「事務用機械器具賃貸業」)、「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に対応している。

図表2 物品賃貸業関連の分類（IO（行側）、JSNA（財・サービス））

2011年IO行		平成23年基準JSNA	
産業用機械器具賃貸業	所有者主義	—	使用者主義により借手側帰属
建設用機械器具賃貸業		—	
電子計算機・同関連機器賃貸業		電子計算機・同関連機器賃貸業	所有者主義
事務用機械器具賃貸業		事務用機械器具賃貸業	
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業		スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	
貸自動車業		貸自動車業	

機械器具賃貸業」についてはそのリース資産を、「現実の使用者が誰か」（＝使用者主義）¹² という観点から、前者は主には製造業などの各経済活動、後者は経済活動「建築業」及び「土木業」に帰属させている¹³。当該2部門については、借手（＝使用者）である、これらの経済活動に、リース関連のサービスを自己産出・自己使用として計上し、固定資本減耗についても同経済活動に計上する、という扱いである（従って図表2右図のとおり生産物としては存在せず）。但し、残り4つの部門については、IOと同じ扱い（＝所有者主義）である。

なお、FLの下での支払いのうち利子部分については、前述のとおり実物勘定ではリース会社を非金融法人（物品賃貸業）として位置付けていたため、財産所得として扱っていた。

2.3 対応の方向性

前述のように、これまでのJSNAでは、実物勘定では、IOもJSNAも、2008SNAが定義している経済的所有者の存在によってリース資産の帰属を判断しておらず、結果としてOLとFLは区分されていなかった。他方で金融勘定においては、基礎統計である「資金循環統計」と整合的にFLを金融取引として記録し、既に2008SNA勧告に対応しているため、以下では、JSNAの実物面での2008SNAの勧告事項への対応の方向性について述べる。

（1）OLとFLを区分するには、各々を産出する経済

活動を定義する必要があるが、前者については従前どおり「物品賃貸サービス業」を割り当てる。後者については、JSNAでは金融機関のみが金融サービスを産出すると整理¹⁴していることから「金融業」を割り当てることとする。このため貸手を金融機関として扱うことから、FLをFISIMとして記録することとなる。⇒3.1で後述。

（2）その上で、経済的所有権の所在により、リース資産がどの部門に帰属するかを判断することから、OLの場合は貸手たる「物品賃貸サービス業」に、FLの場合は借手たる各経済活動に帰属させ、その固定資本減耗も同様の扱いとする。

（3）物品賃貸サービス（含む貸自動車業）については、もはや使用者主義を取らないことから、「産業用機械器具賃貸業」及び「建設機械器具賃貸業」も生産物（部門）として復活させた上で、産出額の再推計が必要となる。これらの生産物について何等かOL/FLを区分する情報を元に、それらの産出額よりFL産出¹⁵に相当する部分を控除し、残されたOL部分のみ計上する処理を行う。なお、FL産出部分については、（1）で推計されるFLのFISIMに置き換わり、別な生産物として扱われる。⇒3.2で後述。

（4）経済活動としての「物品賃貸サービス業」について、生産物としての物品賃貸サービスと同様に、平成23年基準では製造業や建設業などに移されている投入構造を回復して、OL/FL区分に対応した中間投入比

¹² 「使用者主義」と「所有者主義」についてはIOでは次のように整理している。「使用者主義」とは、物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。これに対して、「所有者主義」とは、物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方であり、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する。

¹³ 生産物としての「産業用機械器具賃貸業」と「建設機械器具賃貸業」については各経済活動で自己産出・自己使用される扱いとしたため削除（コモディティ・フロー法（以下「コモ法」）の分類としては存在せず）。

¹⁴ 2008SNAは「非金融法人は、その主活動が市場財および市場非金融サービスの生産である法人企業である。」（パラ 4.94 ※下線は筆者）と定義しており、非金融法人企業が金融サービスを産出することを完全に排除したものは読みとれない。しかし、金融仲介サービスが属する制度部門によって評価方法が変わってしまう（金融機関ならFISIMで評価し、非金融法人企業なら利子のみ財産所得として扱う）という実務上の問題も考慮して、JSNAでは金融機関のみが金融サービスを産出すると整理している。

¹⁵ 当該FL産出額は一括して別途推計されるFISIM産出額ではなく、同推計を元に得られるFL売上である。3.1で後述する。

率の再推計を行う。⇒ 3.3 で後述。

3. JSNA フロー編における具体的な推計方法の検討

前述の通り、2008SNA 勧告事項への対応に向けては、(1) FL の貸手を金融機関として扱うことに伴う FL 部分の FISIM の推計、(2) (1) の過程で得られる FL 産出額により、OL/FL 区分に対応させた物品賃貸サービス関連の生産物の産出額推計、(3) (2) を踏まえた産出構造及び投入構造の検討が必要となる。以下では、基準改定を中心となる基準年推計作業を念頭におきつつ、これらの推計方針の概略を説明する。

3.1 FL-FISIM の推計

FL を FISIM として扱うにあたり、平成 23 年基準の FISIM 推計には FL が含まれていないため、新たに推計する必要がある。FL は、金融仲介サービスの産出であるとし、FISIM として計測するが、預金サービス（貸手側 FISIM）が提供されず貸出サービスのみが提供される¹⁶ため、FL-FISIM 産出額の推計式は、借手側 FISIM に準拠して以下の通りとなる。

$$\text{FL-FISIM 産出額} = \text{FL 運用残高} \times (\text{FL 運用利率} - \text{参照利率})$$

このうち、FL 運用利率に関しては、「リース統計」（公益社団法人リース事業協会）¹⁷の「リース設備投資額」及び「リース取扱高」を用いて推計する。「リース設備投資額」は、リース会社（貸手）がリース資産として供するために購入した固定資産額（元金相当）であるが、これに対し、ユーザー企業（借手）との 5 年間の元利均等払いのリース契約（「リース取扱高」）で収支がバランス¹⁸するものと想定する。これを満たす利回り、つまり内部収益率（以下「IRR」）を推計し、FL 運用利率とする¹⁹。

IRR は初期投資を含めたキャッシュフローの割引現在価値の合計を一致（NPV=0）²⁰させる利率なので、次のように表せる。

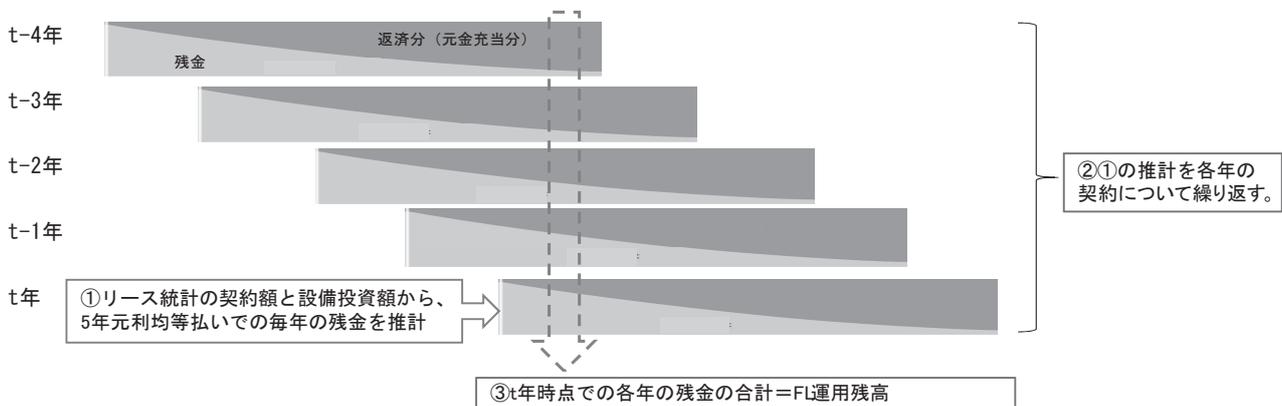
$$\text{NPV} = \text{Ct0} + \text{Ct1}/(1+r) + \dots + \text{Ct1}/(1+r)^5$$

Ct0 : t 期のリース設備投資額

Ct1 : t 期のリース取扱高の 1/5

r : IRR

図表 3 FL 運用残高推計のイメージ



¹⁶ 従って通常の FISIM と異なり、預金者として家計が利用する FISIM（家計最終消費支出に向けられる）が無いことから、国内総供給は全て中間消費となる。

¹⁷ リース統計については、資金循環統計と異なり、貸金業登録をしていない事業者も集計対象となることから、リース会社全体を把握する上ではより目的地的であるため、FL の規模をより適切に捕捉可能と考えられる。

¹⁸ リース会社の有価証券報告書等より。

¹⁹ リース統計のリース取扱高等は、OL と所有権移転外 FL の合計で所有権移転 FL は含んでおらず（但し、森住（2009）P17 によれば日本のリース市場の 9 割以上が所有権移転外 FL で占められており、また公益社団法人リース事業協会へのヒアリング結果によれば所有権移転 FL 分については最近殆どないということであった。）、また OL 分と所有権移転外 FL 分の分割も不可能である。このように、IRR については OL と所有権移転外 FL を区分する情報が無いため、同一と仮定して推計している。

²⁰ t 期に実施した初期投資（Ct0）として「リース設備投資額」の分だけマイナスのキャッシュフローが発生するが、同 t 期に契約した「リース取扱高」を 5 等分した分（Ct1）からプラスのキャッシュフロー（割引現在価値）が次期 5 期に渡り発生するためバランスすると仮定。

運用残高に関しては、同リース統計の「リース設備投資残高」を用いている。各年度の残存元本²¹(図表3の「残金」部分)を足し上げ、各年度のFLのストック残高を推計する。

参照利率に関しては、リース独自のものを推計するのが困難であることから、通常のFISIM産出額推計と同様に、預金取扱機関同士の貸出の平均利回りを参照利率として充てる。

なお、国内で消費されるFL-FISIMは、前述のFL-FISIM産出額より、輸出分を控除し、輸入分を加算して、次のように求められる。

$$\text{FL-FISIM 国内消費額} = \text{FL-FISIM 国内産出額(借手)} - \text{FL-FISIM 輸出額} + \text{FL-FISIM 輸入額}^{22}$$

3.2 コモディティ・フロー法における対応(OL及びFL産出額推計)

市場生産者の財貨・サービスに対する支出は一般にコモディティ・フロー(以下「コモ」)法により推計され

るが、JSNAの場合、コモ法はIOから出発する。2008SNA勧告事項の導入にあたっては、コモ法分類(生産物分類)をOL/FL区分に対応したものとした上で、それらの産出額よりFL産出²³に相当する部分を控除し、残されたOL部分のみ計上する処理を行う。なお、OLについてはIOの情報などを元に機種別に分割する。

(1) 物品賃貸業関係の生産物について、前述2.2で述べたように平成23年基準では自己産出・自己使用扱いとして部門が削除されていた産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業を復活させる。そして、FL-FISIMについては、マクロ(一国計)は前述3.1で述べた推計により得られるが、全て中間消費に配分されることや、データ制約により機種ごとに分割することが困難であることから、機種ごとに別個の生産物とせず、一本の生産物(コモ分類)として推計する(図表4参照)。

(2) 次に各機種毎のOL/FL分割について検討する。IO²⁴では、機種別にリース、レンタル(期間1年以内のOL)の産出額が分かるが、IO上のリースではFLと(レンタルでない)OLは区分されていない(図表5右図参照)。IOでは、「スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃

図表4 物品賃貸業関係の生産物の分類のイメージ

27Bコモ法分類	2015年IO行	23Bコモ法分類
FISIM(FL)	—	—
産業用機械器具賃貸業	産業用機械器具賃貸業	—
建設用機械器具賃貸業	建設用機械器具賃貸業	—
電子計算機・同関連機器賃貸業	電子計算機・同関連機器賃貸業	電子計算機・同関連機器賃貸業
事務用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業	事務用機械器具賃貸業
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
貸自動車業	貸自動車業	貸自動車業

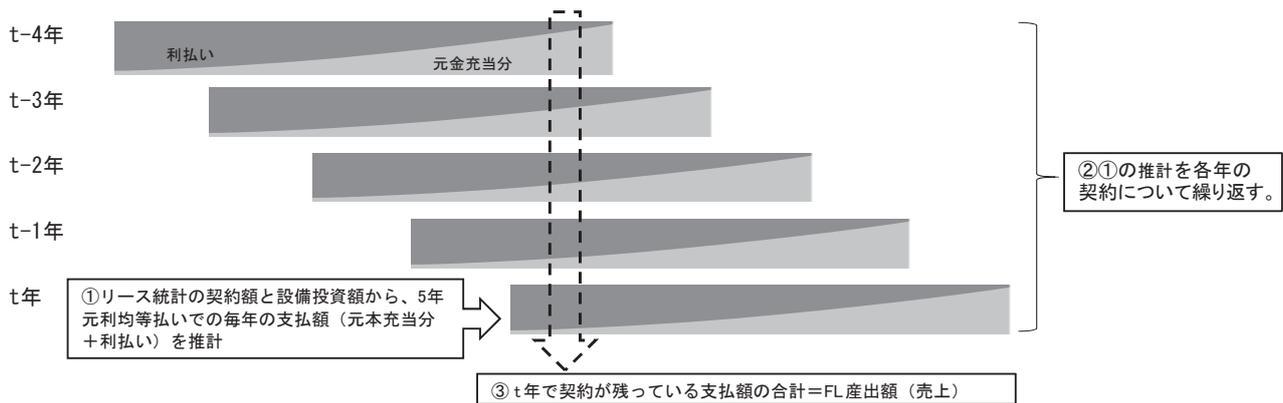
図表5 物品賃貸業のIOにおける産出額の構造

2015年IO(取引基本表)	(百万円)		IO上のリース		レンタル料・サービス料
	リース	レンタル	レンタル	FL	
産業用機械器具(除く建設機械器具)賃貸業	2,663,050	183,026	概念上のOL	FL	設備投資(元本)
建設用機械器具賃貸業	294,586	1,262,323			
電子計算機・同関連機器賃貸業	1,725,813	76,942			
事務用機械器具(除く電算機等)賃貸業	484,597	76,693			
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	0	1,752,165			
合計	5,168,046	3,351,149			

(注) 貸自動車を除く、物品賃貸業(行)各部門の産出額の計数

²¹ 元本より、IRRに基づく借手からの返済額うち元本充当分を控除して得る。
²² FL-FISIM輸出入額については国際収支統計を用いて推計。但し公益社団法人リース事業協会によれば、運搬コストや税金等といったデメリットがあることから、FLの輸出入規模は国内消費額に比べ小さいとされている。
²³ 当該FL産出額は、一括して別途推計されるFISIM産出額(前述3.1参照)ではなく、同推計を元に得られるFL売上である。
²⁴ 平成27年産業連関表10桁分類

図表6 FL産出額（FL売上）推計のイメージ



貸業」についてはレンタルのみであり、「貸自動車業」についてはレンタル、リースともに存在するものの、関係業界へのヒアリング等により「貸自動車業」におけるリースはほとんどOLであると考えられる。このため、これら2生産物についてはOLのみが存在するとして扱うこととする。残りの「産業用機械器具貸業」他3生産物については、産出額をOLとFLに分割する必要があるが、上記（1）のとおりFLの生産物は機種別となっていないため、FL相当部分（FL産出額）を控除した上で残るOLを4機種別に分割することとなる。

（3）FL産出額（FL売上）については、前述3.1と同様、5年間の元利均等払いの利回り（IRR）に基づく毎年の元本返済+利子等の合計（図表6参照）となる。これを上記（2）の「産業用機械器具貸業」他3生産物の産出額から控除したものをマクロのOL（レンタルを含まない）産出額とする。FLについては、FL-FISIM産出額に置換して、JSNAのFL産出額とする。

（4）（3）のマクロのOL（レンタルを含まない）の部分、次のように4機種別に分割した上で、IOの機種別のレンタル額と合算し、JSNAの機種別OL産出額とする。

- ① リース統計のマクロのFL比率²⁵を、建設機械器具貸業、電子計算機・同関連機器貸業及び事務用機械器具貸業のIOのリース産出額に適用してOL部分（レンタルを含まない）を推計。
- ② 建設機械器具貸業については、同様の考え方に加え、「リース統計」から推計される土木建設機械に係るリース産出額とIOとの差を、前者で捕捉され

- ないOL分とみなして追加配分（一般社団法人日本建設機械レンタル協会など、公益社団法人リース事業協会のリース統計では把握できない情報を考慮）。
- ③ 産業用機械器具貸業については、マクロのOL産出額から、上記①②の各機種別のOL産出額を差し引いた残差とする。

3.3 付加価値法での対応

前述のとおりIOでは、OL/FLの区分をしていないため、産出構造（付帯V表）の面では、行（産業）も列（生産物）も「物品賃貸サービス」のみであることから、産業別にみた生産物（FLとOL）の産出構造はそこからは読み取れない。また、IOの列部門は「物品賃貸業（貸自動車業を除く）」と「貸自動車業」のみであるため、FLとOLの投入構造は分からない。

このため、実際の推計では一定の仮定を置かざるを得ず、JSNAの付加価値推計では、次の仮定²⁶を置いて、投入・産出構造（U/V表）を推計することとする。すなわち、付帯V表上、FLを産出するのは、物品賃貸サービス業（産業）のみであり、前節までに推計されたFL産出額（売上）は、ここのみに含まれているものとする。さらに、付帯V表を元に推計されるJSNAのV表では、FLを産出するのは、金融・保険業（経済活動）のみであり、逆に金融・保険業はOLを産出しないものとする。

平成23年基準においては、（JSNAでの）V表上の物品賃貸業に係る産出額は、図表7左図の②（商品の「物品賃貸サービス業」と経済活動の「物品賃貸サービス業」の交点）にFL、OLとも一括計上していた。このよう

²⁵ リース・ハンドブック（公益社団法人リース事業協会）より。

²⁶ 理論上は、金融・保険業によるOLの産出や、物品賃貸業によるFLの産出も考えられるが、付帯V表からは産出構造が未知なことや、JSNAの慣行を踏まえ整理。

に、平成23年基準では、FLは図表7左図の②にのみ(OLと混在という形であるが)存在し、同図のA(商品の「物品賃貸サービス業」と経済活動の「金融業(FL以外の所謂FISIM)」の交点)やB(商品の「物品賃貸サービス業」と経済活動の「その他」の交点)には含まれないと整理されていた。

これに対し、平成27年基準(図表7右図)では、前述の仮定に基づき、物品賃貸サービス業(経済活動)の自交点²⁷からFL産出額(推計方法は前述3.2参照)を控除してOLのみが残るようにし、FLはFISIMとして扱うことから、金融業の商品・経済活動の内訳としてFLを新設し、FL-FISIM産出額を③(新設された商品及び経済活動の交点)に計上する。この結果、物品賃貸サービス業の交点には、OLに係るものだけが、②'として計上される。²⁸

FLの投入構造(U表)については、IOよりFL固有の投入構造を把握することができないため、IOの「物品賃貸業(貸自動車業を除く)」をFL産出額の比率²⁹で一律に分割する。ただし、前述2.2(2)で述べた通り、

リース資産は貸手であるFLには帰属しないため、FLより発生する固定資本減耗は存在しない(ゼロ)扱いとするとともに、OLに特定されると思われる商品への投入も同様に存在しない(ゼロ)ものとした。他方、OLの投入構造については、IOの「物品賃貸業(貸自動車業を除く)」から前述のFLの投入構造を除いたものとしている。なお、このOLの投入構造には、平成23年基準で製造業や建設業などに移されていた産業用機械器具賃貸業や建設機械器具賃貸業の投入構造について、OL分は物品賃貸サービス業に含まれることになる(図表8参照)。

また、各経済活動の投入構造については、前述3.2(2)および(4)と統合的な機種別のFL/OL比率によって、各機種の物品賃貸業への投入をFLとOLに分割した上で、FL分についてはFL-FISIMへの投入に置き換える。

4. GDP支出面及び生産面への影響

以下では、前述のコモ法及び付加価値法においてリー

図表7 付加価値推計法での対応のイメージ

23B		商品				経済活動
		金融業		物品賃貸サービス業	その他	
経済	金融業	FL以外	—	—	A	—
		活動	FL以外	①	—	
—	—	—	—	—	—	—
—	物品賃貸サービス業(OL、FL混在)	0	—	②	—	—
—	その他	0	—	—	B	—

①にはIOの金融業の投入構造(縦縞)を、②には物品賃貸業の投入構造(横縞)をそれぞれ適用してU表を推計

➔

27B		商品				経済活動
		金融業		物品賃貸サービス業	その他	
経済	金融業	FL以外	FL	—	A	—
		活動	FL以外	①	—	
—	FL	—	③	—	—	—
—	物品賃貸サービス業(OLのみ)	0	—	②'	—	—
—	その他	0	—	—	B	—

①にはIOの金融業の投入構造(横縞)を、②'と③には各々OL(横縞)、FL(格子)を表す投入構造を適用してU表を推計

図表8 付加価値推計法(経済活動分類)細分類のイメージ

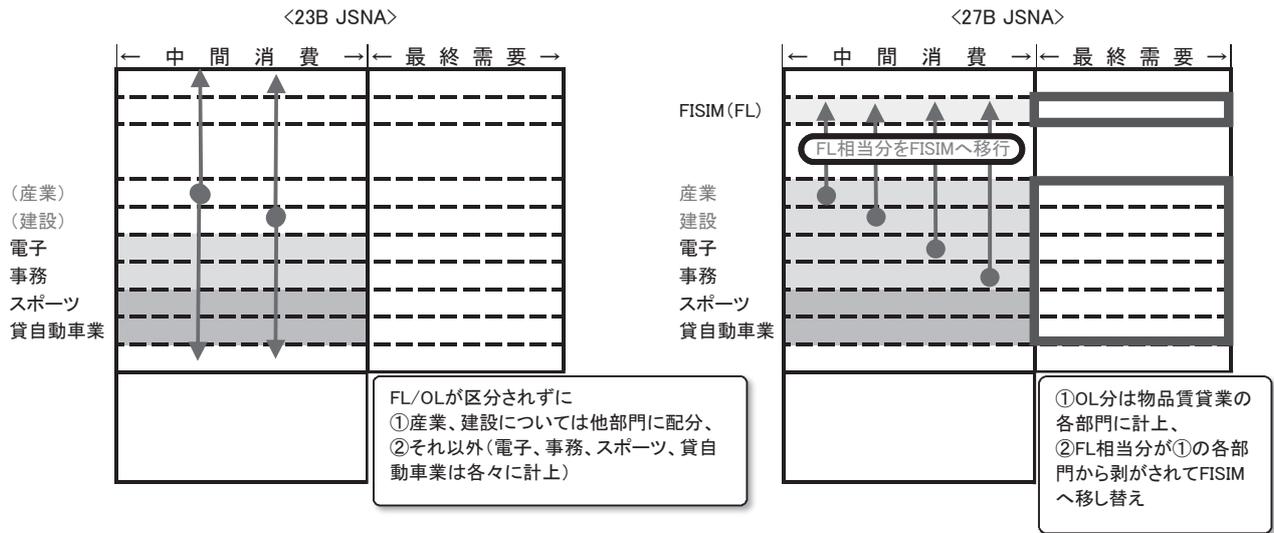
27B 付加細分類		2015年IO(列)	23B 付加細分類	
金融業	金融業	金融業	金融業	金融業
	金融業(FL)			物品賃貸サービス業
	その他物品賃貸業(OL)			—
	産業用機械器具賃貸業(OL)			—
	建設用機械器具賃貸業(OL)		貸自動車業	
貸自動車業	貸自動車業	貸自動車業	貸自動車業	

²⁷ ある経済活動の列と同経済活動が主産物として産出する商品の行との交点を指す。

²⁸ 整理すると、①が、金融業が産出する金融サービス(FL以外の銀行等の金融仲介サービス)、②が、物品賃貸サービス業が産出する物品賃貸サービス(OL、FLを含む)で、②'が、物品賃貸サービス業が産出するOLサービスとなり、③が、金融業が産出するFLサービスとなる。

²⁹ FL産出額をIOの物品賃貸業(貸自動車業を除く)の国内生産額で割った比率。

図表9 GDP支出面への影響のイメージ



区分導入に対応した場合の GDP に及ぼす影響を分析する。結論を先取りすれば、マクロで見た GDP は支出側、生産側ともに概ね変化しない³⁰。

4.1 GDP 支出面への影響

基準年推計の基礎となる X 表で見た場合、支出側でいえば、2つの処理の影響を考慮する必要がある。1つ目は、産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業の復活である。平成23年基準（図表9左図）では、これら2部門は自己産出・自己使用のため削除³¹されていたが、平成27年基準（図表9右図）では、それと同額の産出額が回復する。これは他部門に配分されていた同部門の中間消費³²を剥がして、復活した同部門に集約させる処理であり、最終需要には影響しない。2つ目は、FL相当分の分離とそのFISIMへの置き換えである。即ち、物品賃貸業の各部門からFL産出（売上）相当分が控除され、それらに見合うFISIMがFL-FISIMとして計上さ

れるが、前述3.1で述べた通り、FL-FISIMは全て中間消費に配分される。従って、これら2つの処理の過程では最終需要額は変化しない。

4.2 GDP 生産面への影響

生産側についてU表視点で見た場合、平成23年基準においては各経済活動による産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業への中間投入は削除されていたが³³、平成27年基準ではこれが回復された上で、FL分はFL-FISIMへの中間投入として記録される³⁴。これは、復活した産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業に対し中間投入及び付加価値を他の経済活動から戻すことを意味することから、マクロで見た粗付加価値額は概念上変化しないため、生産面のGDPに影響しない。

ただし、前述3.3で述べた通り、FLの投入構造については、雇用人報酬などの付加価値部門を含めたIO列部門の「物品賃貸業（貸自動車業を除く）」をFL産出

³⁰ 厳密には、以下に述べるFL-FISIMの輸出入計上による僅少な影響を除き、マクロのGDPは変化しない。前述3.1で述べたとおり国内向けのFLは中間消費として扱うことから、FISIMへの評価の変更はGDPに影響を与えない。他方、海外部門において、これまでは国際収支統計上第一次所得収支に計上されていたFLの利息の受け払いが、FISIMの輸出入として扱われることに伴いサービス収支に加算されるため、その部分についてはGDPが変化する。但し、その影響はごく僅少である（なお図表9では、FISIM輸出入計上による影響を除いている）。

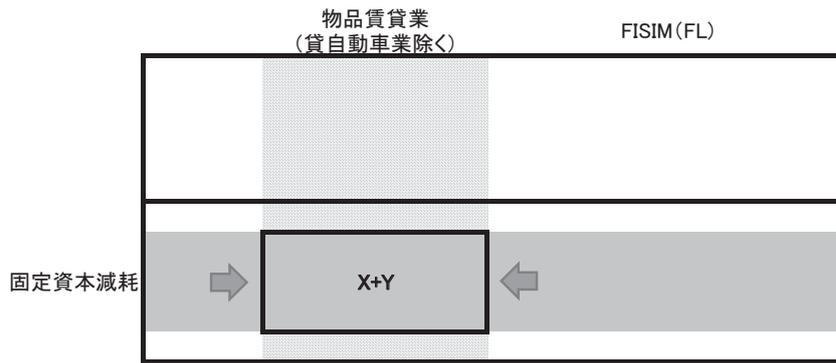
³¹ 産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業については、平成23年基準のJSNAでは部門設定されていないため、IOの同部門の投入係数によって按分されていた。

³² 産業用機械器具賃貸業、建設機械器具賃貸業については、全て中間消費される配分構造となっている。

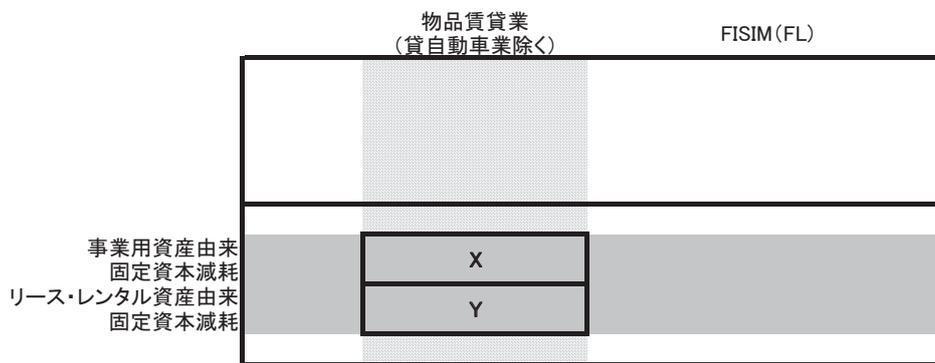
³³ 前述4.1の図表9と同様に、IOの産業用機械器具賃貸業および建設機械器具賃貸業の投入係数（付加価値部門まで含めたもの）によって案分していた。

³⁴ 前述4.1のFL-FISIMの輸出入は僅少だが輸出超となると見込まれる。産出額は他部門からの移し替え（前述3.2（3）参照）で不変のため、この輸出超分だけ国内総供給減となり、FL-FISIMの国内総供給＝中間消費（前述3.1参照）のため、同輸出超分だけ中間消費（中間投入）が減少し支出側GDP増となる。各部門の産出額が不変の中で、中間消費（中間投入）が減るということは、これらが投入するFL-FISIMが減少することを意味し、即ち、その分だけ付加価値（生産側GDP）が押し上げられるので、支出側＝生産側GDPとなりバランスすることとなる。

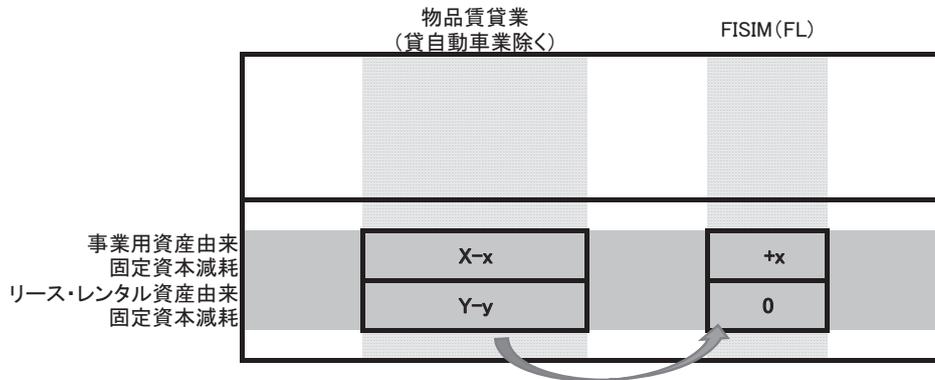
図表 10-1 GDP 生産面への影響のイメージ



図表 10-2 GDP 生産面への影響のイメージ



図表 10-3 GDP 生産面への影響のイメージ



額の比率で一律に分割する処理を行い、また、産業用機械器具賃貸業および建設機械器具賃貸業に対しては、中間投入及び付加価値を他の経済活動から戻す処理を行うことにより、経済活動別でみた GDP は変化し得る。

なお、リース資産は貸手である FL には帰属しないため、当該リース資産より発生する固定資本減耗については、他の事業用資産由来の固定資本減耗と区分し FL の投入構造から除く必要がある³⁵。同処理は経済活動別の

付加価値部門の構成を変化（固定資本減耗の変化により同営業余剰が変化するが、経済活動別の GDP には原理的には影響しない）し得るが、以下ではそのプロセスを概説する。

図表 10-1 は、平成 27 年基準において、主に製造業や建設業などに配分されていた産業用機械器具賃貸業および建設機械器具賃貸業に係る固定資本減耗のうち OL 分が物品賃貸サービス業の列に集約されることを示して

³⁵ 同処理によって減らされた固定資本減耗は、原理的にはリース資産の借手（帰属先）である各経済活動の固定資本減耗ないし営業余剰として現れるため、一国全体で見た粗付加価値額は変化しない。

いる。

このとき同列部門の固定資本減耗には、事業用資産(事業を営む上で標準的に必要となる事務用機器等) 由来とレンタル・リース資産(リース資産そのものに) 由来のものが混在している(図表 10-1 における X 及び Y) ので、「特定サービス産業実態調査」(経済産業省) の情報³⁶を元にこれらを資産由来別に区分する(図表 10-2)。

さらに、この区分された固定資本減耗を前述 3.2 (3) の FL 産出額を IO の物品賃貸業(貸自動車業除く) の国内生産額で割った比率により、OL(レンタル含む) と FL に関連するものに分割する。このうち FL 部分の固定資本減耗を、物品賃貸業(貸自動車業除く) の列より控除する。当該 FL 部分うち事業用資産由来分の固定資本減耗(図表 10-3 における x) は FISIM 活動を行う上で発生したもので生じたものとして金融業の列に計上するが、レンタル・リース資産由来分の固定資本減耗(図表 10-3 における y) は、本来は当該 FL 資産の借手側(他の経済活動) の貸借対照表に計上されるはずであるため金融業の列に計上しない(ゼロ計上)。

このように、経済活動別 GDP については、FL および OL を生み出す金融業や物品賃貸サービス業だけでなく各経済活動も投入構造が見直されることによって中間投入比率が変わるため、変化し得る。さらに、経済活動別のリース資産の帰属が見直されることによって経済活動別の固定資本減耗が変化して、経済活動別の営業余剰にも影響を及ぼすことになる。

5. おわりに

本稿では、平成 27 年基準改定の主要事項の一つであるリース区分の導入について、2008SNA 基準の原則に沿った記録となるよう検討を行い、コモ法及び付加価値法における対応方法について概説した。リース区分の導入は、マクロの GDP の水準については概ね変化させな

いが、経済活動別の GDP を変化させ、リース資産の帰属をその経済的所有権の所在で判断することから、経済活動別の生産性を検証する上で有益³⁷なものと考えられる。本稿での整理が今後の推計にあたっての一助となることを期待したい。

³⁶ 特定サービス産業実態調査の調査事項うち、レンタル・リース資産(リース資産そのものに) 由来としては、A:「貸与資産原価」(リース及びレンタル資産の減価償却費などであり、OL 及びレンタル由来の減耗にあたる) 及び B:「リース投資資産取得額」(FL に係る減耗は貸手側には記録されず補足できないため、同項目を FL の償却額相当と見做す)、事業用資産由来としては、C:「減価償却費」(取得時価が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)) となる。これらより事業用資産減耗割合 $(C/(A+B+C))$ を得る。

³⁷ リース区分の導入は、資本サービスを計測するプロセスを介して生産性の分析に資するものと考えられる。資本ストックは、生産要素として生産能力の測定量及びその継続的な利用による資本収益を反映した資産価値という二つの概念を持つが、生産性分析で利用する上で望ましいのは前者である。この前者の生産への貢献分を示すフロー量が資本サービスである。但し多くの資産は利用者によって自己所有されていることから同サービスの直接的な観測が不可能であるため、自己所有する資産(資本ストック) に対する仮想的なレンタル(リース) 価格として計測される。その過程で資本の所有主体別に異なる IRR を推計するが、リース区分の導入によって、FL が新たに区分され、また OL は自己産出・自己使用扱いとして削除されていた部門が復活する結果、資本サービスを受益する主体に対して各々のリース資産が適切に帰属(前者は貸手、後者は借手に帰属) されることとなる。このためリース区分の導入は同推計の精緻化を図る上で有益であると考えられる。

(参考文献)

- 国連等 (2009) 『System of National Accounts 2008』
内閣府 (2017) 『資本サービスに係る推計の概要』
中村洋一 (2017) 『GDP 統計を知る 大きく変わった国民経
済計算』一般財団法人 日本統計協会
日本銀行 (2020) 『資金循環統計の解説』
森住祐治 (2009) 『リース取引の実際 (第四版)』日経文庫

次期 SNA 改訂に係る AEG グローバリゼーションサブグループの検討課題¹

内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚

1. はじめに

国民経済計算を作成する国際基準である System of National Accounts（以下、SNA という。）は、1953 年に初めて策定され、その後、1968 年、1993 年、2008 年に改訂されてきた。現在の国際基準である 2008 年の SNA 改訂（以下、2008SNA という。）は、1993 年の SNA 改訂（以下、1993SNA という。）から 15 年を経て行われており、仮にこの改訂間隔が踏襲されるとすれば、2023 年に次期改訂がなされることとなる。SNA 改訂は、国際連合の統計委員会に承認され正式なものとなるが、改訂案は、Advisory Expert Group（国際連合主導の専門家グループ。以下、AEG という。）で、さらには、国民経済計算に関する事務局間作業部会（ISWGNA）で作成・検討される。こうした関係筋からは、2025 年の次期 SNA 改訂を目指す、との声が聞かれるところである。

次期 SNA 改訂については、その動機を以下の点に要約できる。第一に、デジタル化やシェアリング

エコノミーといった経済の構造変化が生じていること、第二に、経済のグローバル化が進む中で国民経済計算に歪みが生じていること、第三に、国民経済計算だけでは人々の幸福度を捉えられないこと、である。2019 年には、AEG の下に、各々の改訂動機に沿って、デジタル化、グローバル化、幸福度に係るサブグループが作られ、各々、ユーロスタット、国際通貨基金（International Monetary Fund。以下、IMF という。）、経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development。以下、OECD という。）が事務局を務めることになった。

筆者は、グローバル化サブグループのメンバーとして、議論に参画している（下表は論点ペーパーの執筆者等）。同サブグループでは、既に、輸出入の評価方法のほか、多国籍企業や知的財産生産物の取り扱いについて議論が進められていることから、本稿では、その概要を示すとともに、今後の課題を整理することとする。

所属	氏名（敬称略）	役、論点ペーパーのテーマ
アイルランド統計局	Michael Connolly	共同議長
オーストラリア統計局	Paul Roberts	共同議長、経済的所有権と知的財産生産物の記録
ノルウェー統計局	Ann Lisbet Brathaug	多国籍企業・SPE の経済的プレゼンスと居住性
内閣府経済社会総合研究所	Satoru Hagino	輸出入の CIF-FOB 評価
米国民経済分析局	Dylan Rassier	多国籍企業内のフロー

¹ 本論文の作成にあたっては、総務省統計審査官付・山岸圭輔調査官、日本銀行国際局・中村慎也国際収支課長、同調査統計局経済統計課・守屋邦子企画役のほか、専修大学・作間逸男教授、立教大学・櫻本健准教授から有益なコメントを頂いた。しかし、本稿における誤りは、筆者に帰する。

2. 多国籍企業や知的財産生産物に係る論点について

(1) 問題の所在

経済のグローバル化は、一国単位で付加価値等を捉えようとするSNA体系のアプローチに、様々な課題を投げかけている。例えば、多国籍企業が、企業全体の利益を意図的に集中させ、知的財産を所有する特別目的会社(Special Purpose Entities。以下、SPEという。)が集中的に設立されている国において国内総生産(Gross Domestic Product。以下、GDPという。)が大きく膨らみ、逆にそうしたことを目論む企業が所在する国においてGDPが萎む、といった問題がある。OECDの金融統計・国民経済計算ワーキングパーティーでは、そうした課題について議論を進めて来た。

例えば、先進国における経済成長率が低位に止まる中で、アイルランドでは、2015年に25%を超える経済成長を記録した。これは、米国プラットフォーム企業がアイルランドの子会社に利益を移したことによるものとみられ、必ずしもアイルランドの経済情勢を反映したものではない。

アイルランドのようなケースでは、グロスベースの国民所得(Gross National Income。以下、GNIという。)を見ることで、実態を伴わない企業活動の影響を排除できると考えられる²。GNIとは、GDPに海外からの要素所得受け取りを加算し、海外への要素所得支払いを控除したものと定義される。これは、GNIが、ある国の国民が行った経済活動を測ろうとするからであり、居住者である人や企業が、海外で労働をして得た所得や海外投資により所有するに至った子会社から受け取った配当を含め、逆に、非居住者である人や企業が、国内で労働をして得た所得や海外投資により所有され海外親会社へ支払った配当を含めないことになる。この結果、GNIは、アイルランドにある米国プラットフォーム企業の子会社から親会社である米国プラットフォーム企業への配当や再投資収益(配当として支払われたと擬制される内部留保部分)を含まないことから、アイルランドの子会社で実現した利益が含まれにくくなるのである。

また、米国プラットフォーム企業の子会社の利益をアイルランドのGDPに計上しない方法として、当該子会社を親会社である米国プラットフォーム企業に統合する

方法も考えられる。そうした統合により、子会社の利益や内部留保が全て米国のものとなることから、アイルランドでは、異例な高成長は記録されなくなる。こうした方法は、ケイマン諸島等、SPEが多く設立されるオフショア国でも適用できるもので、知的財産を所有するSPEが集中する国においてGDPが大きく膨らみ、逆にそうしたことを目論む企業が所在する国においてGDPが萎む、という経済グローバル化による普遍的な問題を解決し得る方法とも言える。

さらには、米国プラットフォーム企業が、知的財産生産物をアイルランドに移すことによって利益を移転したという点に着目し、知的財産生産物自体を譲渡されたものではなくリースされたものとみなす方法も考えられる。そうした方法を採用すると、アイルランドから米国へのリース料が記録されることを通じ、アイルランドのGDPが減少し米国のGDPが増加することになる。

グローバリゼーションサブグループの事務局であるIMFは、そうした解決策について、複数の選択肢を提案している(Padma Sandhya Hurree Gobin and Jennifer Ribarsky (2019)、本論文はノルウェー統計局や米国分析局の論点整理ペーパーを再整理したもの)。そこで以下では、IMFから提示された選択肢について、詳細な検討を行うこととしたい。

(2) 多国籍企業の統計的把握について

多国籍企業については、SNAにおいて取り扱いの枠組みを変更することは提案されていない。ただ、多国籍企業の重要性に鑑み、以下のような統計的把握への取り組みが提案されている。

- A. 現行のマクロ経済指標の中でヘッドラインを変更する。
- B. 現行の枠組みの下で詳細なデータを加える形で拡張する。
- C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う。

各々の提案の内容は、以下の通りである。

- A. 現行のマクロ経済指標の中で、ヘッドラインを変更する方法について

多国籍企業の国境を超えたフローが増加すると、GNIの重要性が増してくるほか、労働者送金等、国境を超えた移転が大きい国においては、これを含む国民総可処分

² アイルランドの経済統計見直しグループはGNI*を開発したが、これは、知的財産生産物や、国際航空機リースに係る航空機のアイルランドへの国際移動の影響を排除すべく、内部留保の海外への還流やアイルランドに本社機能を移した企業を除くもので、GDPの代替指標となり得る。

所得（Gross National Disposable Income。以下、GNDI という。）が重要となる。そこで、SNA の力点を、GDP から GNI や GNDI に移して行くことが考えられる。

B. 現行の枠組みに、より詳細なデータを加える形で拡張する方法について

対象となる統計に応じて、以下のように詳細なデータを加える形での拡張が検討されており、制度部門別勘定、供給使用表（Supply Use Table。以下、SUT という。）、国際収支統計において、互いに整合的な外資・本邦企業の区分が設けられれば、多国籍企業について、包括的で首尾一貫したデータが利用可能となる。

① SUT の拡張：各産業分類において外資企業と本邦企業の区別を導入する。すなわち、グローバルバリューチェーンの分析深化や付加価値貿易指標の精度向上等を目的に、拡張供給使用表が OECD のイニシアチブにより整備されつつあるが、拡張の方向性として、外資子会社、海外子会社を持つ本邦の多国籍企業、海外子会社を持たない本邦企業に、一つの産業を区分する方法が検討されている。

② 国際収支統計の拡張：グローバル生産についてより詳細なデータを提供する。IMF 国際収支統計委員会の中に立ち上げられた、グローバルバリューチェーンに係る作業部会では、国際収支の財貨・サービス取引を、外資企業・本邦企業といった国籍で区分する方法が検討されている。国際連合も、グローバルバリューチェーンや多国籍企業の実態を明らかにすべく、グローバルバリューチェーン・サテライトアカウントの計上に係るガイドラインを提示している。

③ 制度部門別勘定の拡張：非金融法人企業部門や金融機関部門に多国籍企業の内訳部門を加える。この点、2007～2008 年の世界金融危機に対応した G20 データギャップイニシアチブでも、外国支配企業（foreign-controlled corporations）を独立して統計的に把握すべきとする 2008SNA の規定について、これを実現するよう奨励しており、2021 年を目途に、統計整備のためのデータテンプレートが準備されつつある。当該テンプレートには、国内の多国籍企業の統計的把握や本邦支配企業総計の統計的把握といったより詳細なデータも加えられている。

C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う方法について

現在のフレームワークにおける様々な指標に焦点を当てることにより、国際比較可能な形で補完的な情報を提供することが考えられる。例えば、直接投資の分野では、相手国別統計において、投資を実行する取引相手の投資

家により相手国を特定することとされているが、投資資金が迂回されるような場合、資金を提供する究極的な投資家により相手国を特定したデータが有用であると指摘されて来た。実際、OECD 直接投資統計は、究極的な投資家により国を特定した統計も提供している。また、IMF 国際収支統計委員会では、現在の居住者ベースの国際収支統計の補完として、多国籍企業に焦点を当てた、国籍ベースの国際勘定の作成について検討している。

（3）SPE の取り扱いに関する選択肢の内容と評価

グローバリゼーションサブグループでは、SPE の取り扱いについて、次の選択肢が提示されている。

- A. 現行の枠組みを変更し SPE を統合する。
- B. 現行の枠組みの下で詳細データを提供する。
- C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う。

各々の提案の内容は、以下の通りである。

A. 現行の枠組みを変更し SPE を統合する方法について

SPE の統合を検討するにあたっては、SPE が制度単位として独立していると考えられるか否かが問題となる。すなわち、SPE の居住性は、SPE が法人化ないし登録された経済領域にあるとされるところ、SPE が親会社と同じ経済（国内）に法的に所在するのであれば、制度単位と看做されず親会社に統合されるのに対し、親会社と異なる経済（国外）に法的に所在するのであれば、制度単位と看做されることになる（2008SNA 4.56）。このように、SPE は、国内にあるか国外にあるかによって取り扱いが異なっており、一つの方法として、国外にある SPE を、国内にある SPE として分類することで、国外にある SPE も、親会社に統合する扱いとすることが考えられる。これにより、国内と国外の取り扱いが同等になる。

ただ、こうした取り扱いを行うにあたっては、国民経済計算や国際収支における居住者の定義を再検討する必要が生じる。すなわち、2008SNA や IMF 国際収支統計マニュアル第 6 版（Balance of Payments and International Investment Position Manual 6th edition。以下、BPM6 という。）において、制度単位の居住性は、強い関連を持ち、主要な経済的利益の中心が示される経済領域に属するとされている（BPM6 4.114）。SPE を親会社に統合するためには、SPE の経済的利益について、どのような場合に、法人化ないし登録された国に存在しないと云えるのかを詳細に議論する必要がある。

B. 現行の枠組みの下で詳細データを提供する方法について

SPEの居住性について現行の枠組みを維持した上で、SPEを、活動している単位と切り離して統計的に把握する、という方法が考えられる。これは、制度部門の枠組みを、居住者SPEと非居住者SPEの内訳部門を加える形に変更することにより、SPEに焦点を当てた統計データを提供するものである。こうした取り組みは、国際収支統計マニュアル第6版や、OECD直接投資ベンチマークデフィニション第4版にもみられるものであり、幾つかの国では、そうした表章が可能とみられる。2018年10月のIMF国際収支統計委員会では、2021年までに、IMFが居住者SPEのデータ収集を行うことについて合意している。他方、非居住者SPEの特定が難しいとの指摘もあるが、米国BEAでは、非居住者SPEの推計値を提供している。

こうした取り組みにあたっては、SPEについての、国際的に合意された定義が必要となる。既に、IMF国際収支統計委員会では、SPEを用いた、国境を超えた資金のパススルーを把握することに重点を置きつつ、以下のようなSPEの定義を提案し、その類型化や分類を提示している。こうした定義が、SNAにおいても適当であるか否かは、今後の検討課題である。

- ① SPEは、居住者であり、正式に登録かつ/ないし法人化された、制度単位として認められる法的主体であり、その経済において、雇用者が皆無か僅少であり、物質的な実体がなく、物質的な生産がないもの。
- ② SPEは、その所有者に対し、資本市場や高度な金融サービスに対するアクセスを与えたり、所有者に金融リスクから隔離させたり、規制や税の負担を軽減したり、取引や所有者を秘匿するといった目的のために、受け入れた管轄地域によって提供された特定の便益を享受するために設立される。
- ③ SPEは、ほぼ専ら、非居住者と取引し、その金融バランスシートの大部分は国境を超えた債権債務から成る。

C. これまでの取り組みを継続する形で統計整備を行う方法について

投資目的で国境を素通りする資金の取り扱いについて、2つの方法が提案されている。第一に、直接投資統計において、国民概念を組み入れ、素通りする資金を多国籍企業の国籍が所在する経済に統合することで、その資金について、誰が意思決定を行い、利益を享受し、リスクを負担するかを明らかにする方法が考えられる。こうした方法は、金融資産・負債がどこに所在するかという、

居住者ベースの統計の補完となる。第二に、Aの方法でSPEを統合した統計を、補完的な統計として提供する方法が考えられる。

(4) 知的財産生産物の取り扱い

前述したアイルランドの高成長は、米国プラットフォーム企業等の多国籍企業が、自ら保有する知的財産生産物をアイルランドの子会社に移し、その結果、アイルランドに多額の知的財産生産物の利用料の受け取りが生じたことによるものである。そうした取引について、国民経済計算における扱いとして、知的財産生産物の譲渡という法的形式にも拘わらず経済的所有権の移転を認めず、米国プラットフォーム企業がアイルランドの子会社に知的財産生産物をリースしたものと擬制したらどうなるであろうか。その場合、アイルランドの子会社が受け取った知的財産生産物利用料の多くが、親会社である米国プラットフォーム企業等へのリース料の支払いとして記録されることとなる。国民経済計算では、アイルランドにおいて米国からのサービス輸入が、米国においてアイルランドへのサービス輸出が記録されることから、その分、アイルランドのGDPは減少し、米国のGDPは増加することになる。このように、知的財産生産物の国境を跨いだ移転を、リースという国際サービス貿易と擬制することにより、国民経済計算の歪みは、GDPにおいて補正されることになる。

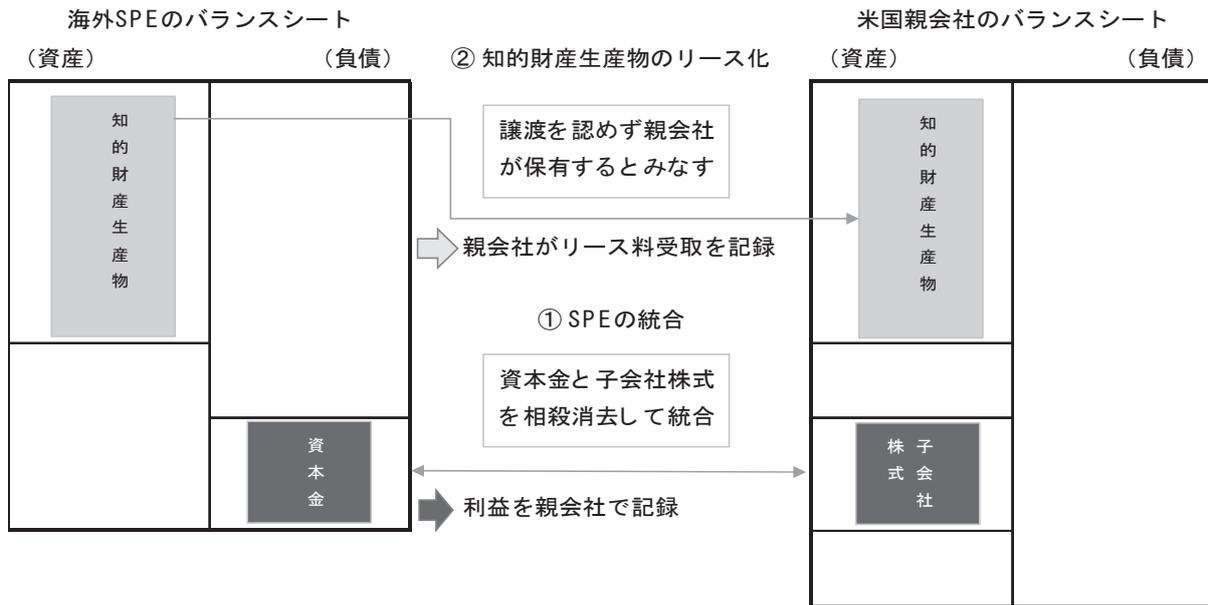
ただ、当該リース料の推計には実務的な課題がある。すなわち、リース料は、知的財産生産物の減耗と対応した金額を記録すべきであるが、知的財産生産物の減耗データを推計することは技術的に容易でなく、また、国際比較可能な方法論が見出されていない。

(5) 多国籍企業や知的財産生産物に係る諸提案の評価

SPEの統合は、金融機関のみならず非金融法人企業までもが海外SPEを活用するに至った現状において、SPEによる国民経済計算（国際収支統計や直接投資統計も含む）の歪みをGNIの段階で正す方法として、検討に値すると考えられる。また、知的財産生産物の海外移転を、経済的所有権の見地からリースとして取り扱うことは、GDPの歪みを正すことに繋がる。そうした意味で、両方法は、何れもグローバル化に正面から対峙して国民経済計算の歪みを是正する方法として、評価できよう（図1参照）。

他方、SPEの統合や知的財産生産物のリース化は、国民経済計算の本来の役割に照らすと悩ましい方法とも言える。なぜならば、国民経済計算や国際収支統計は、取

図1 SPEの統合・知的財産生産物のリース化の概念図



引が国境を超えるか否かの区別に重きを置いて集計していく統計であるにも拘わらず、経済的利益の存在について極めて厳格に捉え SPE の親会社への統合を広範に認めるとすれば、国境の存在を軽視することになり、両統計の本来の役割に反することになる。また、知的財産所有権の経済的所有権の移転をみだりに認めないとするならば、国民経済計算において、取引の法的形式を否定する擬制をし過ぎる、との批判も生じかねない。

また、親会社に統合すべき海外 SPE がどれだけ存在するか、という点も疑問が残る。本邦企業がケイマン諸島等に設立した SPE のケースをみると、まず、本邦企業が海外に慈善信託を設立し、当該信託が SPE に資本投下するという形式を取るケースが多くみられる。このようなケースでは、親会社と海外 SPE との間に明確な資本関係が存在しないことから、両者を統合することはできない。これについても、経済実態としては資本関係が存在すると見做すことも考えられるが、資金の流れが複雑なケースでは判断が難しくなるであろう。

さらに、SPE の統合や知的財産生産物のリース化に係る実務的な課題を解決することは容易ではない。世界に数多ある SPE のデータについては、上記のように、その親会社の所在地において統計データを収集することが唯一の方法であると考えられ、その様態は、国際収支統計における再投資収益調査の拡張のようなものになると考えられる。この点、現状でも、再投資収益調査は、速報性等に課題があり、その拡張ということになれば、速報化の困難さはさらに増すであろう。また、SPE による歪みを正すためには、そうした調査結果を SPE が所在

する国でも利用しなければならないが、調査結果の国境を跨いだ共有について、課題を解決する必要が生じてこよう。さらに、SPE 等のバランスシートにしか存在しない知的財産生産物を統計的に捕捉することは、さらに困難と言える。

こうした状況は、海外諸国でも同様であるとみられ、IMF が 2020 年 5 月にアンケートを行い、16 の国・機関から回答を得たところでは、殆どの先が、海外 SPE の統計的把握や国内親会社への統合が実務的に困難と指摘している。EUROSTAT は、EU 諸国による SPE データの共有に取り組んでいることから、EU 域内では検討可能としつつ、EU 域外の国との共働は困難との回答であった。そうした中、英国とノルウェーは、海外 SPE の統合が望ましいとの考えであり、ノルウェーが実務的な困難さを指摘している反面、英国は実現可能としている。英国が、海外 SPE について、どのような情報を収集しているのか、今後、研究して行く価値がある。

この間、GDP から GNI へのヘッドライン変更については、一見、容易であるようにも見える。しかし、GNI の精度が、再投資収益の統計的把握に大きく依存しており、国境を越えた SPE の利用により、その依存度が益々増加するという事実を目を向ける必要がある。現状、再投資収益調査では、対外直接投資については親会社、対内直接投資については子会社から、何れも、国内の企業からデータを収集することが一般的であるが、SPE については、実体がないことから、SPE の親会社からデータを収集することが現実的であり、SPE のデータ収集に関する実務的な課題が、GNI の推計にもあてはまることに

なる。

最後に、多国籍企業に関する統計整備については、現行の枠組みを変えるものでないことから、実現可能性が高いように見える。しかし、何れの項目についても、現状では、各国の自主的な取り組みにゆだねられているものであり、強制力を持たないものであるため、世界的な統計整備には、相応のモメンタムが必要である。

3. 輸出入の評価方法の変更について

(1) 問題の所在

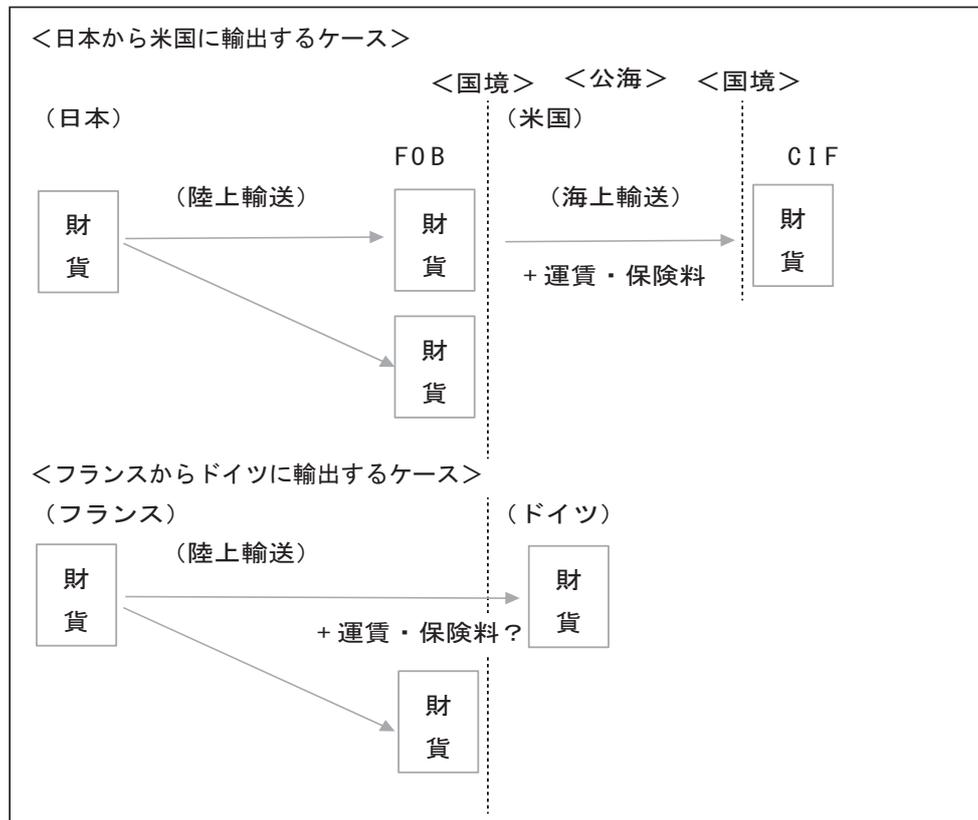
国際収支統計は、国際取引を包括的に記録する統計であり、一国の国民経済計算は、その国の国際収支統計を主要な基礎データとして、海外との取引を体系に取り入れている。しかし、国際取引の測定方法が、国民経済計算と国際収支統計との間で異なることが、従来から指摘されてきた。すなわち、国民経済計算では、売買当事者の合意に基づく様々は評価方法が認められているのに対し、国際収支統計では、輸出は本船渡し価格（Free on Board. 以下、FOB という。）、輸入は運賃・保険料込み価格（Cost, Insurance and Freight. 以下、CIF という。）という統一された評価方法とされている。

確かに、日本から米国に財貨を輸出するケースでは、財貨が公海を通り船賃や保険料が別途必要となることから、日本国内での取引と異なった財貨の評価を行うことも一定の意味があるであろう。他方、フランスからドイツに輸出するケースでは、国内と取引分には運賃を加えないが国際取引には運賃を加えるといった形で、フランス国内の取引と異なった扱いとすることは、やや違和感がある（図2参照）。

こうした違いは、既に、EUの貿易統計の不突合を議論するテクニカルグループにおいて取り上げられている。当該グループは、財貨貿易に関する統一された方法を提案することを目的とするものであり、1999年には、インボイスアプローチを提言するレポートを公表した。インボイスアプローチとは、インボイス価額、つまり現実に観察された取引価額で評価するというものであるが、これは、国際収支統計マニュアル（当時は第5版）と異なる内容であったことから、その際には採用は見送られた。しかし最近、EUにおいて、インボイスアプローチをFOBとCIFによる記録に代わる評価方法にすべきとの主張（Haan and Hermstra (2018)、Walter (2018)）が再度強まっている。

2008SNAの編集者であったAnne Harrison氏も、2013

図2 FOB・CIF、インボイス価格の概念図



年に開催された IMF 国際収支統計委員会において、同様の問題提起をしている³。その際、IMF は、FOB と CIF による記録が国際収支統計において永年培われて来たものであるとの理由から、問題提起に応えるような国際収支統計マニュアルの変更を提案しなかった経緯がある。しかし、最近の EU での議論を踏まえ、同委員会も、輸出入の評価方法を重要検討課題と位置付けるに至っている。

(2) 現行の国際基準の内容

2008 SNA では、財貨の価値が運賃を含むか否かは、輸送の責任が輸出者と輸入者の何れにあるかに依存するとしている (2008SNA 14.68)。これは、国境を越える財貨の貿易は、売り手と買い手の間で取り決められた価額で記録すべき、ということである。この点、実は、SNA は、1993 年の改訂の折、運賃の取り扱いを変更している。1993SNA の前は、売り手から買い手に引き渡される財貨に係る運賃は、常に、財貨と切り離して把握することとされ、これが、基本価格と購入者価格の差の一部となっていた。1993 SNA は、この取り扱いを変更し、売り手と買い手の間で決められた価格が運賃を含む場合には運賃を認識せず、買い手の選択に任せることとした。この決定については、財貨の所有権の移転時点が取引の様態によって異なる、という点が論拠とされている (2008SNA 14.60)。

これと対照的に、BPM6 における財貨貿易の評価原則は、統一された評価時点における市場価額であり、その時点とは、財貨が最初に輸出される経済の税関国境であるから、当該市場価額は FOB ということになる (BPM6 10.30)。したがって、輸出者と輸入者の間で取り決められた取引価格が、運賃のほか、保険や税金を含む程度が異なっている (BPM6 10.31) としても、財貨の輸出は FOB で評価することになる。

SNA は、税関申告の利用が、国民経済計算や国際収支統計にとって必ずしも理想的ではない、との認識を示している (2008SNA 14.69)。すなわち、BPM6 の税関国境における輸出入の統一評価は、取引価格あるいは現実的に観察された価格で評価する、2008SNA の一般的な評価原則からの逸脱であると言える。

この点、BOP においても、マーチャントは FOB ではなく、当事者によって取り決められた取引価

格で評価することになっている (BPM6 10.44)。この提言を明確化するべく、「マーチャントに関する運賃・保険料の取り扱い、およびネットマーチャントの地域別計上」では、運賃・保険料は、財貨の売却価額に含め、これを切り離して計上する、と規定している。

輸送サービスの取り扱いに関しては、2008SNA は、非居住者の輸送業者を居住者の輸送業者と区別する扱いについて説明している (2008SNA 14.72)。すなわち、輸送の契約を結ぶのが輸入者であって、輸送業者が輸入者と同じ国の居住者でない場合、サービスの輸入が生じる。この場合、SNA では、理想的には、CIF 価額を財貨の価額と輸送サービスの価額に分離することが望ましい。他方、輸入者が輸送を引き受けるか、同じ国の輸送業者と契約を結ぶ場合、輸入が CIF で記録されていれば輸送サービスが計上されるが、実際には輸送サービスの輸入は存在しない。従って、財貨・サービスに係る経常収支を歪めないよう、輸送サービスの計上を打ち消すべく、擬制的な輸送サービスの輸出を計上することになる。

この点、Haan and Hermstra (2018)、Walter (2018) は、BPM6 の Box 10.3 に基づき、輸出入の CIF/FOB 価額は、国際的な輸送サービスのために収集されるデータと整合的ではないと指摘している。結局、輸送業者の居住性に係る情報がなければ、妥当な擬制ができず、CIF/FOB 調整は、現実の取引価額から逸脱し貿易収支の誤計上をもたらす、と警告する。

さらに、グローバルバリューチェーンの形成や貨物のコンテナ化を踏まえると、輸送業者の現在の取引慣行が、BPM が最初に CIF/FOB 調整を統一された評価方法と定めた頃の慣行と異なっている可能性がある。例えば、コンテナを利用すると、財貨は輸出者から輸入者へ、間断なく輸送されるが、BPM は、そうした間断のない輸送を主要な取引と看做していなかったと考えられる。BPM は、むしろ、殆どの財貨は、輸出者の国境において積み下ろされ、非居住者の貨物船に積み替えられると想定していると考えられるが、そうした想定が、時代遅れになっている可能性がある。

(3) 輸出入の評価に関する選択肢の内容と評価

上記のように、運賃や保険料の取り扱いや、取引される財貨の評価に関し、BPM と SNA の間に不整合が存在するが、Ann Harrison (2013) は、この状況を改善する

³ Anne Harrison 氏は、当時、次のような指摘をしている。第一に、運賃の FOB に対する比率は安定しており、これは、CIF の FOB への調整が、永年固定された比率によって行われていると示唆される。第二に、17 年をならずと、運賃の支払いが輸送費の受取りの 1.4 倍にあたり、0.4 倍の支払超過は、FOB の 1% に該当する。従って、運賃の支払超過を取り除くことによって、財貨貿易統計における輸出入の不突合が、1～2% から 0～1% に低減することになる。

方法として、以下の選択肢を提示している。

- A. SNA が、国内輸送の取り扱いを1993年改訂の前に戻し、輸送を財貨の価額に含ませず、常にサービスとして取り扱う。
- B. SNA を、非居住者との取引に関してBPM6と整合的になるよう変更する。
- C. SNA も BPM も変更せず、不整合を付属表で示す。付属表では、CIF の FOB への転換を示したうえで、擬制計上や財貨からサービスへの分類替えの額を明示する。
- D. BPM を変更し、評価方法を、インボイス価額（真正取引価格あるいは現実に観察された価格）に基づくものとする。

A～Dの選択肢について、その利点と欠点を勘案しつつ評価すると、以下のように整理できよう。

Aの方法について

SNAにおいて現状の方法が25年以上用いられていることを勘案すると、非現実的である。また、Aの方法が、運賃・保険料を切り分けることが鍵となることを踏まえると、BOPも、概念的に最も適当な価額を、FOBではなく、工場出荷価額（ex-work value）とする必要がある。

Bの方法について

SNA内での整合性を犠牲にして、SNAとBPMの整合性向上を図るものであり、国民経済計算専門家の支持を得られない可能性が大きい。また、BOPが、マーチャンティングにおいて、SNAのアプローチを取り入れており、これをどうするのかも考慮する必要がある。

Cの方法について

現実的でありコストが小さい。しかし、EUの専門家が提起した問題に答えていないほか、輸送業界の取引慣行の変化を反映しない。

Dの方法について

BPMとSNAの整合性を向上させるほか、輸送業界取引慣行を反映する。また、Anne HarrisonやEUの統計専門家が指摘したように、CIF/FOB調整を止めてBPMをSNAに合わせることで、相手国別貿易統計の不突合が低減する可能性がある。ただ、第25回国際収支統計委員会ではIMF統計局が指摘したように、CIF/FOB調整は、永年続いて来た取り扱いであり、Dの方法は、実現可能性が保証されなければ採用することはできない。この点、実現可能性は、データの利用可能性に依存することを勘案すると、BOP作成者に対し、インボイス価額（真正取引価格ないし現実に観察された価格）を得ることができると否か、確認することが有用であろう。

この点、世界税関機構（World Customs Organization、以下、WCOという。）の「WCO Guide to Customs Valuation and Transfer Pricing」（以下、WCO Guideという。）によれば、真正取引価格ないし現実に観察された価格は、税関において利用可能であると考えられる。これは、税関における評価方法がGATT（General Agreement on Tariffs and Trade 1994）第7条の適用合意に基づき、当該合意が、税関価額の基礎が取引価格であるとしているからである。その上で、WCO Guideは、多くの国が、輸入の90～95%を取引価額で評価している旨、指摘している。

（4）主要国の反応

2019年11月、主要国の国際収支統計や国民経済計算の作成者や国際機関を交えた形で、グローバルイノベーションサブグループの拡大会議がオンラインで行われた。事務局であるIMFによると、2019年10月のIMF国際収支統計委員会での問題が討議され、各国に意見を求めるIMFとOECDの共同サーベイの結果が示されたが、総じて、実務的な対応への懸念から、Dの選択肢への支持が殆ど得られず（Aの支持が20%、Bの支持が50%、Cの支持が30%）、国際収支委員会としては、概念・実務面からの検討を深め、より広範な国から実情を聴取することになった。これに対し、11月のサブグループ会議では、殆どすべての参加者が上記Dの選択肢を支持する結果となった。こうした状況の下、今後、サブグループ会議への参加者は、Dの方法の実現可能性を検討する一方、サブグループの事務局は、OECDと共同で各国における取り扱いについてサーベイを実施するほか、WCOと意見交換を行うこととなった。なお、当会議で出た主な意見は、以下の通りである。

- 多くの国では、CIF/FOB調整は、情報不足から統計的に適切な方法ではないと考えられており、現状は問題がある。各国によって取り扱いが異なることから、貿易の相手国別データの不突合の要因になっており、検討が必要である。
- インボイスデータが存在し、そうしたデータにアクセスできるような国では、Dの選択肢を適用できるであろうし、既に、そうしたデータを利用している国もある。
- Dの選択肢は、概念的には妥当であるが、実務的な課題を考慮すべき。
- 欧州と異なり、税関の情報が包括的でない国もあり、リソース不足も課題。税関当局からのデータ入手が課題となる国もあるであろう。
- WCOとコンタクトを取り、取引価格データの利用

可能性について、更なる情報を収集すべき。

- 概念面の議論もしっかり行うべきであり、CIF/FOB の概念は維持すべき。
- SNA の主要勘定や供給使用表の枠組みに与えるインパクトも考慮すべきである。
- SNA と BOP の整合性は重要だが、環境勘定のような他の分野の統計との整合性も重要である。

こうした議論を踏まえ、2020 年初に主要国に対するサーベイが行われ、22 か国から回答があった。その結果は、以下の通りである。

- ① 税関からのインボイス価額の入手が可能とする先：17 か国
- ② インボイス価額の利用により、国民経済生産の正確性が高まるとする先：12 か国
- ③ インボイス価額の利用により、貿易統計の不突合が改善するとする先：16 か国

このように、世界では、CIF/FOB ではなくインボイス価額で輸出入を評価する形に変更する流れが強くなっている。我が国では、税関のデータからインボイス価額を入手できる環境が整っていないよううかがわれるが、今後、国際的な議論に後押しされる形で、インボイス価額データの整備が進むことを期待したい。

4. おわりに

本稿では、AEG のグローバリゼーションサブグループにおける検討項目について整理した。現時点では、BPM における輸出入の評価方法の変更、より具体的には、CIF/FOB ではなく取引価額で評価することで 93SNA との整合的を向上させる方向性、が AEG に提案されている。今後、AEG より、国連統計委員会や IMF 国際収支統計委員会への問題提起が行われるものと考えられる。他方、多国籍企業や知的財産生産物に係る論点については、問題認識は共有されているものの、具体的な解決策、つまり SNA や BPM の改訂の方向性については、未だコンセンサスが得られていない。今後、議論が進むに併せ、本刊において報告をすることとしたい。何れにしても、本稿を契機として、今後の SNA や BPM の改訂にあたり、我が国の専門家から有益な意見や提案がなされるようになることを期待したい。

(参考文献)

- Anne Harrison (2013), “FOB/CIF Issue in Merchandise Trade/Transport of Goods in BPM6 and the 2008 SNA” 25th meeting of the IMF Committee on Balance of Payments statistics.
- Mark de Haan and Leo Hiemstra (2018), “CIF/FOB recording of imports and exports in the national accounts and the balance of payments,” OECD Joint Meeting of the Working Party on Financial Statistics and the Working Party on National Accounts
- OECD (2018), “Addressing the challenges of globalisation in national accounts,” COM/SDD/DAF (2018)6
- Jens Walter (2018) “Measuring merchanting and international freight transportation costs in the Balance of Payments (BOP),” OECD Working Party on International Trade in Goods and Trade in Services Statistics
- Padma Sandhya Hurree Gobin and Jennifer Ribarsky (2019) “Treatment of multinational enterprises (MNEs), special purpose entities, identifying economic presence and residency and Intra-MNE flows,” AEG Globalization Subgroup

拡張供給使用表に組み入れるべき企業の異質性¹

内閣府上席主任研究官兼任総務省統計委員会担当室長 萩野 覚
 千葉商科大学商経学部講師 (内閣府経済社会総合研究所客員研究官) 田原 慎二
 岡山大学経済学部助教 (内閣府経済社会総合研究所研究協力者) 金 志映

1. はじめに

近年、国民経済計算に係る国際会議等において、産業連関表や供給使用表(Supply and Use Tables。以下、「SUT」という。)に企業の異質性を組み入れる形で拡張することが提案されており、その方法論について活発な議論が行われている(OECD, 2018)。これまでのところ、輸出・非輸出、本邦・外資、大・中小、海外子会社の有無といった異質性が提案されてきた。

供給使用表の拡張については、既に OECD が公表している付加価値貿易(Trade in Value Added。以下、「TiVA」という。)指標の改善方法として、OECD 拡張供給使用表(Extended Supply and Use Table。以下、「ESUT」という。)専門家グループにおいて検討されてきた²。そうした動きを踏まえ、萩野(2015, 2016)や萩野・時子山(2016)は、我が国の SNA 産業連関表の拡張方法を検討し、萩野・田原・時子山(2017)は、我が国の企業を輸出企業と非輸出企業に区分する形で同表輸入表の作成・拡張を行った。これは、産業連関表において輸出財生産への輸入中間財の投入比率を産業毎に一律に決定していく(産業毎に同一の係数を適用する)ことが実態を反映しておらず、国内付加価値と国外付加価値への分割において妥当でない、との指摘に対応するものであった。

これまでの SNA 産業連関表拡張の検討結果を整理すると、以下の通りである。すなわち、我が国では、国際貿易における外資企業のウェイトが小さく外資・本邦による産業分類の細分化は有用でない(萩野, 2015)との認識の下、輸出・非輸出による細分化を進めてきた。ところが、化学等の素材産業では、輸出企業と非輸出企業との輸入中間財比率の違いがマイナスとなり、「非輸出企業が多く輸入する」との結果になることが明らかになった(萩野・時子山, 2016)。これは、「輸出企業は多く輸入する」といった OECD 等の想定と異なるものであったため、OECD 等との議論を重ねた。この際、素材産業については企業規模が重要であり、輸出・非輸出ではなく、大・中小企業といった企業の規模に基づいて区

分する方法が検討の俎上に上った。この間、海外主要国の事例をみると、海外子会社を持つ企業と持たない企業で区分する(米国のケース)、加工産業と非加工産業で区分する(中国のケース)、保税地区と非保税地区で区分する(コスタリカのケース)等、企業の異質性の捉え方について、様々なアプローチが併存することが分かった。

最近では、供給使用表の拡張が、経済のグローバル化に対応した国民経済計算の改善の方向性として示されるようになり(OECD, 2018)、供給使用表の拡張は、TiVAの改善に止まらず、国民経済計算の本体系に関わるものとして位置付けられることとなった。そこで、わが国でも SNA 産業連関表あるいは供給使用表の拡張の方向性として、企業の持つ様々な異質性のうち、どのような要素を把握し、組み入れるべきかについて改めて検討する必要が生じている。

こうした状況の下、本稿では、企業活動基本調査、経済センサスー活動調査(以下、「経済センサス」という)や鉱工業投入調査といった、代表的な企業単位、事業所単位の統計を用い、マイクロデータのマッチングを行うことによって、我が国として、産業連関表あるいは供給使用表に組み入れるべき異質性について、再検討を行うこととする。

以下では、「2.」で、供給使用表に関する国際的な統計整備の方向性を整理したうえで、「3.」で輸入中間財比率の違いをもたらす企業の異質性について、輸出・非輸出企業に区分に着目して、企業ベースおよび事業所ベースで検討する。「4.」では、輸出・非輸出の区分で特異な結果を示す産業に焦点を当てつつ、大・中小企業の区分に着目して検討する。さらに、「5.」では本邦・外資企業に、「6.」海外子会社の有無に焦点を当て、国際貿易における重要度の観点から区分することに意義があるかを検討し、意義がある場合には、輸入中間財比率の乖離を分析する。「7.」では、統計整備に関する事項も含め、今後の検討課題を整理することとする。

¹ 本論文の作成にあたっては、立正大学・宮川幸三教授から有益なコメントを頂いた。しかし、本論文の責任は、全て筆者に帰する。

² TiVA 指標については <http://oe.cd/tiva/> を参照されたい。

2. 供給使用表に関する国際的統計整備の方向性

主要国においてグローバルバリューチェーンの構築が進む中、OECDは、その実態を明らかにすべく付加価値貿易指標を公表している。付加価値貿易指標は、OECD国際産業連関表を基に作成されるため、同指標の精度向上には当該産業連関表の改善が必要となる。そこで、OECDでは、国際産業連関表の元データとなる主要国から提供される供給使用表や産業連関表のアップグレードを求めている。

OECDでは、付加価値貿易指標の精度向上を図るにあたり、①輸出企業と非輸出企業（あるいは大企業と中小企業）、②外資企業と本邦企業、③海外子会社を保有する企業と保有しない企業、の間に、輸入中間財比率（利用した輸入中間財の金額を産出額で除したもの）に大きな違いがあることに着目している。OECDは、輸入中間財の利用が大きくなると、輸出に占める外国付加価値のウェイトが高くなるため、①～③の企業の異質性を付加価値貿易指標の作成に反映させることができれば、同指標の精度を改善させることができると考えており、そうした観点から、企業の異質性を組み入れる形での供給使用表の拡張（ESUTの作成）を主要国に要請している。これを表1のような拡張国際産業連関表の作成に繋げる

方針である（萩野, 2016）。

さらに、経済のグローバル化が進む中、OECDでは、国民経済計算において、追加的な詳細情報を提供することの重要性を強調しており、その典型例が、企業の異質性を組み入れる形での供給使用表の拡張であるとしている。例えば、アイルランドでは、米国プラットフォーム企業の子会社が利益を計上した結果、2015年に25%を超える経済成長率を記録した。これは実体経済の拡大によるものではなく、企業の利益がどの国に計上されるかによって経済成長率が変動したものであることから、国民経済計算の作成における新たな問題を投げかけることとなった。OECDでは、こうしたケースの問題解決策として、供給使用表における産業分類を、①本邦企業（海外子会社非保有本邦企業）、②本邦の多国籍企業（海外子会社保有本邦企業）、③外国の多国籍企業に支配される企業（外資企業）に細分化する方法を提案している。

わが国でも、国際的な議論・要請に対応すべくESUTの作成を検討することが必要であるが、まずは、企業のどのような異質性がわが国において重要であるか、判別する必要がある。そうした観点から、次章では、輸入中間財比率の違いを生み出す企業の異質性について、ミクロデータの分析を通じて検討することとする。

表1 OECDが提案する拡張国際産業連関表

		A国						B国						C国						最終需要			
		産業1		産業2		産業3		産業1		産業2		産業3		産業1		産業2		産業3		A国	B国	C国	
		輸出	非輸出	外資	本邦	外子有	外子無	輸	非	外	本	有	無	輸	非	外	本	有	無				
A国	産業1	輸出																					
		非輸出																					
	産業2	外資																					
	産業3	外子有																					
		外子無																					
B国	産業1	輸出																					
		非輸出																					
	産業2	外資																					
	産業3	外子有																					
		外子無																					
C国	産業1	輸出																					
		非輸出																					
	産業2	外資																					
	産業3	外子有																					
		外子無																					
中間消費計																							
付加価値																							
産出計																							

3. 輸出・非輸出企業の区分

(1) 企業ベースの検討

萩野（2015）は、輸入中間財比率の乖離³をもたらす企業の異質性について、輸出・非輸出企業間、外資・本邦企業間の違いを企業活動基本調査のマイクロデータを用い、2011年を対象に分析した。この結果、輸入中間財比率は、輸出・非輸出企業間でほぼ10%、外資・本邦企業間で15%超の乖離があることを明らかにした。そのうえで、わが国輸出入市場における外資企業の金額ウェイトが低いことを勘案し、輸出・非輸出企業間の乖離の分析に注力することとした。

その際、輸出・非輸出企業の区分は、輸出がゼロかプラスの値かという閾値によって行った。他方、海外主要国では、輸出が売上げの10%以上を占める企業を輸出企業、それ以外を非輸出企業として区分する例がみられる。そこで、本稿では、まず輸出・非輸出企業間の輸入中間財比率の乖離について、どの程度の輸出比率が閾値

として妥当であるかどうかを確かめるべく、輸出比率を0%、10%、20%…、90%と10%刻みで区切って、当該輸出比率以上の企業と未満の企業との間での輸入中間財比率の乖離の計算を行った（表2）。

表2の示す情報を要約すると、まず、加工組立産業については、以下の通りである。すなわち、光学電気機械は、2015年には輸出比率50%で、2011年には輸出比率90%での乖離が最も大きい。2011年には輸出比率100%で乖離がマイナスとなる。一方、輸送機械では輸出比率100%の点で乖離が急拡大し最大となる。これに対して、一般機械では輸出比率の違いは乖離の大きさにそれほど影響を与えていない。

次に、素材産業については、以下の通りである。すなわち、金属では輸出比率10%で乖離が最大となる（2011・2015年）。紙・パルプは、2015年の輸出有り（0%超）における乖離はマイナスとなるが、輸出比率が高まるほど乖離は大きくなる傾向がある。一方、繊維では2015年には輸出比率10%、2011年には20%をピークにして

表2 輸出比率毎の輸入中間財比率の乖離

(2011年)

	輸出有	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
食品	0.055	0.060	0.110	0.057	0.057	0.057	0.067	0.067	0.080	0.080	0.098
繊維	0.070	0.147	0.187	0.116	-0.056	-0.054	0.009	-0.101	-0.101	-0.101	-0.101
紙パ	0.027	0.064	0.366	0.444	0.509	0.540	0.762	0.967	0.967	0.967	0.967
化学	0.086	-0.156	-0.172	-0.143	-0.062	-0.025	-0.189	0.115	0.278	0.587	0.587
金属	0.034	0.104	0.125	0.194	0.295	0.428	0.239	0.262	-0.039	-0.011	-0.011
一般機械	0.067	0.043	0.035	0.024	-0.018	-0.023	-0.041	-0.044	-0.051	0.085	0.013
光学電機	0.103	0.108	0.101	0.097	0.143	0.127	0.249	0.282	0.378	0.605	0.069
輸送機械	0.037	0.030	0.024	0.022	0.017	0.006	0.035	0.052	0.035	0.002	0.395
その他製造	0.188	0.092	0.274	0.273	0.280	0.302	0.099	0.140	0.540	0.572	0.815

(2015年)

	輸出有	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
食品	0.046	0.084	0.329	0.245	0.288	0.340	0.392	0.392	0.743	0.743	0.963
繊維	0.104	0.124	0.009	-0.020	0.005	-0.113	-0.089	-0.088	-0.134	-0.134	-0.134
紙パ	-0.007	0.058	0.098	0.339	0.352	0.503	0.627	0.627	0.961	0.961	0.961
化学	0.171	0.133	-0.132	-0.126	-0.087	-0.016	-0.002	-0.011	0.088	0.061	0.693
金属	0.055	0.092	0.110	0.030	0.241	0.545	0.577	0.595	0.715	0.849	0.870
一般機械	0.103	0.079	0.072	0.064	0.047	0.039	0.027	0.042	-0.077	0.054	-0.053
光学電機	0.178	0.168	0.142	0.152	0.229	0.230	0.142	0.153	0.201	0.141	-0.149
輸送機械	0.062	0.049	0.046	0.063	0.070	0.066	0.086	0.089	0.136	0.232	0.366
その他製造	0.189	0.081	0.030	0.122	0.110	0.161	0.206	0.418	0.217	0.069	-0.038

注：経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

³ 輸入中間財比率の乖離とは、例えば、輸出・非輸出企業間のものであれば「輸出企業の直接輸入 / 輸出企業の仕入 - 非輸出企業の直接輸入 / 非輸出企業の仕入」として計算される。

乖離は小さくなる。化学についても、輸出比率10%をピーク(2011・2015年)に輸出比率が高まるにつれ乖離が小さくなり、マイナスとなる傾向がみられる。繊維、化学については、輸出・非輸出以外の異質性基準を検討する必要がありそうである。

ただ、輸入中間財比率の乖離が大きいからといって、直ちに輸出・非輸出を区分する閾値として適当だとは言えないことには、留意する必要がある。例えば、輸送機械産業では、輸出比率90~100%において輸入中間財比率の乖離が大きい、その背景として、輸出比率90~100%のごく少数の企業がこうした乖離を生み出している可能性がある。同様のことは他の産業にも言える。そこで、輸入中間財比率の乖離に高輸出比率企業の仕入総額を乗じることによって、産業全体の輸入中間財の多寡に与えるインパクトを把握することを試みた。図1は、輸出比率を0%、10%、20%…、90%と10%刻みで区切って、各産業について指数化して示したものである。

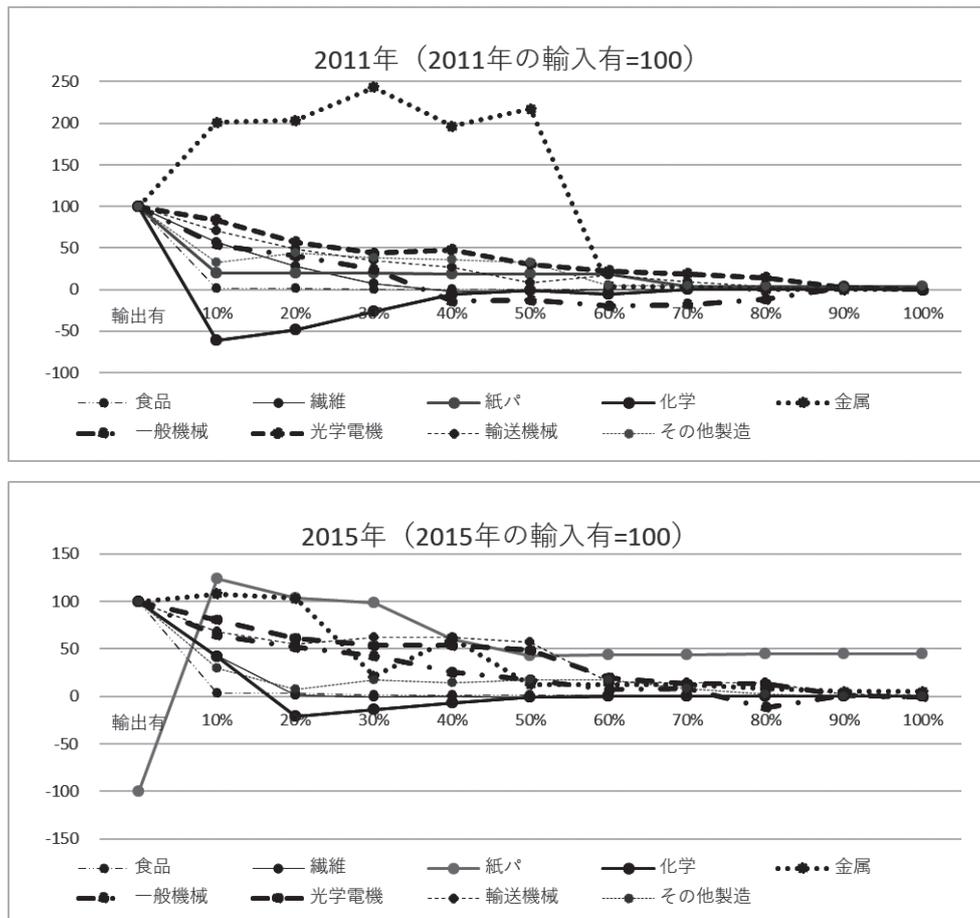
上記の結果をみると、金属および紙・パルプでは輸出

比率10%のインパクトが最大(2015年)となることもあり、海外主要国の10%基準も強ち否定することもできないが、概して、輸出有(0%超)のインパクトが最大である。従って、輸出・非輸出を異質性判断の基準とし、各産業で閾値を一律とするのであれば、我が国においては、輸出の有無(ゼロかプラスの値か)を閾値にして区分することが適当、との結論になるであろう。

(2) 事業所ベースでの検討

前節では、輸入中間財比率に係る企業の異質性を企業ベースで把握したが、本節では、これを事業所レベルで把握することを試みる。前節で用いた企業活動基本調査が企業単位の統計であるのに対して、本節で用いる経済センサスおよび鉱工業投入調査は、事業所単位の情報が得られる統計である。経済センサスは、2009年の基本調査から創始された統計であり、農林水産業における個人事業者など一部を除いて、国内のすべての企業、事業者を対象とする悉皆調査であり、産業統計の基礎とな

図1 輸出比率が輸入中間財の多寡に与えるインパクト



注：経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

る⁴。鉱工業投入調査は、産業連関表作成のために実施される産業連関構造調査の一つであり、製造業におけるアクティビティ別の詳細な投入構造を把握することを目的としたものである。

今回の分析では、2011年と2015年を対象とした『経済センサス活動調査』と、2010年と2014年を対象とした鉱工業投入調査のデータを利用した。鉱工業投入調査は産業連関表作成のために実施されるが、調査が単一年に集中することを避けるべく、投入調査は前後の年も含めて分散して実施することが通例となっており、つれて経済センサスと1年のズレが発生している。これ以降の分析では、2010年対象の鉱工業投入調査を2011年対象の経済センサスに、2014年対象の鉱工業投入調査を2015年対象の経済センサスとそれぞれ対応させる。以下では、便宜的に前者を2011年、後者を2015年と呼ぶこととする。

事業所ベースの分析にあたっては、悉皆調査である経済センサスの情報が基礎となる。経済センサスは、製造業の事業所だけで30万件以上の情報を得ることができる。本稿で対象とする製造業を対象とした調査票には「直接輸出の割合」という項目があり、これを用いて事業所の輸出・非輸出の識別を行うことができる。しかし、投入構造についていえば、経済センサスで把握されているのは製造原価などの勘定科目に止まっており、中間財の調達先が国内であるか輸入であるか区分されていない。これを補完するべく、本稿では鉱工業投入調査を使用する。鉱工業投入調査では、商品別の投入物とそれに占める輸入割合が調査されており、経済センサスの事業所とマッチングを行うことで、輸出・非輸出の事業所それぞれにおける輸入中間財比率を計算することができる。

事業所単位でのマッチングは、経済センサス、鉱工業投入調査の個票データをそれぞれ入手したうえで、事業所の郵便番号、住所、電話番号、名称などの様々な項目を利用して行った。まず、これらの項目を用いて機械的

なマッチングを行い、その後、レコードを目視で確認して誤ったマッチングの修正や、名称が異なるが同じ事業所と思われるレコードの突き合わせなどを行った。その結果、表3のように鉱工業投入調査の売上ベース、レコード数のいずれにおいてもそれなりに高い割合でのマッチングを行うことができた。このように、目視による人海戦術的な方法をとることができたのは、鉱工業投入調査のサンプルサイズが10,000以下であり、目視による確認が可能な程度であったことによる。経済センサス活動調査には30万以上の事業所があるが、経済センサスと鉱工業投入調査の両方の情報を必要とする本節の分析では、サンプルサイズの小さい鉱工業投入調査の側に合わせることとなった。

分析を進めるにあたり、ここで、経済センサスと鉱工業投入調査の事業所概念について触れておきたい。表3においてレコード数と呼ばれているものは、いわゆるアクティビティを単位としており、一つの事業所が複数の商品を生産している場合には、その生産技術等に応じて分割が行われている。これに対して、経済センサスの統計単位は事業所 (Local Unit) であり、同じ敷地内であれば異なる生産技術に基づく商品を生産していたとしても、一つの事業所として数えられる。このため、鉱工業投入調査の複数のレコードが、経済センサスの一つのレコードに対応することがあり得る。今回の分析では、わが国の産業連関表や国民経済計算において、事業所の概念として産業(経済活動)の統計単位である事業所 (Local Unit) を用いられていることを踏まえ、経済センサスにおける事業所の概念に合わせて集計した。その結果として、次節以降の分析では、事業所数が表3におけるレコード数よりやや少なくなっている。一方、国際連合のSNAマニュアルでは、統計単位としてLocal KAU (Local kind of activity unit) が推奨されているが、生産技術の同質性に基づいて事業所を分割したものであり、いわばアクティビティとLocal Unitの中間にあたる概念である。

表3 経済センサスと鉱工業投入調査のマッチングの状況

	2011年		2015年	
	売上	レコード数	売上	レコード数
マッチングができた事業所分 (A)	83,683,519,613	6621	63,792,528,447	4,015
全事業所 (B)	86,826,487,307	7084	65,785,454,556	4,199
マッチング率 (A/B)	96.4%	93.5%	97.0%	95.6%

注：経済産業省経済センサスおよび鉱工業投入調査の調査票情報を独自集計したものである。

⁴ 経済センサスは企業及び事業所を対象とした統計であるため、企業単位での情報も得られるが、本節では事業所単位での集計・分析を行った。

理想的にはLocal KAU単位での分析を行うことが望ましいが、利用可能な情報に制約があるため、今回の分析は経済センサスにおける事業所(Local Unit)を単位として行うことにした次第である。

既に述べたとおり、本節の分析では、輸出・非輸出の識別にあたり経済センサスの調査項目である「直接輸出の割合」を使用している。表4と表5は、2011年と2015年のそれぞれについて、事業所数や、原材料使用

額とそれに占める輸入について、日本標準産業分類(JSIC)の中分類(2桁分類)別に集計したものである。輸出事業所と非輸出事業所の識別は、輸出の有無によって行った。このような基準としたのは、企業単位とは異なり、事業所単位では輸出の無い事業所の割合が高く、輸出割合を10%、20%など高めていくと、サンプルサイズが著しく小さくなってしまいうためである。製造業全体としては数千程度のサンプルサイズを確保しているが、

表4 産業別の輸出・非輸出事業所数と中間財輸入比率(2011年)

産業 2桁	名称	事業所数		全事業所			輸出あり			輸出なし		
		全事業所	うち輸出	使用額	輸入額	輸入 比率	使用額	輸入額	輸入 比率	使用額	輸入額	輸入 比率
09	食料品製造業	5	1	22,167,435	127,357	0.6%	634,931	0	0.0%	21,532,504	127,357	0.6%
10	飲料・たばこ・飼料製造業	1	0	25,057	2,982	11.9%	0	0	0.0%	25,057	2,982	11.9%
11	繊維工業	476	60	436,447,239	32,071,250	7.3%	64,810,648	8,762,827	13.5%	371,636,591	23,308,423	6.3%
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	82	1	147,836,545	15,454,152	10.5%	39,230	0	0.0%	147,797,315	15,454,152	10.5%
13	家具・装飾品製造業	107	5	152,924,879	14,081,955	9.2%	14,435,165	933,034	6.5%	138,489,714	13,148,921	9.5%
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	280	30	1,078,914,676	57,293,597	5.3%	200,491,248	10,311,691	5.1%	878,423,428	46,981,905	5.3%
15	印刷・同関連業	99	9	370,245,997	9,841,136	2.7%	96,090,815	1,032,477	1.1%	274,155,182	8,808,659	3.2%
16	化学工業	568	190	3,461,243,817	451,641,599	13.0%	1,602,743,159	173,465,702	10.8%	1,858,500,658	278,175,897	15.0%
17	石油製品・石炭製品製造業	88	21	6,316,423,857	2,366,534,933	37.5%	5,414,016,037	1,967,344,613	36.3%	902,407,820	399,190,320	44.2%
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	313	51	1,239,617,022	20,886,727	1.7%	352,063,389	8,679,837	2.5%	887,553,633	12,206,889	1.4%
19	ゴム製品製造業	89	20	527,293,207	8,252,253	1.6%	209,458,197	3,408,200	1.6%	317,835,010	4,844,053	1.5%
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	46	0	39,511,119	3,037,738	7.7%	0	0	0.0%	39,511,119	3,037,738	7.7%
21	窯業・土石製品製造業	353	59	629,676,975	86,644,929	13.8%	196,316,980	40,916,308	20.8%	433,359,995	45,728,621	10.6%
22	鉄鋼業	376	66	5,102,538,732	835,672,228	16.4%	1,897,409,047	347,213,907	18.3%	3,205,129,685	488,458,321	15.2%
23	非鉄金属製造業	245	42	2,725,749,236	511,272,460	18.8%	499,331,343	22,968,047	4.6%	2,226,417,893	488,304,413	21.9%
24	金属製品製造業	484	81	1,189,384,126	23,835,086	2.0%	290,125,822	14,153,874	4.9%	899,258,304	9,681,211	1.1%
25	はん用機械器具製造業	380	104	1,812,129,430	67,656,329	3.7%	985,286,384	26,401,513	2.7%	826,843,046	41,254,816	5.0%
26	生産用機械器具製造業	615	242	2,082,382,430	75,917,661	3.6%	1,304,224,556	38,961,968	3.0%	778,157,874	36,955,693	4.7%
27	業務用機械器具製造業	181	72	872,489,232	23,627,518	2.7%	238,473,991	13,067,449	5.5%	634,015,241	10,560,070	1.7%
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	267	84	2,574,001,876	105,494,544	4.1%	1,209,986,066	62,111,731	5.1%	1,364,015,810	43,382,814	3.2%
29	電気機械器具製造業	401	126	2,581,076,351	113,033,106	4.4%	876,880,273	37,813,846	4.3%	1,704,196,078	75,219,260	4.4%
30	情報通信機械器具製造業	133	36	2,614,621,192	144,250,782	5.5%	651,098,963	132,405,628	20.3%	1,963,522,229	11,845,154	0.6%
31	輸送用機械器具製造業	483	125	10,951,720,512	524,947,371	4.8%	5,182,089,132	456,036,393	8.8%	5,769,631,380	68,910,977	1.2%
32	その他の製造業	219	62	393,589,845	31,226,642	7.9%	123,750,260	5,407,266	4.4%	269,839,585	25,819,376	9.6%
	その他(非マッチング事業所)	445	-	1,407,373,646	63,253,501	4.5%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
	合計	6,736	1,487	48,729,384,433	5,586,057,837	11.5%	21,409,755,636	3,371,396,311	15.7%	25,912,255,151	2,151,408,024	8.3%

注：経済産業省経済センサスおよび鉱工業投入調査の調査票情報を独自集計したものである。

表5 産業別の輸出・非輸出事業所数と中間財輸入比率(2015年)

産業 2桁	名称	事業所数		全事業所			輸出あり			輸出なし		
		全事業所	うち輸出	使用額	輸入額	輸入 比率	使用額	輸入額	輸入 比率	使用額	輸入額	輸入 比率
09	食料品製造業	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
10	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
11	繊維工業	255	35	278,059,768	33,641,792	12.1%	43,697,731	10,106,743	23.1%	234,362,037	23,535,048	10.0%
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	115	1	192,527,379	30,060,275	15.6%	85,800	15,487	18.1%	192,441,579	30,044,788	15.6%
13	家具・装飾品製造業	99	5	104,665,022	6,536,683	6.2%	2,462,924	212,846	8.6%	102,202,098	6,323,837	6.2%
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	256	26	1,110,529,662	108,229,699	9.7%	287,650,230	3,744,487	1.3%	822,879,432	104,485,212	12.7%
15	印刷・同関連業	81	5	146,843,279	2,979,317	2.0%	84,587,607	1,258,815	1.5%	62,255,672	2,853,502	4.6%
16	化学工業	171	57	2,617,968,690	292,047,170	11.2%	1,292,589,980	207,206,331	16.0%	1,325,378,710	84,840,839	6.4%
17	石油製品・石炭製品製造業	101	19	8,446,122,997	649,564,842	7.7%	8,283,660,146	615,103,387	7.4%	162,462,851	34,461,455	21.2%
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	360	54	1,131,591,050	38,245,290	3.4%	291,176,300	7,677,561	2.6%	840,414,750	30,567,729	3.6%
19	ゴム製品製造業	82	16	624,348,649	28,026,703	4.5%	80,927,669	23,245,885	28.7%	543,420,980	4,780,818	0.9%
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	36	4	36,894,626	10,050,203	27.2%	4,105,198	1,444,732	35.2%	32,789,428	8,605,472	26.2%
21	窯業・土石製品製造業	429	44	711,292,645	151,387,537	21.3%	108,675,424	16,975,178	15.6%	602,617,221	134,412,360	22.3%
22	鉄鋼業	153	23	1,219,557,564	50,055,697	4.1%	331,447,937	23,197,414	7.0%	888,109,627	26,858,283	3.0%
23	非鉄金属製造業	61	16	1,909,283,219	479,294,113	25.1%	708,813,208	382,367,638	53.9%	1,200,470,011	96,926,475	8.1%
24	金属製品製造業	462	78	979,694,105	28,131,575	2.9%	181,674,497	11,442,624	6.3%	798,019,608	16,688,951	2.1%
25	はん用機械器具製造業	158	71	1,366,386,393	63,386,045	4.6%	845,127,930	39,558,025	4.7%	521,258,463	23,828,020	4.6%
26	生産用機械器具製造業	340	129	2,103,071,914	81,959,468	3.9%	981,420,891	46,776,164	4.8%	1,121,651,023	35,183,304	3.1%
27	業務用機械器具製造業	87	46	683,659,904	14,428,948	2.1%	300,003,013	5,792,013	1.9%	383,656,891	8,636,936	2.3%
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	62	25	1,868,637,344	31,426,931	1.7%	1,174,209,747	14,046,870	1.2%	694,427,597	17,380,061	2.5%
29	電気機械器具製造業	120	44	1,647,045,068	113,537,325	6.9%	560,442,306	29,039,445	5.2%	1,086,602,762	84,497,880	7.8%
30	情報通信機械器具製造業	43	18	1,021,886,172	178,095,165	17.4%	154,113,052	37,994,570	24.7%	867,773,120	140,100,595	16.1%
31	輸送用機械器具製造業	125	57	9,060,698,843	685,775,307	7.6%	4,377,307,028	540,912,415	12.4%	4,683,391,815	144,862,892	3.1%
32	その他の製造業	160	34	353,555,961	85,136,779	24.1%	213,613,964	78,643,699	36.8%	139,941,997	6,493,080	4.6%
	その他(非マッチング事業所)	179	-	719,152,103	190,220,767	26.5%	-	-	0.0%	-	-	0.0%
	合計	3,935	807	38,333,472,357	3,352,217,633	8.7%	20,307,792,582	2,095,629,327	10.3%	17,306,527,672	1,066,367,538	6.2%

注：経済産業省経済センサスおよび鉱工業投入調査の調査票情報を独自集計したものである。

これを産業別に分けていくと1つの中分類に含まれる事業所数は数百程度までに減少する。そこからさらに輸出事業所を抽出すると、サンプルサイズはより小さくなってしまい、代表性が損なわれてしまう。このような事情から、本節では輸出の有無によって輸出・非輸出事業所の識別を行った。

上記集計値をみると、産業全体では2011年と2015年のいずれにおいても、輸出事業所の方が中間財の輸入比率が高い。「輸出事業所は国際的なサプライチェーンに組み込まれており、非輸出の事業所と比べると輸入比率が高い」という傾向は、このデータからも確認できる。しかし、産業別の値をみると、部門ごとにかなりばらつきがあることが分かる。その背景には、もちろん産業ごとの傾向の相違もあると考えられるが、それだけでなく、サンプルサイズが小さいことによってデータに大きなばらつきが現れている可能性がある。表4と表5をみると分かるように、産業によっては輸出事業所が10以下になってしまう。そこで、以下では、個別の部門について取り上げる場合には、サンプルサイズが比較的多く確保できる産業を対象にすることとする。

次に、輸入割合のばらつきについて検討する。まず、輸入割合を100%になるまで10%ごとに区切って、各階層に属する事業所数を集計する(表6)と、多くの事業所が輸入比率10%未満の階層に属していることが分かる。産業別にみると、繊維産業において輸入比率が高い事業所が比較的多い。ただ、表6は事業所の数でみた

ものであるため、事業所の規模を反映していない。そこで、同様の様式で金額ベースの集計を行う(表7)と、事業所数では多かった輸入比率0~10%が占める割合は小さく、むしろ20~30%、90~100%事業所の輸入額が占める割合が大きいことが分かる。

こうした結果は、少数ではあるが多額の輸入を行っている事業所が存在することを示唆している。個票データまで遡ると、そうした事業所は石油・石炭製品や、鉄鋼、非鉄金属などの産業で多くみられた。これらの産業については輸出・非輸出による区分ではなく、大企業・中小企業あるいは大規模・中小規模事業所といった、規模による分割が適当である可能性がある。表8は、経済センサスのデータに基づいて、2015年時点における産業中分類別の事業所数、輸出事業所、製造品出荷額について集計したものであるが、これを見ると、産業ごとの事業所数に占める輸出事業所の割合にはかなり差異があることが分かる。先程取り上げた石油・石炭製品、鉄鋼、非鉄金属などは、輸出事業所の数が比較的少ない部類に属する。こうした産業は、経済センサスのような悉皆調査であれば一定程度の事業所の回答数が得られるが、鉱工業投入調査のような詳細な標本調査において輸出・非輸出といった条件を適用してしまうと、事業所の回答有無の影響を受け著しくデータが少なくなってしまう場合がある。このような側面を踏まえると、製造業の部門を分割するにあたっては、適切なサンプルサイズが得られるかという観点からも検討する必要があるだろう。

表6 中間財の輸入割合ごとの事業所数(2015年)

産業2桁	名称	0~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100	計
09	食料品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	繊維工業	196	11	8	11	9	2	3	2	2	4	7	255
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	79	5	4	5	4	4	6	0	4	2	2	115
13	家具・装備品製造業	79	8	1	4	1	1	2	1	2	0	0	99
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	226	8	4	7	5	4	0	0	0	1	1	256
15	印刷・関連業	75	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	81
16	化学工業	138	8	5	6	2	3	1	4	2	1	1	171
17	石油製品・石炭製品製造業	92	2	3	0	1	0	2	0	0	1	0	101
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	326	12	8	3	0	2	2	0	0	2	5	360
19	ゴム製品製造業	69	1	1	4	1	2	1	0	1	1	1	82
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	23	1	1	0	5	0	1	1	3	1	0	36
21	窯業・土石製品製造業	393	7	9	3	4	3	2	1	0	3	4	429
22	鉄鋼業	141	2	2	0	1	3	2	1	1	0	0	153
23	非鉄金属製造業	42	3	3	1	1	3	3	0	1	2	1	60
24	金属製品製造業	428	11	7	1	4	1	2	0	1	1	6	462
25	はん用機械器具製造業	133	8	6	5	3	0	0	1	0	0	2	158
26	生産用機械器具製造業	312	7	8	1	3	1	3	1	0	1	3	340
27	業務用機械器具製造業	78	4	3	0	2	0	0	0	0	0	0	87
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	58	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	62
29	電気機械器具製造業	106	6	2	3	0	1	1	0	0	0	1	120
30	情報通信機械器具製造業	30	2	6	2	0	2	0	0	1	0	0	43
31	輸送用機械器具製造業	104	6	6	3	1	1	3	0	0	1	0	125
32	その他の製造業	135	3	4	9	4	1	0	0	2	1	1	160
	その他(非マッチング事業所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	3,263	116	92	70	52	36	35	13	20	23	35	3,755

注: 経済産業省経済センサスおよび鉱工業投入調査の調査票情報を独自集計したものである。

表7 中間財の輸入割合ごとの輸入額（2015年）

産業2桁	名称	0~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90	90~100	100計
09	食料品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	繊維工業	836,219	3,007,095	2,133,507	3,378,556	9,252,990	172,543	1,064,275	732,220	4,767,604	3,488,693	4,808,090
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	258,309	666,571	384,423	11,433,653	2,404,046	4,047,467	3,773,285	0	5,338,674	351,724	1,402,123
13	家具・装備品製造業	447,208	1,984,541	145,801	1,585,050	1,070,423	355,342	660,301	80,587	207,429	0	6,536,683
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	390,799	5,190,316	12,048,988	21,229,926	31,613,152	31,194,848	0	0	0	3,049,357	3,512,313
15	印刷・同関連業	384,919	175,950	125,815	0	1,932,354	149,779	110,183	100,316	0	0	2,979,317
16	化学工業	11,832,019	12,678,350	64,488,119	9,826,936	4,439,639	10,575,326	982,737	56,459,763	3,925,740	2,688,774	114,149,766
17	石油製品・石炭製品製造業	37,996	10,235,528	6,842,946	0	20,963,194	0	5,357,069	0	0	606,128,110	649,564,842
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	2,442,474	8,156,302	3,967,951	2,682,243	0	3,051,257	1,276,756	0	0	1,755,743	14,912,565
19	ゴム製品製造業	704,361	594,143	381,860	1,974,787	96,096	22,585,999	349,879	0	278,025	21,241	1,040,312
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	0	145,288	381,231	0	3,752,417	0	687,692	312,205	4,476,972	294,400	10,050,203
21	窯業・土石製品製造業	1,835,066	1,166,441	3,986,340	2,651,999	3,200,083	125,367,494	10,544,461	161,188	0	659,725	1,814,740
22	鉄鋼業	5,226,327	3,298,215	1,656,443	0	5,984,014	19,530,263	2,488,240	1,907,628	9,964,568	0	50,055,697
23	非鉄金属製造業	640,903	12,455,315	18,281,091	1,549,884	43,136,606	16,374,534	50,912,295	0	41,745,043	293,965,305	233,137
24	金属製品製造業	3,121,065	3,534,500	2,173,385	1,104,319	3,358,394	603,681	1,906,050	0	928,242	6,348,837	5,053,102
25	はん用機械器具製造業	2,633,580	6,233,734	20,983,696	20,268,795	10,382,312	0	0	2,561,874	0	0	322,055
26	生産用機械器具製造業	19,937,871	32,875,390	18,959,719	156,575	683,719	445,842	1,542,813	134,526	0	242,511	6,980,501
27	業務用機械器具製造業	4,124,931	4,527,940	2,994,827	0	2,781,252	0	0	0	0	0	14,428,949
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2,224,273	0	0	2,503,285	0	16,736,058	0	0	0	9,963,314	31,426,931
29	電気機械器具製造業	15,293,601	23,495,793	26,512,357	15,950,961	0	44,340	1,262,469	0	0	0	30,977,804
30	情報通信機械器具製造業	2,581,941	7,887,687	79,830,893	11,695,690	0	43,610,029	0	0	32,488,925	0	178,095,165
31	輸送用機械器具製造業	68,757,923	11,462,441	375,295,501	30,718,697	859,853	83,347,995	114,998,572	0	0	334,324	685,775,307
32	その他の製造業	1,042,985	127,651	3,126,434	3,591,940	45,588,595	29,079,953	0	0	1,989,539	509,754	79,928
	合計	144,754,771	149,899,190	644,701,326	142,303,295	191,499,139	407,272,750	197,917,078	62,450,306	106,110,761	929,801,812	185,286,536

注：経済産業省経済センサスおよび鉱工業投入調査の調査票情報を独自集計したものである。

表8 産業中分類別の事業所数、出荷額（2015年）

産業2桁	名称	事業所数	うち輸出	製造品出荷額等
09	食料品製造業	39150	331	28,233,319
10	飲料・たばこ・飼料製造業	6772	371	10,281,425
11	繊維工業	32300	273	4,068,616
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	11399	55	2,745,587
13	家具・装備品製造業	17794	53	1,969,554
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	8912	130	7,319,318
15	印刷・同関連業	22140	84	5,458,247
16	化学工業	5788	775	28,729,518
17	石油製品・石炭製品製造業	1224	59	14,596,602
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18575	506	11,841,076
19	ゴム製品製造業	4010	136	3,512,615
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	3726	35	347,265
21	窯業・土石製品製造業	17200	317	7,558,993
22	鉄鋼業	7124	203	17,882,717
23	非鉄金属製造業	4226	183	9,695,424
24	金属製品製造業	47344	641	14,508,865
25	はん用機械器具製造業	10817	568	10,872,436
26	生産用機械器具製造業	32756	1760	18,005,826
27	業務用機械器具製造業	6819	554	7,372,503
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	5987	509	14,815,346
29	電気機械器具製造業	13046	753	17,429,536
30	情報通信機械器具製造業	1816	163	8,657,616
31	輸送用機械器具製造業	15484	676	64,724,403
32	その他の製造業	22343	455	4,156,366
	合計	356752	9590	314,783,174

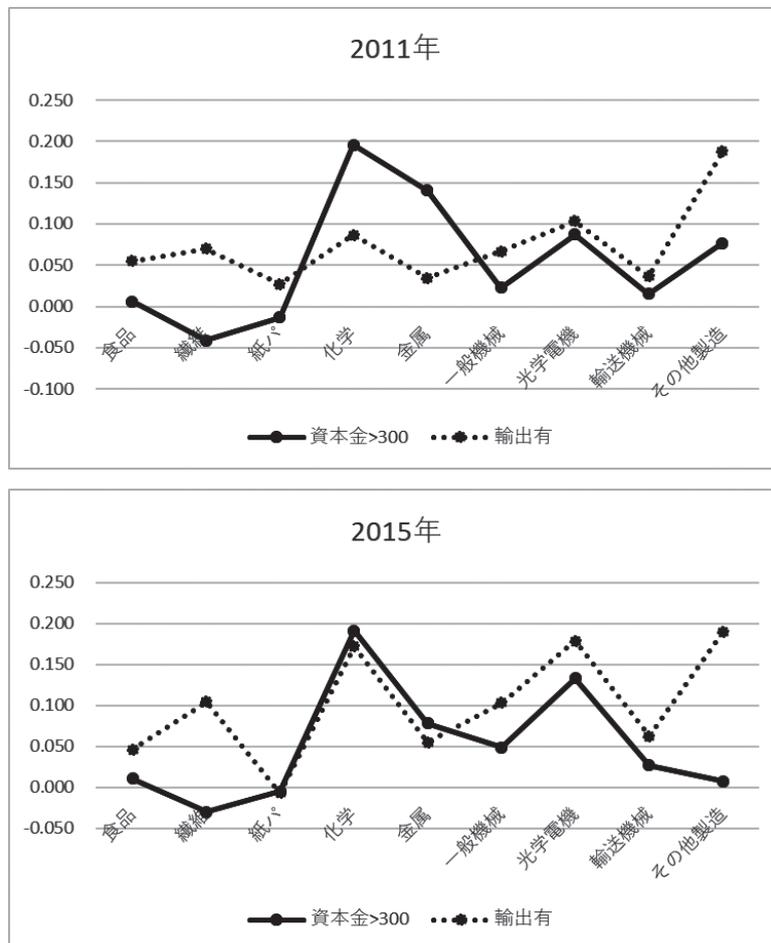
注：経済産業省経済センサスおよび鉱工業投入調査の調査票情報を独自集計したものである。

4. 企業規模（大・中小企業）による区分

萩野・時子山（2016）は、輸入中間財比率の乖離を中間財の品目毎に分析し、その結果、輸出・非輸出による区分では、繊維・化学産業等において当該乖離がマイナスになること示した。今回の検討でも、3.（1）の企業ベースの把握において、金属や化学において輸入中間財比率の乖離がマイナスになることが多くみられたほか、3.（2）の事業所ベースの把握でも、化学や金属において、少数の大規模事業所が多額の輸入を行っていることが示唆されており、大・中小企業といった企業規模に係る異質性に焦点を当てる意義を確かめることができた。

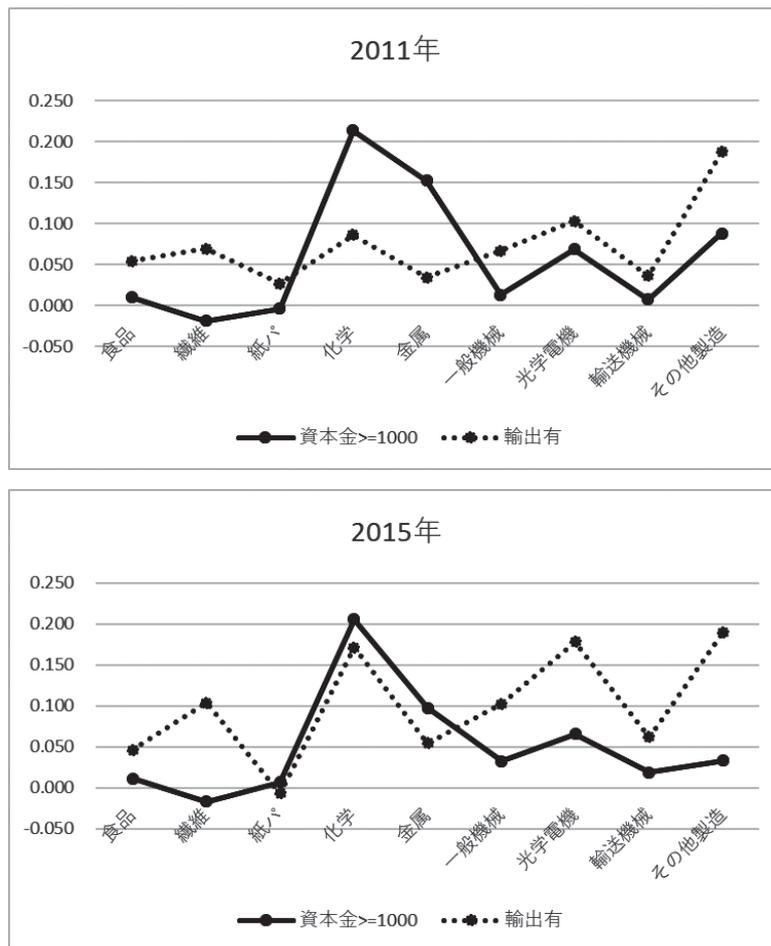
そこで、本章では、企業ベースにおいて、輸出・非輸出企業、大・中小企業の何れの異質性が重要であるか、検討することとする。3.（1）の検討を踏まえ、輸出企業と非輸出企業の区別は、企業活動基本調査における輸出比率（売上に占める直接輸出の割合）が0%超の企業を輸出企業とみなすことで行った。一方、大・中小企業の区別は、中小企業法に規定されているように従業員300人かつ資本金3億円超の企業を大企業とみなす方法（図2-1）、および、法人企業統計調査に用いられているように資本金10億円以上の企業を大企業とみなす方法（図2-2）の二通りの方法により行った。

図2-1 輸入中間比率の乖離（大企業：資本金3億円超）



注：経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

図2-2 輸入中間比率の乖離（大企業：資本金10億円以上）



注：経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

上記の計測結果から、光学電気機械産業をはじめ加工組立産業では、輸出・非輸出企業間の輸入中間財比率の乖離が、大・中小企業間の輸入中間財比率の乖離よりも大きいことが分かる。なお、光学電気機械産業では、大企業に中堅企業も含め広く捉える（図2-1）方が、含まない（図2-2）よりも大・中小企業間の輸入中間財比率の乖離が大きい。これは、同産業において輸出入に關与する中堅企業の層の厚さを反映しているものと考えられる。

他方、素材産業においては、化学および金属において、大・中小企業間の輸入中間財比率の乖離が、輸出・非輸出企業間の乖離よりも大きい。このように、両産業では、企業の異質性として企業規模を用いることが有用である可能性がある。なお、大企業の範囲を2通りの方法で定めたが、化学産業では、大企業を限定的に捉える（図2-2）方が、大企業に中堅企業も含め広く捉える（図2-1）よりも大・中小企業間の輸入中間財比率の乖離が若干大きい。これは、萩野・時子山（2016）が指摘したように、石油コンビナート等、原材料の輸入から生産ま

で一貫した製造プラントを持つ企業が、多くの輸入中間財を投入することに起因するものと考えられる。

こうした点を確認するため、化学産業を石油化学産業と非石油化学産業に分け、非石油化学産業を、さらに化学、ゴム・プラスチック、窯業・土石の各産業に分けるほか、金属についても、銑鉄、鋳鍛造品、非鉄、非鉄加工、その他金属の各産業に分ける形で、輸入中間財比率の乖離を計測してみた（表9）

その結果、化学のうち特に石油化学産業で乖離が大きかった。石油化学産業は、資本集約的な製造プラントを持ち、企業規模が大きいほど原材料の輸入から生産までの一貫度が高い。このため、大・中小企業の違いが、輸入中間財比率を大きく乖離させているものと考えられる。他方、非石油化学産業では、ゴム・プラスチック、窯業・土石において、大企業の輸入中間財比率と中小企業の輸入中間財比率の間に正の乖離がみられるものの、化学産業では負の乖離が生じており、全体としては大・中小企業間の乖離がそれほど大きくない。これらの点を鑑みると、化学産業では、特に石油化学産業に

表9 化学・金属産業の内訳における輸入中間財比率の乖離

	2011年		2015年	
	資本金10億円基準	資本金3億円基準	資本金10億円基準	資本金3億円基準
(化学)	0.214	0.196	0.206	0.191
石油化学	0.335	0.314	0.397	0.344
非石油化学	0.058	0.048	0.023	0.024
化学	0.031	0.032	-0.027	-0.029
ゴム	0.126	0.084	0.088	0.072
窯業土石	0.044	0.038	0.062	0.054
(金属)	0.153	0.141	0.098	0.078
鉄鉄	0.269	0.260	0.190	0.188
鋳鍛造品	-0.012	-0.013	-0.006	-0.004
非鉄	0.044	0.061	0.048	0.018
非鉄加工	0.004	0.006	-0.009	-0.050
その他金属	-0.010	-0.012	0.003	-0.006

注：経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

において大・中小企業間の異質性が重要であると言えるだろう。

金属産業では、鉄鉄で乖離が顕著であり、非鉄ではある程度の乖離がみられる。これらの産業は、石油化学と同様に資本集約的な製造プラントを持ち、企業規模が大きいほど原材料の輸入から生産までの一貫度が高い。他方、非鉄加工、非鉄加工、その他金属といった金属加工産業においては、大・中層企業間の乖離が大きくないか、乖離がマイナスである。このように、金属では、特に鉄鉄や非鉄において大・中企業間の異質性が重要であると言えるだろう。

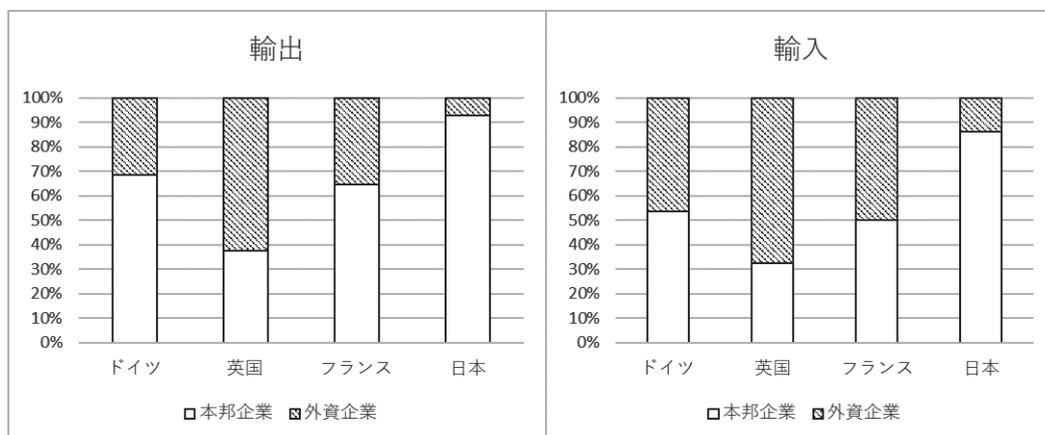
5. 企業の所有形態(本邦・外資企業)による区分

多くの発展途上国や新興国では、外資企業が国際貿易において重要な役割を担っており、本邦企業と外資企業を区分する意義は大きいと考えられる。しかし、我が国

の場合、企業特性格貿易統計の枠組みで企業を本邦企業と外資企業に区分してみると、2011年データを用いた計測結果(萩野, 2015)と整合的に、同じ先進国である欧州主要国との対比でも、金額、企業数両面で、外資企業の国際財貨貿易における重要度が極めて低い(図3-1、図3-2)。このため、供給使用表の拡張において、本邦企業と外資企業を区分するプライオリティーは、我が国の場合、然程高くないと言えるであろう。

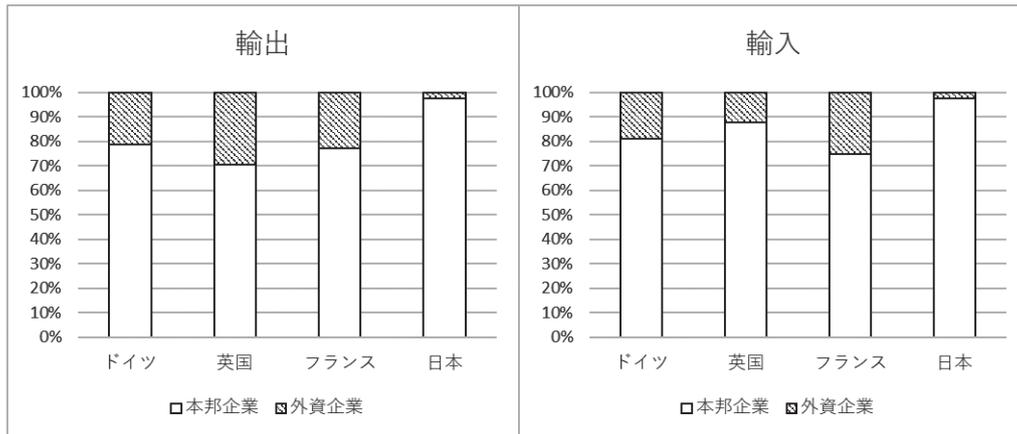
企業特性格貿易統計(Trade by Enterprise Characteristics Statistics、TEC統計と呼称される)は、国際貿易を行う企業の特性(経済活動、規模、所有形態等)別に計数を集計した統計であり、まさに、企業の異質性を反映した国際貿易統計である。従来の貿易統計は、何を(どのような財を)、誰と(何れの国・地域と)貿易したかを明らかにするが、企業特性格貿易統計は、誰が(どのような企業が)貿易を行ったかを明らかにするものである。企業特性格貿易統計は、一般に、国際財貨貿易統計のミ

図3-1 本邦企業と外資企業の財貨輸出入金額ウェイト(2017年)



注：ドイツ、英国、フランスについては、OECD.StatのTEC統計を用い筆者が作成した。日本については、経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

図3-2 本邦企業と外資企業の財貨輸出入企業数ウェイト（2017年）



注：ドイツ、英国、フランスについては、OECD.StatのTEC統計を用い筆者が作成した。日本については、経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

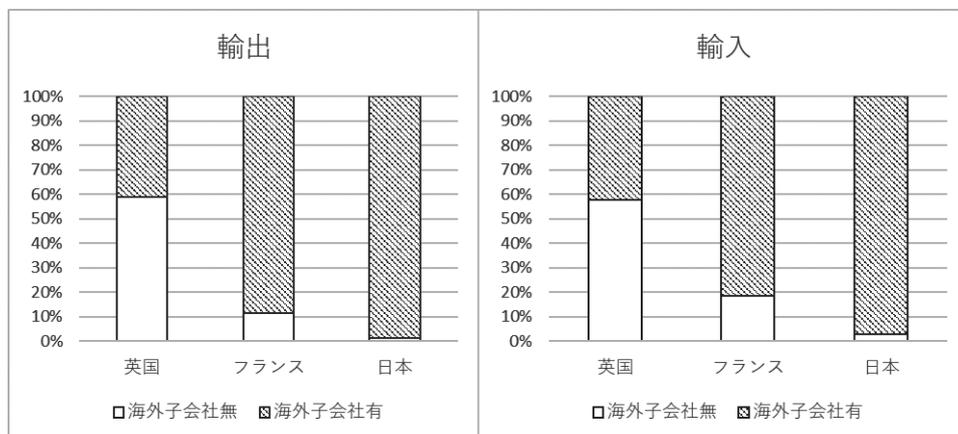
クローデータと企業の特性情報を、企業レベルでリンクすることにより作成され、貿易データを所管する税関当局と、企業レジスターを運営・管理する政府統計機関が協力して作成する国が多い。しかし我が国では、貿易統計のマイクロデータが利用可能でないこともあって、そうした方法で企業特性格貿易統計を作成することができない。そこで、企業活動基本調査のマイクロデータを用いて、当該統計の枠組みに沿ったデータを集計し、欧州主要国の企業特性格貿易データと比較した。この点、企業統計基本調査は従業員50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の会社を調査対象とするものであり、これより規模の小さい企業を含まないこと。このため、そうした中小零細企業を含むような悉皆的なデータで我が国について計測すると、国際財貨貿易における外資企業の重要度がより小さく見える結果になると想定される。

6. 海外子会社保有の有無による区分

米国経済分析局では、米国供給使用表の作成にあたり、海外子会社を保有する企業と保有しない企業に細分類する形で企業の異質性を同表に組み入れている。確かに、海外子会社を保有する企業は、海外子会社から中間財を輸入することが考えられるため、これを保有しない企業よりも輸入中間財比率が高いことが想定される。加えて、企業特性格貿易統計の枠組みで、本邦企業について、海外子会社を保有する企業と海外子会社を保有しない企業に区分してみると、我が国では、欧州主要国との対比でも、海外子会社保有企業の国際財貨貿易における重要度が金額ベースで極めて高い（図4）。

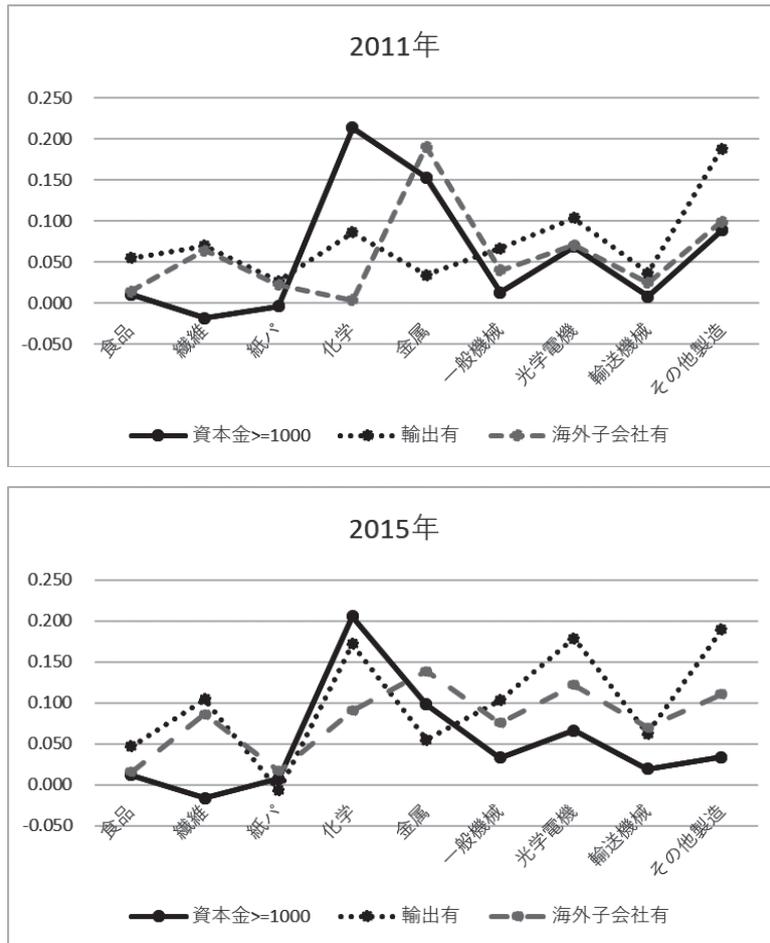
この点、我が国についての計測は、企業活動基本調査を用いて行ったものであり、前述のように当該調査が零細企業を含まないことから、中小零細企業も含む悉皆的な計測では当該重要性が多少低下する結果になると考え

図4 海外子会社保有企業・非保有企業の財貨輸出入金額ウェイト（2017年）



注：英国、フランスについては、OECD.StatのTECデータを用い筆者が作成。日本については、経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

図5 輸入中間比率の乖離（海外子会社保有・非保有企業間の乖離）



注：経済産業省企業活動基本調査の調査票情報を独自集計したものである。

られる。しかし、少なくとも、欧州主要国と比較で見劣りのしない水準に達しているであろう。そうした点を勘案すると、仮に、海外子会社保有企業と非保有企業の輸入中間財比率の乖離が大きければ、供給使用表の拡張にあたり両者を区分する意義がある。そこで、この点を確かめるべく、我が国について、当該乖離を計測してみた（図5）。

上記の計測結果をみると、海外子会社を保有する企業と保有しない企業との輸入中間財比率の乖離は、金属においてのみ輸出・非輸出企業間、大・中小企業間の輸入中間財比率乖離を大きく上回っている。これは、金属産業においては原材料を輸入に頼る企業が多く、そうした企業が原材料の開発や採掘にあたり海外子会社を活用していることに起因すると考えられる。このように、金属産業では輸入中間財の多寡を左右する企業の異質性として海外子会社保有が最も重要な要素と考えられるが、その他の産業では必ずしも決定的に重要な要素であるとは言えない。

なお、繊維および紙・パルプについては、海外子会社

を保有する企業と保有しない企業との輸入中間財比率の乖離が、輸出・非輸出企業間の輸入中間財比率乖離に拮抗している。これは、繊維および紙・パルプにおいては、海外子会社を保有する少数の企業が集中的に輸入を行う、という状況を反映したものと考えられる。すなわち、海外の安い人件費を活用する目的で海外進出を行った企業では、海外子会社が日本での生産の後方に位置する結果、海外子会社からの輸入が高む、といった構図がうかがわれる。

この点、山田（2010）は2000年以降の中国の貿易に占める外資系企業の割合を計算し、2000年には輸出で47.8%、輸入で52.1%が外資系企業で占められており、その割合がそれ以降も上昇していることを確認したうえで、中国の貿易における外資系企業の貢献度の高さを指摘している。これは、外資企業、すなわち海外子会社の輸入依存度の高さを示唆するものであり、輸入中間財の多寡を左右する企業の異質性として、海外子会社の保有が必ずしも決定的に重要な要素であるとはいえないという、本項における前述の分析と相違する。

こうした違いは、グローバルバリューチェーンにおける日本と中国の立ち位置が異なっていることに起因するものと考えられる。すなわち、ある企業グループが日本→中国→最終消費地という財貨の流れを作り出しているとする、中国では海外子会社の輸入中間財比率が高くなるが、日本では海外子会社を持つ企業の輸入中間財比率が相対的に高くはならない、という形になるだろう。こうした仮定に基づくと、金属や紙パでは、金属や木材の資源国→日本という財貨の流れが、また繊維では縫製等の加工国→日本という財貨の流れが作りだされているために、海外子会社を持つ企業の輸入中間財比率が相対的に高くなっていると考えられる。

7. 今後の課題（結びに代えて）

本稿では、拡張供給使用表に組み入れるべき企業の異質性を検討した。総じてみれば、加工組立産業では輸出・非輸出による区分が、素材産業では大・中小企業や海外子会社有無による区分が有用と言えるだろう。今後は、そうした点を踏まえ、企業の異質性を組み入れた拡張供給使用表を試作し、OECDと協議することとしたい。

他方、次期SNA改訂にあたり、グローバリゼーションがSNAに与える影響を把握する観点から、供給使用表において、産業分類を、①本邦企業（海外子会社非保有本邦企業）、②本邦の多国籍企業（海外子会社保有本邦企業）、③外国の多国籍企業に支配される企業（外資企業）といった、3つの範疇に区分に区分する拡張方法が提案されている。上記5. では国際貿易に占める外資企業のウェイトが低いとの結果が得られ、上記6. では、輸入中間財比率に係る異質性では、海外子会社保有の有無による区分が然程の重要性を持たないとの示唆が得られたが、GDPに対する貢献という観点では、これらが重要な区分である可能性もある。この点を踏まえ、上記3区分の拡張表の作成にも取り組んで行くこととしたい。

なお、輸出・非輸出、大・中小企業といった異質性については、識別をどの単位で行うべきかを検討して行く必要がある。すなわち、ESUTの実際の作業にあたり、輸出・非輸出（あるいは大規模・中小）の識別は、企業単位と事業所単位の両方が考えられる。企業単位で行う場合には、企業活動基本調査を用いた分析のように輸出・非輸出の判定を企業ごとに行い、輸出企業であれば傘下の事業所をすべて輸出事業所とみなす。事業所単位で行う場合には、経済センサス及び鉱工業投入調査を用いた分析のように、事業所単位で輸出・非輸出の判定を行うことになる。現行SNAの統計単位は事業所であるため、

最終的な統計表における統計単位はいずれの方法をとったとしても事業所となるが、他方で、海外子会社保有の有無は企業単位で識別できない。国際的な議論では、そうした点も踏まえ、SNAの統計単位を事業所ではなく企業にすべき、といった指摘もみられ始めている状況である。どちらの方法によることが適切か、今後、OECDや海外主要国と議論しつつ検討していきたい。

(参考文献)

- 萩野覚 (2015) 「付加価値貿易指標改善に係る OECD の取り組み—2015 年 3 月開催 OECD 財貨サービス貿易統計作業部会に係る出張報告を兼ねて—」『季刊国民経済計算』No.157
- 萩野覚 (2016) 「拡張供給使用表の整備に向けた取組—OECD・拡張供給使用表専門家グループ第 2 回会合および APEC・TIVA テクニカルグループ第 2 回会合へのお出張報告を兼ねて—」『季刊国民経済計算』No.159
- 萩野覚・時子山真紀 (2016) 「付加価値貿易指標の改善に向けた拡張輸入表の作成—輸入中間財比率の違いを反映する方法の検討—」『季刊国民経済計算』No.160
- 萩野覚・田原慎二・時子山真紀 (2017) 「付加価値貿易指標改善を目的とする拡張産業連関表の整備—OECD との協働に向けて—」『季刊国民経済計算』No.161
- 山田光男 (2010) 「日本企業の海外生産と産業連関分析」国際東アジア研究センター『東アジアへの視点』
- Johnson, R. C. and Noguera, G. (2012) “Accounting for Intermediates: Production Sharing and Trade in Value Added”, *Journal of International Economics*, 86(2), pp.224-236.
- OECD Expert Group on Extended Supply-Use Tables (2014), “Draft: Terms of Reference”
- OECD (2014), “Extending OECD’s Work on Measuring Trade in Value-Added,” STD/CSSP(2014)7
- OECD (2015), “Firm Heterogeneity and Trade in Value-Added,” STD/CSSP/WPTGS(2015)23
- OECD (2018), “Addressing the challenges of globalisation in national accounts,” COM/SDD/DAF(2018)6
- Stehrer, R. (2012) “Trade in Value- Added and Value-Added in Trade”, *WIIW Working Paper*, No.81, pp.1-19.

わが国における分配側四半期別 GDP 速報の導入に向けた検討状況

内閣府 子ども・子育て本部（少子化対策担当）
参事官付補佐 鈴木 俊光¹

1. はじめに

GDPとは、わが国において生み出された付加価値の総額であり、生産、分配、支出のどの側面から捉えても、概念的には同じ値になることが「三面等価の原則」として知られている。生産側GDPは、各産業の生産活動によって生み出された付加価値の合計となる²。分配側GDPは、そうして生み出された付加価値が、労働（雇用者報酬）、一般政府（生産・輸入品に課される税、（控除）補助金）、使用資本の消費分（固定資本減耗）、残差としての利潤（営業余剰・混合所得）にどのように分配されているかを示す。支出側GDPは、配分された付加価値が家計や一般政府にどのように消費されたか、あるいは投資されたかなどを示す。

現行のわが国の国民経済計算（以下、「JSNA」）における四半期別GDP速報においては、支出側GDP及びその内訳各項目、分配側では雇用者報酬、家計可処分所得、家計貯蓄率が公表されているが、生産側や分配側の四半期別GDP速報値については公表されていない³。

このような状況の中で、政府全体としての公的統計の整備に関する基本的な方針を示す「公的統計の整備に関する基本的な計画」の第Ⅱ期計画（平成26年3月閣議決定）⁴において、JSNAの精度の確保・向上を目的として支出、生産及び所得の三面からの推計が掲げられるとともに、提供情報の整備のための具体的な措置として、生産及び所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、参考系列として公表することを目指すことが示された。

その後、第Ⅲ期計画（平成30年3月閣議決定）では、家計の可処分所得及び貯蓄の速報値については、平成30年度中の参考系列としての公表を目指し、生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取り扱いについて、結論を得るものとされた。これらを踏まえ、家計可処分所得、家計貯蓄率の速報値につ

ては、令和元年8月以降、支出側GDP四半期別速報値（以下、QE）公表後に参考系列として公表されている⁵。一方、分配側GDP四半期別速報値については、令和元年10月の第18回国民経済計算体系的整備部会において、更なる検討が必要とのことで公表に向け研究を継続するものとされた。

本稿では、現段階における分配面の四半期速報値の開発状況と残された課題について報告する。これまで内閣府における分配面の四半期速報値については、山本（2011）、高田・竹内・吉岡（2014）でその当時の検討状況が報告されてきた。これらの報告は、「平成17年基準改定」における推計方法について検討がなされたものである。以下では、現時点の諸外国における分配側の四半期速報値の公表状況を概観しつつ、平成28年に実施された「平成23年基準改定」に対応した推計方法の開発状況と今後の課題について整理する。

2. 諸外国における三面の等価関係

現行のJSNAでは、支出側GDPと生産側GDPについて各種基礎統計等を用いて各々独立に推計され、支出側が優先されるため、支出側GDPと生産側GDPの差分は、「統計上の不突合」として、生産側GDPに表章される。他方、分配側GDPは独立に推計されず、生産側GDPと一致するように推計される。分配側GDPから営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」）以外の項目が加算控除され、残差が営業余剰等となる。このように分配側GDPについて、営業余剰等をバランス項目として、支出側GDPと生産側GDPを一致させる手法は2008SNAにも記載されている国際的にみても標準的な手法である。

表1は、諸外国における三面の等価関係を示したものである。大半の諸外国において分配側GDPは残差推計される中、米国においては分配側GDPが独立に推計さ

¹ 元・内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課研究専門職。本稿の内容に関して、全ての責任は筆者に帰する。

² 厳密には、各産業で生み出された付加価値に対して税金を加算し、補助金を控除した額の合計。

³ 雇用者報酬、家計可処分所得、家計貯蓄率の四半期別速報値については参考系列としての公表。

⁴ 平成26年度を始期とする。

⁵ 支出側四半期別GDP2次速報値公表後の公表となる。

表1 諸外国における三面の等価関係（名目値、速報時点）

	等価関係		
	支出と生産	生産と分配	分配と支出
米	一致 (中間投入が中間消費に 一致するよう調整)	一致 (不突合を分配面に計上)	一致 (不突合を分配面に計上)
英	一致 (年次推計からの不突合を支出面に計上し た上で、在庫変動で調整)	一致 (年次推計からの不突合を分配面に計上し た上で、営業余剰で調整)	一致 (年次推計からの不突合を支出面、分配面 の両面に計上)
仏	一致 (在庫変動が残差)	一致 (営業余剰が残差)	一致 (生産面に同値)
伊	一致 (在庫変動が残差)	一致 (営業余剰が残差)	一致 (生産面に同値)
独	一致	一致 (営業余剰が残差)	一致 (営業余剰が残差)
加	—	—	一致 (かい離の半分ずつを両面に 不突合として計上)
豪	—	—	一致 (三面の実質 GDP の平均値から 名目 GDP を計算、不突合を支出面、 分配面の両面に計上)

出典：総務省統計委員会提出資料（2018）より引用。

れる⁶。米国は、支出面が優先される形で三面等価となるよう調整される。具体的には、生産面は支出面と合わせよう推計され、支出面（＝生産面）と分配面の差分は分配面において「統計上の不突合」が計上され、等価関係が維持される。

英国、フランス、イタリアでは、生産面が優先される形で三面等価となるよう調整される。これらの国では、支出面の在庫投資、分配面の営業余剰がバランス項目となり等価関係を維持（英国は年次推計からの不突合を支出面、分配面に計上⁷）される。

ドイツは、支出面と生産面を独立に推計した後、支出面と生産面の優先関係を決めずに調整する。分配面は営業余剰がバランス項目となり、三面の等価関係が維持される。

カナダは支出面と分配面について、かい離幅の二分の一を不突合としてそれぞれに計上。生産面については付加価値（Gross Value Added）の実質値のみ公表され、GDP は非公表となっている⁸。

オーストラリアは生産面については実質値のみ公表し、名目値は非公表となっている。分配面と支出面は一致（不突合を支出面、分配面の両面に計上）させている。

3. 英国、米国の分配側 GDP 推計

以下では、諸外国の中でも営業余剰を残差で推計している英国及び営業余剰を独立に推計している米国の2か国を取り上げて、わが国の分配側 GDP の推計方法を比較することで、分配側 GDP 推計の現状と課題を整理する。

3-1 英国における分配側 GDP 推計の概要⁹

英国¹⁰では、速報推計において、分配側推計及び支出側推計では信頼性の高い基礎統計が利用できないため、生産側推計を優先した速報推計が行われる。第一次速報推計では、生産側の経済活動別 GDP 推計に各種業界統計や『Monthly Business Survey』（ONS）などが利用される。第二次、第三次速報推計では、その後公表された生産側の統計資料を活用し推計が更新され、支出側及び分配側推計は第二次速報推計ではじめて公表される¹¹。この際、生産側との間の「統計上の不突合」は、支出側では「在庫変動」、分配側では非金融法人の「営業余剰」において開差調整され、残差が「統計上の不突合」（狭義）として公表される¹²。

⁶ 内閣府経済社会総合研究所（2018）を参照。

⁷ 英国の四半期速報推計では、年次推計における「統計上の不突合」をもとに外挿した不突合の値を支出面、分配面に計上している（ONS(2012)）。

⁸ 付加価値（GVA）に「生産物に課される税（控除）生産物に対する補助金」を加えた合計額が生産側 GDP となる。

⁹ ここでの記述は、Walker, Walton and Georghiades(2012)、内閣府経済社会総合研究所（2016）、ONS（2018）を参考している。

¹⁰ 英国では、英国国家統計局（ONS、Office for National Statistics）が GDP を公表している。

¹¹ 当該四半期終了後から、第一次速報は約25日後、第二次速報は約55日後、第三次速報は約85日後に公表。

¹² 英国の四半期速報では、支出面や分配面の推計段階で、在庫変動や営業余剰にある程度の調整を加えるが、その調整幅を明示している。これが開差調整（alignment）と呼ばれるものであるが、その残差を不突合の欄に計上している。したがって、通常の意味の不突合（広義の不突合）は、alignment と英国式の不突合（狭義の不突合）を合計したものとも考えられる。

年次推計においては、狭義の不突合は1回目の年次推計においてSUTの枠組みを活用した調整で減額され、当該四半期終了後1年7ヶ月後(あるいは1年10ヶ月後)に2回目の年次推計で詳細レベルのSUT(112生産物×112産業)を用いたバランスによりゼロとなる。

なお、ONSでは、2017年11月以降、生産側速報推計においてVAT(Value Added Tax)データの活用拡大を図る推計方法の変更を行っている。VATデータは、歳入関税庁(HM Revenue and Customs)によって63万事業所を対象に収集される付加価値税(わが国の消費税に該当)に関する税務データである。ONSでは、VATデータを税還付に関する誤差、四半期パターン、疑わしい動きを示す売上高などのデータ修正に活用することで生産側速報推計の精度向上を図っているとのことである。英国では、上述したように営業余剰が生産側との残差推計から求められるため、生産側推計の精度向上は分配側推計の精度向上にもつながるものと類推される。

表2は、英国における分配側GDP推計方法の概要をまとめたものである。営業余剰は、民間非金融法人、金融法人、公的法人、その他公的企業という制度部門別に推計される。民間非金融法人の企業収益等については、年次推計、四半期速報推計ともに『Quarterly Operating

Profits Survey』(ONS)を用いて推計される。『Quarterly Operating Profits Survey』は、製造業、商業、サービス業等の民間非金融法人を対象としたサンプル調査である。同調査は、省庁間ビジネスレジスターを活用して13の産業分類と5つの従業員規模グループにもとづきサンプル替えを行っている¹³。四半期速報推計期間では、一部産業について予測値が用いられる。金融法人はイギリス中央銀行(Bank of England)や歳入関税庁のデータ、公的法人ならびにその他公的企業は『Public Corporations Survey』(ONS)、『財政統計』等が用いられる。混合所得については、農業関連とその他自営業者に分かれる。年次推計ではともに歳入関税庁の所得データ、四半期速報推計では収入見込み額が用いられている。

英国は生産側GDPを優先してGDP推計を行っており、分配側GDPならびに支出側GDPは生産側と一致するように推計される。具体的には、年次推計ではSUTバランスにより「統計上の不突合」は解消されるが、速報推計では支出側では在庫変動、分配側では民間非金融法人の営業余剰に「統計上の不突合」が割り当てられ、開差調整が行われる。よって民間非金融法人の営業余剰には開差調整分の「統計上の不突合」が含まれる。

表2 英国の分配側GDP推計に用いる基礎統計ならびに推計方法

		経済活動・制度部門	年次推計	四半期推計
営業余剰		民間非金融法人	Quarterly Operating Profits Survey イギリス中央銀行データ 歳入関税庁の所得データ	Quarterly Operating Profits Survey, 一部産業については予測値 イギリス中央銀行データ
		金融法人		
		公的法人	Public Corporations Survey 財政統計	財政統計、政府公表情報、予測値
		その他公的企業	Her Majesty's Treasury data 等	
混合所得		農業関連	歳入関税庁の所得データ	農林水産省推計の収入見込み額
		その他自営業者		歳入関税庁推計の収入見込み額
雇 用 者 報 酬	賃金・俸給	—	歳入関税庁のPAYE(Pay-As-You-Earn)データ	年次推計の税務データをベンチマークに、ONSによる月次・四半期雇用者数調査ならびに四半期平均収入調査により推計。軍関係者の賃金、現物給付については防衛省データより推計。
	雇主の社会負担	—	政府アクチュアリー庁の国民保険基金、国民保健サービスデータ等	年金関係は内国歳入調査データ、現物社会給付関係は中央統計局の家計支出調査データ。政府アクチュアリー庁の国民保険基金、国民保健サービス、解雇手当基金の四半期データをもとに推計。
生産・輸入品に課される税		中央政府	歳入関税庁データ、あるいは政府勘定データ	
		地方政府他	財政統計	
補助金		—	「公的支出に関する計画と監視制度」データ	

出典：ONS(1998)、Walker, Walton and Georgiades(2012)より作成。

¹³ ビジネスレジスターとは、事業所母集団データベースのことを指し、経常的に更新を行い、すべての事業所・企業を捕捉し、最新の情報を保持するデータベースのことを指す。

3-2 米国における分配側 GDP 推計概要¹⁴

米国では、SNA 概念とは異なる NIPA (国民所得生産勘定：National Income and Products Accounts) 概念での推計が行われている。NIPA 概念では、たいていの場合は推計項目名が異なっていたとしても、SNA 概念と同様もしくは類似の概念で推計が行われているが、一部、推計対象の範囲や推計手法が異なっている。主な相違点としては、「法人 (corporations)」概念の範囲があげられる。NIPA 概念において、法人は単に法実体を有しているか否かで定義されるが、SNA 概念ではより広い概念となっており、有限責任事業組合、名目上の居住者単位、準法人なども含まれる。また分配側 GDP について、2008SNA では生産側 GDP と一致するように残差推計される点が記載されているが、NIPA では各種基礎統計にもとづき独立に推計されるため、推計方法が異なっている。

表3では、分配側 GDP と関連する各推計項目について SNA 概念と NIPA 概念の主な相違点をまとめている。2008SNA において、家計部門の非法人企業の混合所得と営業余剰は区別されるが、NIPA 概念では、混合所得にあたる事業者所得は営業余剰に内訳項目として含まれる。また、雇用人報酬の内訳項目である社会負担について、SNA 概念では政府の社会保障制度に関する負担分も含まれるが、NIPA 概念ではこれら負担分を含まずに、追加的労働所得として定義される。

米国では、速報推計において信頼性の高い基礎統計が利用できる支出側推計を優先される。速報推計における主な基礎統計としては、『Monthly Survey of Manufacturers' Shipments, Inventories, and Orders』、『Monthly Wholesale Trade Survey』、『Monthly Retail Trade and Food Services Survey』、『Quarterly Services Report』、『Quarterly Financial

Report』(センサス局、(Census Bureau))、『Monthly U.S. international trade in goods and services』(センサス局ならびに経済分析局、(Census Bureau and Bureau of Economic Analysis))などが用いられる。

第一次速報推計は、当該四半期終了から約一か月後目途で公表されるが、この時点ではリアルタイムで推計に利用できる基礎統計が少ないため、推計値の多くは米国経済分析局 (BEA、Bureau of Economic Analysis) による予測値が用いられる。第二次速報推計は、第一次速報推計公表一か月後に公表され、この時点で各種基礎統計を反映した四半期値が推計されるが、最終月のデータなどが未公表の場合は、さらにその一か月後に公表される第三次速報推計において反映される。

また、米国では、I-O Accounts (産業連関表に関する Make table と Use table) と GDP by Industry (生産側 GDP) を整合的に統合し、統合した勘定を産業別の生産勘定にあたる Industry Economic Accounts として公表している。Make table と Use table は SUT に相当するものであるが、2015 年から定義や価格評価について国際基準に則った SUT の公表を始めた。

I-O Accounts は経済構造の生産物構成を把握することに重点を置き、GDP by Industry は生産と付加価値の産業別構成を把握しようと、それぞれ独立に推計され、2004 年までは両者の間の推計値の相違は調整されていなかった。2004 年から、両者および支出側 GDP、分配側 GDP とも整合性をとるように調整がされるようになった。米国において、Industry Economic Accounts は、GDP 作成のためのツールというよりも、支出側 GDP と整合的な形で、産業別 GDP や生産物構成を把握することを目的に用いられている。

年次推計値は、Industry Economic Account の年次改定

表3 SNA 概念と NIPA 概念の相違点

	SNA 概念と NIPA 概念における定義・概念の違い
「営業余剰 (operating surplus)」と「混合所得 (mixed income)」	・ SNA 概念では、企業における「営業余剰」と企業所有者の労働によって発生した所得を「混合所得」として区別している。NIPA 概念では、両者を区別せずに、家計部門の非法人企業における所得に含めることとする。
「事業者所得 (proprietors' income)」と「混合所得 (mixed income)」	・ NIPA 概念では、非法人企業における企業所有者の労働によって発生した所得は「営業余剰」の内訳項目である「事業者所得」と定義される。SNA 概念上は、これは、いわゆる「混合所得」である。
「社会負担 (social contribution)」と「社会保障に関する負担 (contributions for social insurance)」	・ NIPA 概念では、政府の社会保障制度に関する負担分を「社会保障に関する社会負担」として定義される。SNA 概念では、これらに加え、年金や社会保障基金分を含んだ (政府以外の) 負担分を「社会負担」と定義される。NIPA 概念において、SNA 概念の「社会負担」に類似する概念は、「追加的労働所得 (supplements to wages and salaries)」となる。

出典：McCulla, Moses, and Moulton(2015)より作成。

¹⁴ ここでの記述は、McCulla, Moses, and Moulton (2015)、内閣府経済社会総合研究所 (2016)、BEA(2019a),(2019b)を参考にしている。

の部分として、毎年 11 月に公表される。この際、SUT バランスにより、支出側 GDP と一致させるように、生産側、分配側 GDP が調整され、「統計上の不突合」がゼロになる。

米国では、上述したように日本と同様に支出側をヘッドラインとして GDP を公表しているが、その上で、税務データ等の行政記録情報を活用して、営業余剰や雇用者報酬等を積み上げ、GDI (SNA 概念における分配側 GDP に相当) を独立に推計し、公表している。米国のデータでも GDP と GDI の間には相当の乖離が生じており、GDP と GDI についての信頼性を比較検証した Jeremy (2010) に対する Landefeld (2010) のコメントにおいて、アメリカ経済分析局の見解として、GDP が唯一の産出を示す指標だと提言したこともなければ、GDI が経済活動を測る指標として有用ではないと提言したこともないと述べている。

一方で Landefeld は、GDI よりも GDP の方が基礎統計とパフォーマンスという点から優れている点を指摘している。具体的には、GDP 推計における基礎統計の多くは、センサス局が国民経済計算概念と整合的になるように調査事項の定義や調査対象などが決められ、月次、四半期、年次単位で実施される統計調査が用いられるの

に対して、GDI 推計の基礎統計は税務当局に提出される財務諸表が用いられるため、企業会計規則や税法、企業慣行の変化によりデータの範囲や定義が国民経済計算概念とは異なる事態がくり返し起こってしまう点を述べている。また、GDI 速報推計の方が GDP 速報推計と比べて、欠損データについて過去のトレンドから現実妥当性の高い推計を行うことがより難しい点もあわせて指摘している。米国では、税務統計を用いて分配側を独立推計しているが、Landefeld et al.(2008) は、(a) 納税・財務情報について経済学的な概念と整合的な数値への調整の必要性、(b) 税務当局の情報が利用可能になるまでのタイムラグ、(c) 所得額の報告漏れについての懸念という 3 つの推計上の課題を指摘している。

表 4 は、米国における分配側 GDP 推計方法の概要をまとめたものである。SNA 概念上の営業余剰にあたる企業利益について、年次推計では『Quarterly Financial Report』や内国歳入庁データ、四半期速報推計ではそれらのデータに加えてトレンド推計値や見通し値が用いられる。『Quarterly Financial Report』は、製造業、鉱業、卸売業、小売業、特定サービス業を対象としたサンプル調査であり、年に一回の頻度で連邦所得税コードにもとづくサンプル替えを行っている。SNA 概念上の混合所

表 4 米国の分配側 GDP 推計に用いる基礎統計ならびに推計方法

		制度部門・ 経済活動等	年次推計	四半期推計
企業利益			直近年：センサス局の Quarterly Financial Report 等 直近年以外：内国歳入庁 (IRS) データ	直近年次推計と同様。ただし一部産業は、judgmental trend 推計
事業者所得		農業部門	農務省によるセンサス調査、年次調査データ	農務省による年間見通し値を四半期分割して推計
		非農業部門	直近年：一部産業は活動指数からの推計 その他は judgmental trend 推計 直近年以外：内国歳入庁 (IRS) の統計から推計	直近年次推計と同様
雇用者報酬	賃金・俸給	民間産業	Quarterly Census of Employment and Wages (BLS) 等	労働省統計局が推計した月単位の時間当たり賃金。その他一部産業は、judgmental trend 推計。
		中央政府		労働省統計局の雇用者数データを用いた judgmental trend 推計等
		地方政府		労働省統計局データからの推計値
	追加的労働所得	民間	judgmental trend 推計、労働省集計値、年金給付保障 公庫推計値	judgmental trend 推計
公的		行政記録情報	中央政府分は judgmental trend 推計。地方政府分は年次推計と同様	
生産・輸入品に課される税		中央政府	内国歳入庁収集データ	関税については「月次財政収支」、その他は活動指数からの推計、judgmental trend 推計
		地方政府	国勢調査や年次調査について、暦年調整を行った値	「四半期別税調査」(センサス局)、活動指数からの推計、トレンド推計等
補助金		中央政府	農業関係の補助金については農務省データ。その他は、行政管理予算局データ	農務省のレポートにもとづく judgmental trend 推計
		地方政府	センサス局の年次調査データ。カリフォルニア行政記録データ	judgmental trend 推計ならびにカリフォルニア行政記録データ

出典：BEA(2019a),(2019b)より作成。

表 5 米国ならびに英国の速報推計から年次推計にかけての改定状況
(名目値、季節調整系列、単位：%ポイント)

	米国	英国
雇用者報酬	2.02	2.40
営業余剰（企業所得）	14.21	11.04
混合所得（事業者所得）	5.94	5.52
生産・輸入品に課される税	1.75	3.92

出典：BEA(2018),ONS より作成。

備考：米国については 1993 年から 2015 年までの第 3 次速報推計から第 3 次年次推計への改定値。

：英国については 2012 年第 2 四半期から 2016 年第 4 四半期までの第 3 次速報推計から第 3 次年次推計への改定値。

：表中における括弧内の名称は、米国での項目名。

得にあたる事業者所得については、年次推計では農業部門と非農業部門に分けられ、農業部門については農務省のセンサス調査や年次調査のデータが用いられる。四半期速報推計について、農業部門は農務省の見通し値、非農業部門は年次推計と同様の手法が用いられる。

3-3 英国ならびに米国における改定状況

表 5 は、米国ならびに英国の速報推計から年次推計にかけての年率換算した季節調整値の改定状況を示している。両国ともに、推計項目の中で営業余剰（企業所得）の改定が最も大きく、次いで混合所得（事業者所得）の改定が大きいという点で共通している。営業余剰推計について、米国は独立に推計、英国では残差で推計され、推計手法が異なっているが 10～14%ポイントの改定となっている。雇用者報酬についても、両国ともに 2%ポイント程度改定している。

4. わが国の分配側四半期別 GDP 速報推計の検討状況

4-1 わが国の分配側 GDP 推計概要

分配側 GDP は、先述した通り、平成 23 年基準の JSNA において、四半期別速報推計段階では公表されていない。一方、毎年 12 月に公表される年次推計においては、フロー編の「所得の発生勘定」で表章されている雇用者報酬、営業余剰・混合所得（純）、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に、「国内総生産勘定」で表章されている固定資本減耗を加算した額が分配側 GDP となる。分配側 GDP は、「国内総生産勘定」における雇用者報酬、営業余剰・混合所得（純）、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、固定資本減耗、「統計上の不突合」の合計となる生産側 GDP と同額となるように推計されている。以下では、分配側 GDP の構成項目の定義と現在検討中の分配側 GDP の四半期別速報

における推計方法等について解説する。

(1) 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指すものである。雇用者報酬は、内訳として「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれる。「賃金・俸給」はさらに現金給与分として現金給与、手当、賞与、役員賞与等、現物給与としての社宅等の提供について給与住宅差額家賃に分けられる。

役員賞与については、平成 17 年基準の JSNA までは、財産所得（配当）の一部として記録されていたが、平成 23 年基準以降、賃金・俸給に含まれている。さらに、平成 23 年基準の JSNA では、国際基準の 2008SNA と整合的になるように、雇用者ストックオプションの価値も賃金・俸給に含まれる。

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。「雇主の現実社会負担」は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。雇主の現実年金負担は、年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の企業年金や退職一時金に係る JSNA 上の記録については、2008SNA を踏まえ、また 2008SNA 対応後の『資金循環統計』（日本銀行）と

も整合的に、平成 23 年基準以降、発生主義による記録がより徹底される形となっている。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

現在、支出側 GDP 四半期別速報と同時に参考値として公表されている雇用者報酬の速報値は「国民概念」の値であるが、分配側 GDP の構成項目となる雇用者報酬は、海外からの純受取を含まない「国内概念」となる。

「賃金・俸給」については、直近の第一次年次推計値（1～3 月期の値）をベースに、一般産業（公務を除く）について、雇用者数の増減を『労働力統計』及び『毎月勤労統計』等から、雇用者一人当たりの賃金・俸給額を『毎月勤労統計』等から把握した上で、年次推計とのカバレッジの違いを調整して求められる賃金・俸給額の伸び率を利用して延長推計する。公務については、給与法の改正による月給等の改定が行われた場合には、その内容を反映して延長推計する。

「雇主の現実社会負担」は、法律等で雇主に負担が義務付けられている社会保障基金への雇主の現実社会負担（厚生年金、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）、組合管掌健康保険、共済組合等）と、雇主が年金基金へ自発的に負担する現実社会負担（厚生年金基金、確定給付企業年金等への雇主負担分。発生主義により受給権を記録する退職一時金を含む）から成る。

社会保障基金への「雇主の現実社会負担」は、直近の第一次年次推計値（1～3 月期の値）をベースに、各種保険制度及び共済の関係資料、『労働力統計』及び『毎月勤労統計』等の基礎資料、各種保険制度の保険料率を用いて得られる負担額の伸び率を利用して延長推計する。

年金基金への雇主の現実社会負担は、直近の第一次年次推計値（1～3 月期の値）をベースに、各種年金基金の関係資料、『労働力統計』及び『毎月勤労統計』等の基礎資料を用いて得られる負担額の伸び率を利用して延長推計する。発生主義により記録する退職一時金については、直近の第一次年次推計値をベースに、『毎月勤労統計』に掲載される離職率を用いて推計する。

（２）営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計、すなわち中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税の合計として計

測していることから、営業余剰・混合所得（純）は存在しない。

「営業余剰・混合所得（純）」は、「営業余剰（純）」と「混合所得（純）」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

四半期別速報における延長推計については、民間金融、公的金融部門は金融業の産出の前年比伸び率により延長、個人持ち家は国民経済計算の持ち家の帰属家賃の前年比伸び率により延長する。公的非金融、農林水産部門は年次推計の前年同期値を置く。個人企業（その他）については『個人企業経済調査』の一人当たり営業利益と労働力調査の産業別従業者数から算出した営業利益の前年比伸び率により延長する。民間非金融については、『法人企業統計』の営業利益と人件費等から作成した補助系列の前年比伸び率により延長する。

（３）生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。生産・輸入品に課される税は、平成 17 年基準 JSNA では、現金主義での計上、つまり納税等が行われた時点での記録がされていた。平成 23 年基準 JSNA においては、納税等の義務を発生させる経済活動が生じる時点で記録する発生主義ベースで計数を記録している。また、平成 17 年基準 JSNA において、事業税は生産・輸入品に課される税に含まれていたが、平成 23 年基準改定においては、所得・富等に課される経常税に含めるように変更された。

「生産・輸入品に課される税」は、付加価値税（消費税等）、輸入品に課される税（関税）、その他の生産物に課される税（たばこ税、酒税等）、生産に課されるその他の税（固定資産税等）が含まれる。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

「生産・輸入品に課される税」の速報推計方法は、発生主義化後の直近年次推計値をベンチマークとして、補助系列の前年比伸び率や年度予算の伸び率を用いて、延

長推計する。延長推計方法は、国税分と地方税分で、大別される。国税では、毎月公表される『租税及び印紙収入、収入額調』から得られる税収実績の前年比伸び率により延長推計する。一部、消費税、関税、たばこ税、酒税、揮発油税、軽油引取税については、納税を引き起こす経済活動を反映した基礎データを補助系列として、延長推計する¹⁵。一方、地方税については、速報推計時点で税収実績を示すデータが入手困難なため、前年度公表される予算書の伸び率により延長推計する。

(4) 補助金

国民経済計算上の補助金とは、市場生産者に対して支払われるものであること、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであること、財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の三つの条件を満たす経常的交付金と定義される。一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われる。また、投資、あるいは資本

資産、運転資金の損失補填のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類される。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

延長推計は、年次推計の前年同期値を置く。

(5) 固定資本減耗

「固定資本減耗」とは、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。他方、大災害による滅失のように予見しえない固定資産の毀損額については、固定資本減耗には含まれず、「調整勘定」の項で後述する「その他の資産量変動」として記録される。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。具体的には、JSNA においては、固定資産

表6 わが国の分配側 GDP の推計方法

表章分類	細目	速報推計に利用する基礎統計・推計方法	年次推計に利用する基礎統計・推計方法
営業余剰 (23.4%)	民間非金融法人 (16.3%)	『法人企業統計（四半期）』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長	付加法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
	公的非金融法人 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値	四半期財務諸表等を用いて推計
	民間金融 (1.8%)	金融業産出額のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長	付加価値法によって経済活動別に推計された金融機関合計から「公的金融機関」の営業余剰を控除
	公的金融 (0.3%)		四半期財務諸表等を用いて推計
	家計（持ち家） (4.9%)	持ち家帰属家賃のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長	産業別国内総生産推計から求められる「住宅賃貸業」のうち、持ち家分について付加法より推計
混合所得 (1.8%)	農林水産 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値	各種基礎資料を用いて推計した混合所得額から在庫品評価調整、FISIM調整して算出
	個人その他 (1.6%)	「産業別自営業主数」（労働力統計）を用いて補助系列を作成し、直近年次推計値から前期比延長	付加法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
雇業者報酬 (44.4%)	—	速報時点で推計可能な国民概念の雇業者報酬を、『国際収支統計』の所得収支を用い国内概念に転換して活用	『国勢統計』、『毎月労働統計』、『労働力統計』等を用いて推計
固定資本減耗 (22.5%)	—	直近年次推計における資本財別の実質固定資本減耗をウェイトおよび当該四半期デフレーターを用いて一國計の総固定資本形成デフレーターを推計。その総固定資本形成デフレーターの前年比伸び率を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長	恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計を行い、社会資本も含めて全て定率法を採用。計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』等のデータから推計・設定
生産・輸入品に課される税 (8.4%)	国税 (4.9%)	主に、『租税及び印紙収入、収入額調（月次）』で前年比延長	年度決算書（財務省）等を用いて推計。
	地方税 (3.5%)	主に、予算ベース（地方税及び地方譲与税収入見込額）で前年比延長	年度決算書（財務省）等を用いて推計。
(控除)補助金 (0.7%)	—	直近年次推計の前年同期値	年度決算書（財務省）、『補助金総覧』（日本電算企画）等を用いて推計
制度変更への対応	—	「予算書」等の政府公表資料から、事前に制度変更の概要や予算規模などが把握できる場合は、検討の上、それらを反映した推計方法を用いる	年度決算書（財務省）等を用いて推計。四半期値については、「予算の使用状況」（財務省）等を活用。

備考：括弧内の値は、各項目の推計額が占める割合。

¹⁵ 例としては、消費税推計におけるQE家計最終消費額（非課税部分を除く）、関税推計における「貿易統計」（財務省）における貿易指数（輸入、総合、数量指数）、たばこ税推計における「紙巻たばこ統計データ」（日本たばこ協会）における紙巻たばこ販売本数などである。

ごとに、対応する資本財別のデフレーター（期中平均）を用いて評価されている。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

速報時点の実質固定資本減耗は直近年次推計時と等しいと仮定し、直近の年次推計の暦年値における資本財別実質固定資本減耗のウェイトで統合したデフレーターを用いて物価の変動を反映させることで、当該四半期における名目固定資本減耗を推計している。

表6は、現在検討中の速報推計と年次推計に利用する基礎統計ならびに推計方法について、まとめたものである。速報推計では、その時点で利用可能な各種基礎資料を用いて、異なる方法により推計が行われるが、それらは4つに大別される。具体的には、①QE系列の活用（雇員報酬）、②月次・四半期基礎資料の活用（営業余剰・混合所得、国税）、③年次基礎資料の活用（地方税）、④その他（固定資本減耗、（控除）補助金）である。分配側四半期別 GDP 速報は、直近時点で利用可能な基礎統計を可能な限り活用して推計されるが、年次推計において速報段階では入手できない基礎統計の取込みや、基礎統計の確報化を反映させることにより、速報推計から年次推計にかけて計数の改定が生じる。

4-2 わが国における改定状況

図1は、現在検討中の速報推計方法による試算値から

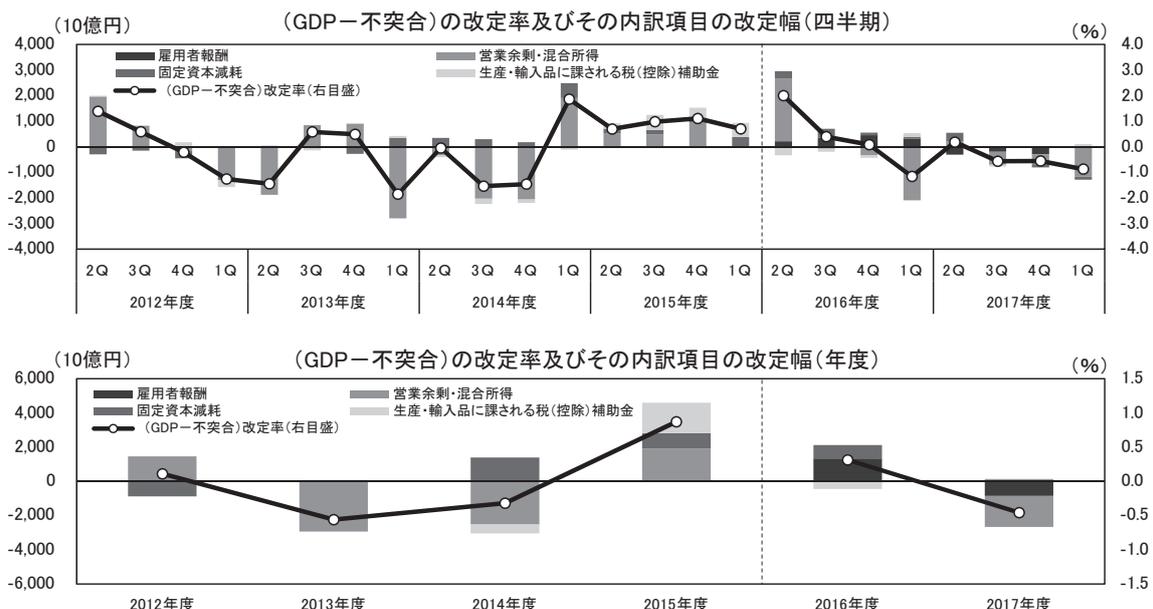
年次推計にかけての分配側 GDP の改定率及びその内訳項目の改定幅を示している。図1について、2015年度以前と2016年度以降では、基準改定の関係から分析の枠組みが異なるため、図の見方に注意を要する。分配側 GDP 速報推計では、上述の通り、雇員報酬速報値を「国内概念」に変換した値を用いている。このため、平成23年基準の雇員報酬速報値が存在しない2015年度以前については、雇員報酬の改定状況を確認することができない。

図1から、2016年度以降の分配側 GDP 速報試算値の推計精度をみると、四半期では最大で3%ポイントもしくは-3%ポイントの改定がみられるが、概ね1%ポイント以下となっており、年度では0.5%ポイント前後となっている。推計項目別に改定に寄与している項目を見ると、営業余剰・混合所得が全体の改定に大きく寄与している。

わが国の分配側 GDP の改定状況と米国の GDI の改定状況について、改定幅の絶対値の平均（Mean Absolute Revision, MAR）をみると、わが国の MAR（2016年第2四半期から2017年第1四半期）は0.73であったのに対して、米国の MAR（1993年から2012年）は0.55と同程度となっている¹⁶。

こうした改定の要因について検討する。第一に、速報推計と年次推計の推計枠組みの違いが挙げられる。

図1 分配側 GDP の改定状況（名目値、原系列）



出典：総務省統計委員会提出資料（2019）より引用

¹⁶ 米国の改定状況については、BEA（2018）。

図2ならびに図3は、営業余剰・混合所得における年次推計と速報推計の推計手法の違いについて模式図として示している。年次推計における営業余剰・混合所得は、経済活動別に付加価値法により求められる（(1)式）。

$$(1) \text{ 産業別営業余剰・混合所得} = \text{産業別国内総生産} - (\text{産業別固定資本減耗} - \text{産業別生産・輸入品に課される税(控除)補助金} - \text{産業別雇用量報酬})$$

図2 制度部門別の営業余剰・混合所得の年次・速報推計のイメージ¹⁷

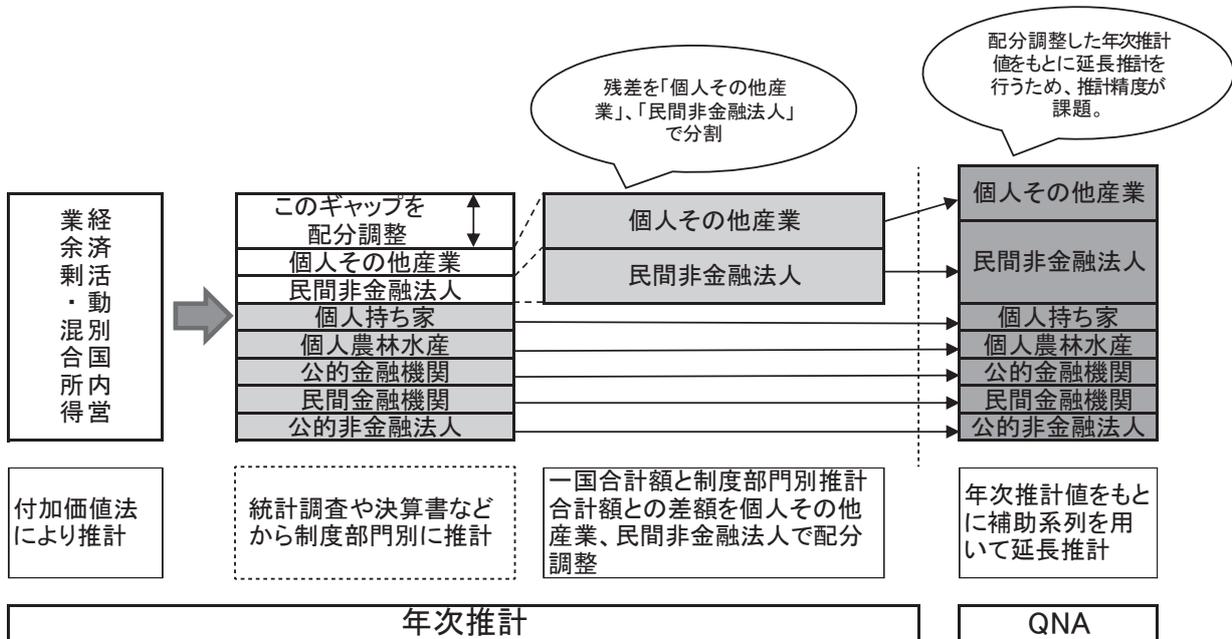
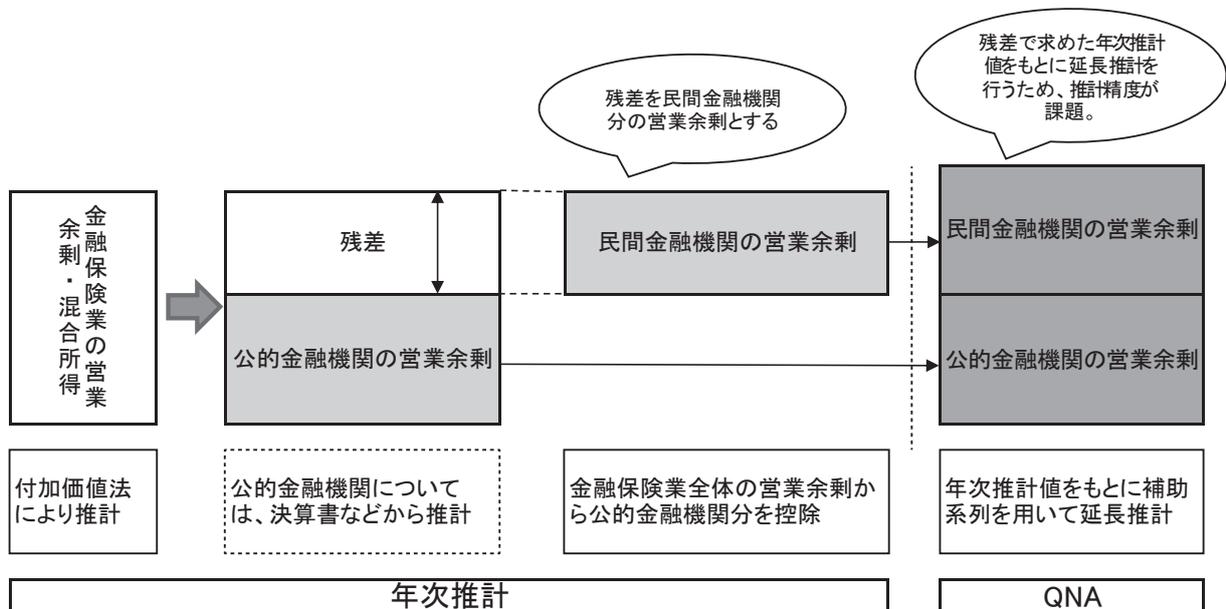


図3 金融保険業の営業余剰・混合所得の年次・速報推計のイメージ



¹⁷ 図中のQNAとは、四半期別国民経済計算（Quarterly National Accounts）のことである。

年次推計では、付加価値法推計の一環として求めた一国全体の値を、企業ベースで推計した制度部門別の計数で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する¹⁸。具体的には、付加価値法により推計された営業余剰等をコントロール・トータルとし、別途推計する制度部門推計値との差額を各制度部門に配分調整する。差額を配分する際に、公的非金融企業、金融機関、家計（個人企業）のうち農林水産業及び持ち家については、制度部門別推計値を用い、この調整の対象からあらかじめ除外する。端的に述べると、付加価値法で求められる一国全体の値と企業ベースで推計した制度部門別の営業余剰等を積み上げた一国全体の値では差分が生じるため、その差分については、個人その他産業ならびに民間非金融法人において配分調整している。

他方、速報推計では、直近年次推計をベースに各種基礎統計を用いて作成する補助系列の動きを用いて推計される。年次推計では、個人その他産業ならびに民間非金融法人については上記の差分調整分が含まれ推計概念が異なるため、速報推計値の間に比較的大きな改定が生じる要因となる。金融機関の営業余剰についても、図3で示しているように、同様の枠組みで残差推計にともなう改定が生じていることが考えられる。

第二に、SNA上の営業余剰と企業会計上の営業利益における概念差である。SNA統計における民間非金融法人の営業余剰（純）は、『法人企業統計』の営業利益に対応する。『法人企業統計』における「営業利益」は(2)式のとおり、定義される。ここで「売上高」から控除される「人件費」については、企業会計ベースとなっており、賞与引当金が各四半期値に計上されるため、発生主義ベースのSNA概念の四半期パターンとは異なる四半期パターンとなる。このため、速報推計における補助系列作成の際は、『法人企業統計』の人件費の四半期パターンを年次推計における雇用者報酬の民間産業分の四半期パターンによって修正したSNA概念調整後の「人件費」を「売上高」から控除する((3)式)。民間非金融法人の営業余剰（純）は、以上の手順によって求められた補助系列の前年比伸び率により延長する。

$$(2) \text{ 営業利益 (法企) } = \text{売上高 (法企)} - \text{売上原価 (法企)} - \text{販売費及び一般管理費 (法企)} - \text{人件費 (法企)}$$

$$(3) \text{ 補助系列：営業余剰 (純) } = \text{売上高 (法企)} - \text{売上原価 (法企)} - \text{販売費及び一般管理費 (法企)} - \text{人件費 (SNA 概念調整後)}$$

ここで、速報推計時点においては、「人件費」のSNA概念調整に用いる民間産業分の四半期パターンのデータが入手できないため、仮置きとして直近年次推計における前年同期値を用いている。この仮置き値が、年次推計において基礎統計に基づく推計値に更新されることから、改定が生じる要因となる。

速報推計では、年次推計では利用できるSNAと企業会計の概念差を調整する基礎統計を得ることが難しいため、速報と年次推計の間で改定が生じる。その他のSNA上の営業余剰と企業会計上の営業利益における概念差としては、純粹持株会社、在外支店の営業利益、FISIM（中間消費分）、在庫品評価調整額及び減価償却費における概念差が挙げられる。純粹持株会社の営業利益は、その大半が子会社配当によるものである可能性が高いが、SNA概念では子会社配当は財産所得として定義されるものであり、営業余剰に含まれない。在外支店の営業利益についても、国内概念に基づきSNAの営業余剰には含まれないが、企業会計における営業利益には含まれている。このように、企業会計上の営業利益はSNA上の営業余剰と比べて、その定義がより広義なものとなっている。

FISIM（中間消費分）については、企業会計上の営業利益では、資金の借り手である非金融法人企業の利子支払いは、営業外費用にあたるため控除されていないが、営業余剰概念では、その一部が金融サービス消費（中間投入分）として控除される。

在庫品評価調整額については、企業会計上の営業利益では、在庫品（棚卸資産）の評価損益が含まれるが、SNA上の営業余剰においては、在庫品の評価損益が概念上除外されるべきものとなっている。

SNAにおける固定資本減耗と企業会計上の減価償却費を比較すると、計上範囲や価格評価などの違いにより、概念差が生じている。固定資本減耗では火災や地震、台風等の自然災害による損失分が含まれるのに対して、減価償却費では自然災害にともなう資産の損失分は計上範囲の中に含まれない。また、固定資本減耗は再調達価格（時価）で計上されるのに対して、減価償却費は資産取得価格（簿価）で計上される。

第三に、取引や納税の計上時点に関する概念差が挙げ

¹⁸ 一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上、営業余剰等は存在しない。

られる。分配側推計に関わる計上時点の概念差が問題となるのは雇用者報酬推計、税推計などにおいてである。SNAでは、取引や納税が行われる現金が支払われた、あるいは納税された時点で計上するのではなく、権利の発生時点で計上するという発生主義が原則となっている。雇用者報酬については、営業余剰と企業利益の概念差についての記述箇所でも触れた通り、企業会計上の人件費となる賞与は企業から労働者に支払われたタイミングで計上するのではなく、発生主義で計上されるよう、概念調整が行われる。また、生産・輸入品に課される税については、課税方法に従い、生産物が生産、輸入、販売される時点で計上されるように発生主義化が行われる。

計上時点の概念差がもたらす改定については、図2における「生産・輸入品に課される税」の2015年度の改定を例に解説すると、地方税について、速報推計時点で税込実績を示すデータが入手困難なため、前年度公表される予算書の伸び率等を用いて延長推計している。このため、税率変更等が起きた年度の速報推計は、制度変更に伴うリアルタイムの経済活動の変化を捉えきれずに、年次推計における改定が大きくなる可能性が高くなる。

例えば、図1の「生産・輸入品に課される税」の2015年度の改定状況が、他の年度より改定が比較的大きくなっている。2014年4月に消費税率が5%から8%へと引き上げられたが、この2015年度の改定には、この消費増税に伴う地方税のいわゆる「期ずれ」に起因する改定が含まれる。消費税のうち、国税にあたる6.3%納付分は当該年度分として国庫に納付されるのに対して、地方税にあたる1.7%納付分は一旦国庫に入った後で地方政府に配分されるため、一定の額が翌年度分の地方税収として計上される。これに関し、簡単な例を示すと、2014年度決算を2015年3月に行った企業が2015年5月(2014年度出納整理期間)に納税した場合、国税分は2014年度の税収として計上されるが、地方税分は2015年度の税収として計上されてしまう。「生産・輸入品に課される税」のうち、消費税の延長推計方法は上述したように、発生主義化の観点から税収の実績の動きではなく、QEの家計消費の動きから延長推計されるが、ベンチマークとなる年次推計の前年値において、「期ずれ」の地方税収が含まれないことにより、翌年度の速報推計では過少推計となる可能性が高まることになる。

5. 分配側四半期別GDP速報導入に向けて

最後に、前章で指摘したわが国における分配側速報値の推計に関し、今後の対応方針への私見を述べ、本稿を

締めくくる。

速報推計と年次推計の分析枠組みの違いについて、現行のJSNAの年次推計では、2008SNAという国際標準に基づいて営業余剰を残差推計している。しかしながら、前章で指摘したとおり、営業余剰・混合所得における残差推計が改定要因となっている可能性もある。もっとも分配側を独立推計している米国においてもわが国と同程度の改定が生じていることを踏まえれば、営業余剰・混合所得を米国のような独立推計に移行したとしても、速報と確報の改定差の縮小には限界があるかもしれない。速報から確報への改定は、小さければ小さいほど政策運営に有効な指標となると思われることから、引き続き、利用できる基礎統計の充実や推計方法の改善が求められる。

参考文献

- BEA (2018) "The revisions to GDP, GDI and their major components," Survey Current Business
- BEA (2019a) "Concepts and Methods of the U.S. National Income and Products Accounts,"
- BEA (2019b) "Updated Summary of NIPA Methodologies,"
- Jeremy, J.N. (2010) "The income and expenditure side estimates of U.S. output growth," Spring 2010.
- Landefeld, J. S., Eugene P. S., and Barbara M. F.(2008) "Taking the Pulse of the Economy: Measuring GDP," Journal of Economic Perspectives, 22(2),
- Landefeld, J.S. (2010) "Comment" in Brookings Papers on Economic Activity," Spring 2010.
- McCulla, S.H., Moses, K.E., and Moulton, B.R. (2015) "The National Income and Product Accounts and the System of National Accounts 2008 Comparison and Research Plans," Survey Current Business.
- ONS (1998) "National Accounts concepts, sources and methods,"
- ONS (2012) "Balancing the Three Approaches to Measuring Gross Domestic Product,2012,"
- ONS (2018) "VAT turnover data in National Accounts: background and methodology,"
- Walker, G., Walton, A. and Georgiades, T. (2012) "Why is GDP Revised?" ONS
- 総務省統計委員会 (2018) 平成 30 年 7 月 12 日第 11 回国民経済計算体系的整備部会提出資料
- 総務省統計委員会 (2019) 平成 31 年 4 月 11 日第 15 回国民経済計算体系的整備部会提出資料
- 総務省統計委員会 (2020) 令和 2 年 3 月 17 日第 20 回国民経済計算体系的整備部会提出資料
- 高田悠矢、竹内維斗文、吉岡徹哉 (2014) 「分配側 GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」『季刊国民経済計算』No155
- 内閣府経済社会総合研究所 (2018) 「平成 28 年度内閣府経済社会総合研究所委託調査 供給・使用表の枠組みの更なる活用及び四半期 GDP 速報の拡充に関する海外先行事例調査報告書」
- 山本龍一 (2011) 「分配側 GDP 推計の各国における実施状況とわが国における対応」『季刊国民経済計算』No152

フリーランスの数をどう把握するか

—シェアリングエコノミーの統計的把握

跡見学園女子大学マネジメント学部教授 山澤 成康

はじめに

シェアリングエコノミーの特徴は、個人がサービスの提供者になるということだ。一人一人の所得は少なくても、多数が収入を得れば無視できない大きさになるため統計上の把握が必要になる。

2020年秋からシェアリングエコノミーの一部をGDPに反映する予定である(内閣府 2019)。観光庁の訪日外国人消費動向調査などで宿泊者数を捉えて、法定民泊の生産活動を捉えるものである。シェアリングエコノミーに関連する生産活動が捉えられるようになったのは大きな進歩だが、サービス提供者側から数値を把握しているわけではない。シェアリングエコノミーに関連するサービス提供者がどれくらい存在するかはわからないままだ。本稿では、サービス提供側からシェアリングエコノミーの活動を捉える仕組みを考察する。

シェアリングエコノミーのサービス提供者の多くはフリーランスである。フリーランスの人数については、数種調査があるが、その数値にはばらつきがある。しかし、フリーランスの定義や対象業種を揃えることで、専門のフリーランスの相違は小さくなり、2017年時点で250万人程度となる(図表17)。一方、副業のフリーランスについては幅があり、低く見積もれば50万人、多い調査では500万人である。副業に関しては今後より正確な調査が必要となる。

本稿の構成は以下の通り。

第1章ではシェアリングエコノミーのサービス提供者数の把握に関連する先行研究を挙げた。

第2章では、シェアリングエコノミーとフリーランスに関わる事柄を整理した。

第3章では、フリーランスは公的統計でどのように把握できるかを検討した。

第4章では、民間統計などをもとに、フリーランスがどの程度存在するかを複数の統計を検討することによって分析した。

おわりにでは、今後の課題などを記した。

1. 先行研究

OECD (2019) はプラットフォーム企業が仲介した労働者の計測について研究している。サービス提供者をプラットフォーム・ワーカーとしてその人数を把握することの重要性を述べるとともに、その労働者数の把握の困難さを説明している。その理由として次の3点を挙げている。1つは、統計調査の際、調査対象者が自分をプラットフォーム・ワーカーと認識していない可能性があるということ、2つ目は、世界各国の間で定義がまちまちなこと、3つ目は、サンプルサイズが労働者全体の0.5%から2%で、それ以上の細分化、たとえば職業やジェンダーなどに細分化することが難しいこと、である。

高橋 (2018) は、自営業者数の推計を行っている。自営業者を①個人事業関係者、仲介企業、顧客の三者関係の場合と②自営業者が直接顧客を獲得する二者関係に分け、アンケート調査によってそれぞれの人数を推計している。両社を合計すると自営業者数は約1000万人となると推計している。この結果は総務省の「労働力調査」よりもかなり多い。

自らを自営業者と認識していない自営業者に関する論文として、桑本 (2020) がある。雇われない働き方をしているが、自身の働き方を「自営」と認識していない人たちを「準起業家」と定義した。「準起業家」は日本の人口の2.6%と推計した。シェアリングエコノミーのサービス提供者は、こうした雇用者とも自営業とも認識していない層が多いと考えられる。

これらの先行研究に共通しているのは、シェアリングエコノミーの新しい担い手が既存の統計ではうまく捉えられてない、という問題意識である。OECD (2019) では、自らをプラットフォーム・ワーカーと認識しない者、高橋 (2018) や桑本 (2020) では、自らを自営業者と認識しない者がこれにあたる。本研究でも、新たな働き方をする層が公的統計で捉えられてないことを前提にして、公的統計の改善点を考察する。

フリーランスの数を捉えるには税務統計も重要である。税務統計は毎年度の税制改正や出納整理期間など、一般的な経済統計以上の知識が必要となる。税務統計を応用

した論文としては、藤原・小川（2016）があり、分配側GDPの推計に税務データを使っている。

税務統計とシェアリングエコノミーとの関連を示した先行研究には森信（2019）がある。シェアリングエコノミー、ギグエコノミーで働く者の所得が「給与所得」か「事業所得」かで税制が大きく異なることを明らかにしており、両者の公平性が重要だと述べている。ただ、税務統計が実際にどのような動きを示しているのかは検証されていない。本研究ではこの論文を基に実際の統計データを示す。

2. シェアリングエコノミーとフリーランスの概念整理

2.1 シェアリングエコノミーとフリーランス

本章では、シェアリングエコノミーとフリーランスに関する概念の整理をする。まず、シェアリングエコノミーについて解説し、シェアリングエコノミーの枠組みの中で働くギグ・ワーカー、プラットフォーム・ワーカーについて解説する。

次にフリーランスについて検討する。シェアリングエコノミーのサービス提供者はフリーランスに含まれるがぴったり一致するわけではない。フリーランスの定義を述べた後、既存研究における推計人数を紹介する。

最後にフリーランスの働き方と密接に関連する「雇用関係によらない働き方」や「雇用類似の働き方」について、政府の研究会の議論を基に整理する。

2.2 シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーは資産や労働を共有（シェア）することで、個人や企業がサービスを提供するものだ。詳細な定義や日本での議論については内閣府（2018）など参照。

労働者に焦点をあてる場合は「ギグエコノミー」という言葉も使われる。ギグとは、ミュージシャンが単発で演奏することを指し、労働者が1回限りの契約で仕事をすることを指す。そのサービス内容は、IT系の場合もあれば、Uber Eatsで料理を運ぶ場合もある。そこで働く人をギグ・ワーカーと呼ぶ。

OECD（2019）では、プラットフォーム・ワーカーという言葉を使っている。プラットフォーム・ワーカーとは、プラットフォーム企業の提供するサービスを利用する労働者を指す。プラットフォーム企業は、個人のサービス提供者と個人のサービス利用者を結びつける仲介役で、インターネットを利用することで個人と個人の結び付きを容易にした。シェアリングエコノミーの枠組みでは、個人のサービス提供者のうち、労働力をシェアしている場合がプラットフォーム・ワーカーの概念に近い。

フリーランスの中には、シェアリングエコノミーと関連のないアナウンサーやプロデューサー、ライターなど職種もあるが、今後シェアリングエコノミーが拡大していけば、大半のフリーランスがシェアリングエコノミーに関連すると考えられる（図表1）。

2.3 フリーランス

2.3.1 フリーランスの定義

フリーランスを総務省「労働力調査」の分類に従って位置付けてみた。フリーランスは自営業のうち雇人を持たない者に含まれる。以下では、雇人がない自営業でも、弁護士などはフリーランスと呼ばないので、それ以外がフリーランスとなる。法人格を持っている場合は個人企業、持っていない場合は個人事業主と個人に分類できる（図表2）。個人事業主は、開業届を出し、事業所得に対する所得税を納める。

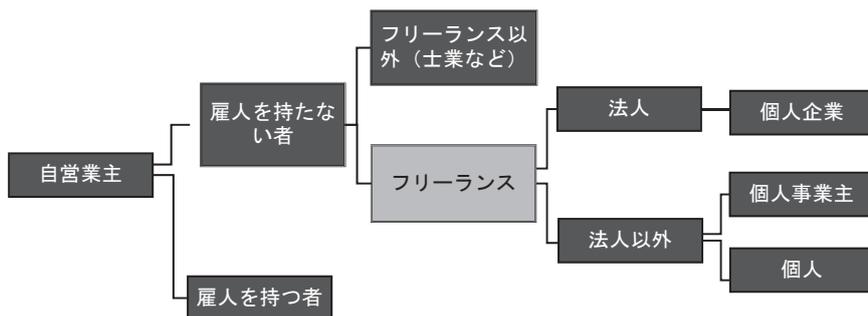
個人としてのフリーランスの例は、副業としてフリーランスの仕事をする場合である。サラリーマンなどが副

図表1 フリーランスとシェアリングエコノミーサービス提供者の関係

		分類	具体例	雇人のいない自営業
フリーランス	シェアリングエコノミー	スペース	民泊など	個人
		移動	ライドシェア	ギグ・ワーカー、プラットフォーム・ワーカー
		モノ	中古品販売	個人
		スキル・時間	クラウドソーシング	ギグ・ワーカー、プラットフォーム・ワーカー
		カネ	クラウドファンディング	個人
	シェアリングエコノミー外		プロデューサー、アナウンサー、ライター	
フリーランス以外	シェアリングエコノミー以外	フリーランスに入らない者	農林水産業者、士業（医者、弁護士等）や卸売・小売業で働く者、飲食店の営業者	

（注）網掛け部分がフリーランスに相当する。代表的なものとして「個人」、「ギグ・ワーカー」、「プラットフォーム・ワーカー」と記載したが、個人企業、雇用者の副業などの場合もある。

図表2 自営業主の種類



(出所) 総務省「労働力調査」をもとに筆者作成

業で収入を得る場合で、この場合は個人事業主としてではなく、個人として収入を得る。副業として得た収入は、税制上給与所得ではなく雑所得となる。

数が440万人との推計だ。調査について詳しくみていこう。

2.3.2 既存研究における推計

フリーランスの人数は公的統計では正確に捉えられていない部分があり、さまざまな推計がある。先行研究で紹介した高橋(2018)は、2017年の自営業主(フリーランス以外にも含む)の数を1139万人と推計している(図表3)。総務省の「労働力調査」で捉えられない自営業主が467万人いるとしている。ランサーズ(2019)は2019年のフリーランスの数を1087万人と推計する。中小企業庁(2019)の推計では2018年のフリーランスの

(1) ランサーズの推計

ランサーズ(2019)はフリーランスを4種類に分けて推計している(図表4)。まず、副業としてフリーランスの仕事をしている場合である。これを「副業系すきまワーカー」と呼んでいる。2つ目は、「複業系パラレルワーカー」である。2つ以上の企業と契約して仕事を行っている場合である。3つ目は、「自由業系フリーワーカー」である。自営業主の場合と純粋に個人として仕事をしている場合に分けられる。4つ目は、「自営業系独立オーナー」で、法人経営者だが、雇用者がいない場合

図表3 統計調査の概要

	調査対象	調査法	フリーランスの数
高橋(2018)	1万5000人	インターネット調査	1139万人(自営業主数)(2017)
ランサーズ(2019)	3000人	インターネット調査	1087万人(2019)
中小企業庁(2018)(リクルートワークス研究所)	5万677人	インターネット調査	440万人(2018)
労働力調査	4万世帯	調査員調査	-
就業構造基本調査	49万住戸	調査員調査	-

図表4 ランサーズによるフリーランスの類型

	雇用関係の有無	雇用社数	雇用形態	副業有無	従業員数	プロ意識	2019年の人数(合計1087万人)
1. 副業系すきまワーカー	有	1社のみ		副業あり			436万人(40%)
2. 複業系パラレルワーカー	有	2社以上	常時雇用				280万人(26%)
	無し	2社以上	一時雇用			あり	
3. 自由業系フリーワーカー	無し					あり	60万人(5%)
	個人事業主					あり	
4. 自営業系独立オーナー	法人経営者				従業員一人		311万人(29%)

(出所) ランサーズ(2019)

である。

この定義によって集計した2019年のフリーランスの数は1087万人と推計している。調査は2019年2月に行われ、全国20-69歳を対象としたオンライン調査で、有効回答数は3000人（うちフリーランスは1548人）である。

ランサーズの分類のうち、公的統計として比較的正確に捉えられているのは、「自営業系独立オーナー」の人数だ。一方で、副業や兼業者の人数については正確に把握できていない可能性がある。

（2）中小企業庁の推計

中小企業庁は、「小規模企業白書」2019年度版で、フリーランスの数を推計している。推計方法はリクルートワークス研究所（2018）の手法を参考している。

フリーランスの定義は、①雇用者のない自営業主もしくは内職②実店舗を持たない③農林漁業従事者ではない、という条件を満たす者としている。

この定義を当てはめると、2018年で本業がフリーランスの者は約300万人（就業者全体の4.7%）、副業がフリーランスの者は約140万人（同2.2%）で合計440万人と推計された（図表5）。

推計の元になった調査は、リクルートワークス研究所の2018年度「全国就業実態パネル調査」である。2016年度から調査を開始し、2018年度で3回目となる。調査会社のモニターに対してインターネットで調査する。調査時期は2018年1月12日～1月31日で有効サンプルは50677人である。

2.4 フリーランス類似の働き方について

フリーランスの似た概念として「雇用関係によらない働き方」や「雇用類似の働き方」が提案されているので、それらについて整理する。

2.4.1 雇用関係によらない働き方

経済産業省は「雇用関係によらない働き方」に関する研究会を2016年度内に4回開催し、2017年3月に報告書を公表した。

この研究会の背景には、雇用関係に縛られない働き方が今後増えていくという想定がある。雇用関係によらない働き方の例として、クラウドソーシング（インターネット上で行うアウトソーシング）を挙げている。雇用契約ではなく請負契約として働く場合である。プラットフォームを介して、インターネット上で企業と働き手のマッチングが容易になったことが普及に拍車をかけたとしている。

同報告書は、「雇用関係によらない働き方」を、図表6に示すとおり3種類に分けて整理している。個人事業主などのうち主業としてフリーランスを行っている場合がタイプAである。業種として、士業（医師、弁護士等）、飲食店、卸売・小売店、農業者は除いている。タイプBは雇用者で副業として事業を行っているもの、タイプCは2つの企業に雇われているものである。

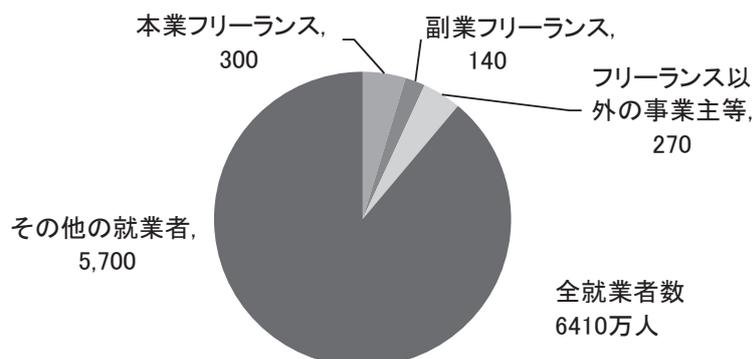
タイプCは雇用者なので、フリーランスには当たらないが、タイプAとタイプBはフリーランスに当たる。

2.4.2 雇用類似の働き方

「雇用類似の働き方」は、企業に雇用されていないため自営業に分類されるが、取引先との不本意な契約を受

図表5 フリーランスの数

単位：万人



（出所）中小企業庁『小規模企業白書』2019年度版

図表6 雇用関係によらない働き方の類型

	例示	雇用関係	仕事	
A	個人事業主、専業主婦の内職	雇用関係なし	士業／自営業（飲食店・卸売小売店・農業者）のみの就業者は除く	雇用関係なし（X社とY社でプロジェクトベースで仕事をしている）
B	企業に働きながら副業でフリーランスとして収入を得る	雇用関係あり	副次的な仕事あり（雇用関係あり／業務委託契約）	雇用関係あり×雇用関係なし（X社で雇用されながら、Y社とプロジェクトベースで仕事をしている）
C	2つの企業に雇用関係のあるダブルワーク			雇用関係あり×雇用関係あり（X社とY社で雇われている）

（出所）経済産業省（2017）に基づき作表。

け入れざるを得ないなど、交渉力が弱い自営業の総称だ。自営業は自由な取引活動をするのが原則だが、交渉力の弱い自営業に対しては、労働者に準じた扱いをすべきではないか、というのが問題意識である。シェアリングエコノミーのサービス提供者はこの範疇に入る。

安倍首相が議長を務める「働き方改革実現会議」が2017年3月に発表した「働き方改革実行計画」では、「雇用類似の働き方の実態を把握し、有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討」するとしている。

それを受けて厚生労働省は「雇用類似の働き方に関する検討会」の研究会を4回開催し、2018年3月に報告書をまとめた。しかし、「まずは雇用類似の働き方に関する実態等を把握・分析し、課題整理を行う必要がある。」としており、明確な結論は出していない。

その後、同じく厚生労働省に、2018年10月から「雇用類似の働き方に係る論点整理に関する検討会」が発足し、現在も議論が続いている。

3. 公的統計での把握

フリーランスの人数について、公的統計がどのように把握しているのかを見ていこう。自営業者について把握している統計は総務省「労働力調査」と同「就業構造基本調査」である。「労働力調査」は毎月調査する動態統計（時系列的な変化を見る統計）で、「就業構造基本調査」は構造統計（一時点での詳細な統計）である。統計の性格が違うため、「労働力調査」では、月末一週間の状態を調べるアクチュアル方式を採っているが、「就業構造基本調査」はもう少し長い目で見た「普段の状態」を尋ねるユージュアル方式を採っている。

3.1 総務省「労働力調査」

総務省「労働力調査」では雇用形態の違う就業者を幅広く把握している。まず、図表7で、就業者の全体像を説明する。就業者は雇用者と自営業者に分かれる。雇用者は、正規社員と非正規社員、役員に分類される。役員は企業の経営権を握っている者を指す。

自営業主は、雇人ありと雇用なしとに大別する。雇人なしの場合は、一人で事業をやっている場合で、業種を限定すればフリーランスと同じ概念だ。

「労働力調査」では自営業者の数は把握しているが、副業の有無については把握していない。雇用者が副業をしていても、その数はわからない。また、フリーランスを捉えるには、さらに副業の従業上の地位（雇用者か自営業かなど）も把握する必要がある。

3.2 総務省「就業構造基本調査」

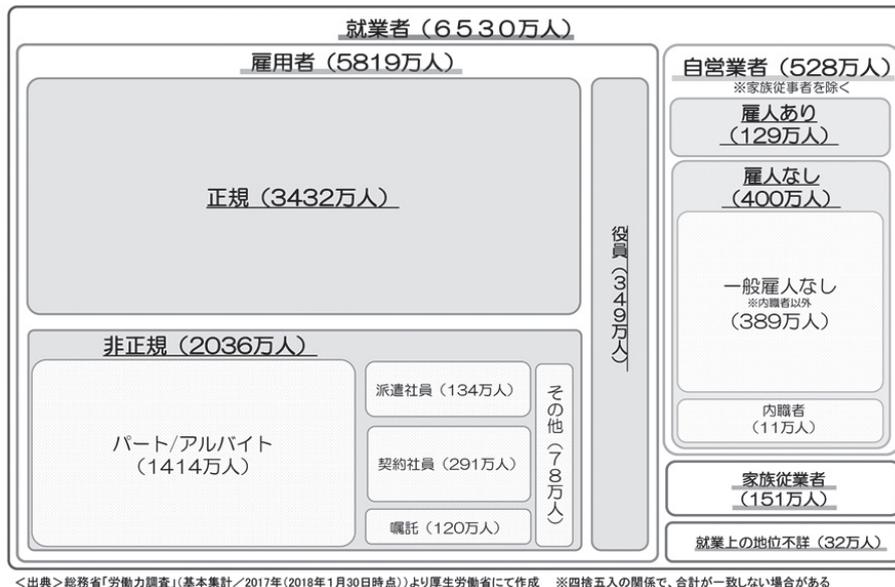
総務省「就業構造基本調査」は5年に1回の調査で、直近は2017年で、就業者は、2017年時点で6621万人である。このうち自営業者は562万人で就農者数の8.5%を占める。約40万住戸を調査している。

3.2.1 自営業主について

「就業構造基本調査」で定義する自営業主は、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、自分で事業を営んでいる者である。自営業主を、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」の3つに区分した。以下が詳しい定義である。

- ・「雇人のある業主」は、自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者
- ・「雇人のない業主」は、自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者

図表7 就業者について



(出所) 厚生労働省 第3回「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」資料

・「内職者」は、自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

この中では、「雇人のない業主」、「内職者」がフリーランスに当たる。ただ、家族で事業をしている場合も「雇人のない業主」に入り、このケースはフリーランスに当たらないだろう。

フリーランスの業種に関する定義で最も狭義のものは、「雇用関係によらない働き方」の報告書にあり、「①農林水産業②飲食店③卸売小売業④士業（医者、弁護士）を

除くもの」である。兼業農家など一人または家族で農林水産業を営む場合があるが、フリーランスとは言えない。飲食店や卸売小売業も1人または家族で営業している場合が多いが、フリーランスとは呼ばない。医者や弁護士も個人で営業している場合があるが、フリーランスには当たらない。

「就業構造基本調査」では実店舗を持つかどうかの判断はできないが、業種別には把握できる（図表8）。自営業主は総計561万7000人で、雇人のない自営業主と内職者の合計は415万6000人である。雇人のない自営

図表8 自営業主の産業別内訳（2017年）

産業		自営業主 (万人)	雇人のない自営業主、内職者 (万人)	総数に対する比率 (%)
①	A 農業, 林業	91.1	70.8	17.0
②	B 漁業	6.7	4.1	1.0
③	I 卸売業, 小売業	61.6	41.5	10.0
④	L 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	34.0	25.8	6.2
⑤	M 76 飲食店	33.0	16.1	3.9
⑥	P 83 医療業	23.8	10.5	2.5
総数		561.7	415.6	100.0
①②を除く		463.9	340.7	82.0
①～⑥を除く		311.5	246.9	59.4

(出所) 総務省「就業構造基本調査」

業主には業種別内訳がある。農業、林業が総数の17.0%、卸売業・小売業が同10.0%である。専門サービス業（他に分類されないもの）は、同6.2%で法律事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、デザイン業、専門コンサルタントなどが含まれる。飲食店は同3.9%、医療業は同2.5%である。これらの業種を除いたフリーランスとみなせる自営業主は総数の59.4%である。

3.2.2 副業について

副業は、主な仕事以外に就いている仕事をいう。「就業構造基本調査」では、副業を2つ以上持っている場合、従業上の地位及び産業の区分は、そのうち主なもの1つとしている。

図表9をみると、副業者は1977年をピークとして長期的に減少傾向である。農林水産業が副業の者も多く、兼業農家が減った影響が大きい。ただ、直近の2017年は268万人で、2012年に比べて14%（年平均2.7%）増加した。副業率（有業者に占める副業者の割合）は2017で4.0%である。

業種の分け方に関しては、主業については細かい分類があり問題ないが、副業の業種分類は大まかである。調査票をみると、事業の内容を書き込むようになっており、

詳細な分類は困難だ（図表10）。

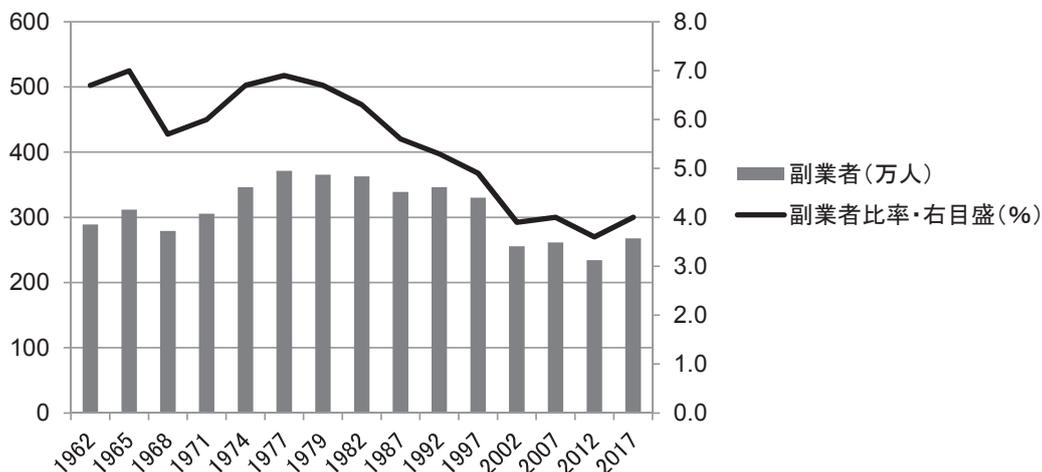
これに対し、高橋（2018）は自営業者の認識のない小規模自営業者を捉えるため、在宅ワーク・内職・家内労働、個人事業主、自由業・フリーランスなど選択肢を増やす工夫をしている。また、失業者や主婦・学生・高齢者などの非労働力人口の中にもオンライン・プラットフォームなどがあることを指摘している。

図表11は、就業構造基本調査の副業に関する分類だ。医者は「P医療、福祉」に入るが、この分類をフリーランスでないとして除くと、医者以外の「医療、福祉」のフリーランスも除くことになる。宿泊業と飲食サービス業が同一項目の「M宿泊業、飲食サービス業」なので、このカテゴリーを除くと民泊の部分も除かれてしまう。

また、「就業構造基本調査」では、オンライン・プラットフォームを通じて仕事を得る人の数を直接尋ねていないため、シェアリングエコノミーの担い手に当たる部分の副業がどの程度かは、わからない。

フリーランスを推計では、副業のうち、A農業、林業、B漁業、I卸売業、小売業を除いた業種がフリーランスの副業と考えた。シェアリングエコノミーに関連しないフリーランスも含まれるが、これが現統計の限界である。

図表9 副業者比率の推移



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

図表10 就業構造基本調査の調査票

おもな仕事以外の仕事について	A13 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事もしていますか	していない (A15へ) している (ある時期だけしている場合も含む) 会社などの役員 雇われている人 自営業主 自家営業の手伝い 内職
	A14 勤め先・業主などの事業の内容 <small>『調査票の記入のしかた』を参考にして詳しく書いてください</small>	(A15へ)

図表11 副業の業種別内訳（2017年）

副業の産業	総数(万人)	比率(%)
A 農業, 林業	20.7	27.2
B 漁業	0.5	0.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0
D 建設業	1.4	1.9
E 製造業	6.1	8.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.3	0.4
G 情報通信業	2.7	3.6
H 運輸業, 郵便業	0.6	0.7
I 卸売業, 小売業	5.6	7.3
J 金融業, 保険業	0.5	0.6
K 不動産業, 物品賃貸業	9.4	12.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業	8.5	11.1
M 宿泊業, 飲食サービス業	1.7	2.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3.9	5.1
O 教育, 学習支援業	5.4	7.1
P 医療, 福祉	1.6	2.1
Q 複合サービス事業	0.1	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	4.6	6.0
S 公務(他に分類されるものを除く)	-	-
T 分類不能の産業	-	-
総数	76.0	100.0
A,Bを除く	54.9	72.2
A,,B,Iを除く	49.4	64.9

(出所)総務省「就業構造基本調査」

4. フリーランスの把握方法の検討

本節では、さまざまな推計結果があるフリーランス人口に関し、業種などの定義を揃えることで整合的な結果が得られるかどうかを検討する。基本的には業種を揃えることである。

4.1 既存調査研究等による検討

(1) 既存調査研究別推計結果

各種フリーランスに関する統計をまとめると、図表12になる。自営業主の数に大きなばらつきがみられるが、業種に関する定義の違いによるところが大きい。

自営業主のうち雇人がいない者(副業を除く)は、最もサンプル数の多い就業構造基本調査で416万人である。

図表12 フリーランスの推計

(万人)

調査年(2017年)	業種	実店舗を除いているかどうか	自営業主 (本業+副業)	本業	副業
高橋(2018)	全業種	×	1139	672	467
リクルートワークス研究所(2018)	農林漁業を除く	○	440	300	140
ランサーズ(2017)	全業種	○	1122	387	734
労働力調査	全業種	×	400	400	NA
就業構造実態調査	全業種	×	492	416	76

(注) 高橋(2018)はフリーランス以外の自営業主も含む。その他は、雇い人無しの自営業(内職者を含む)。実店舗の自営業主を除いている場合が○、除いていない場合が×。リクルートワークス研究所は2018年調査、ランサーズの最新は2019年調査だが2017年調査を使用。

高橋（2018）は雇人がいる場合も含んでおり 672 万人になっている。リクルートワークス研究所は農林水産業除いたベースで 300 万人となっている。

（2）業種による調整

各種統計の定義を合わせるため、「就業構造基本調査」の業種別比率を用いて調整する。全業種ベースのものに、業種を調整するための業種調整係数をかける。

たとえば、A という業種が 20% シェアを占めていた場合、業種 A を除いた就業者数は全産業の就業者数に 0.8 (=1-0.2) を乗じて作成する。

フリーランスの業種は、「卸売・小売業、飲食店、専門職、医療業を除いたもの」として統一する。対象業種の比率は「就業構造基本調査」を用いる。リクルートワークス研究所（2018）はあらかじめ農林水産業を除いているので、それを考慮する。高橋（2018）については、

自営業主全体から「雇人を持たない」自営業主のベースへと変換したうえで業種調整する。この変換にも「就業構造基本調査」の比率を用いる。具体的な業種調整係数と計算式は図表 13 参照。

副業についても業種調整をする必要があるが、副業の業種分類は粗いので、「農林漁業と卸売業、小売業を除いたもの」とする。具体的な業種調整係数と計算式は図表 14 参照。

リクルートワークス研究所とランサーズはさらに「実店舗を持たない」という条件でインターネット関連の事業者のみに絞り込んでいる。この調整は、高橋（2018）、「労働力調査」、「就業構造基本調査」ではできない。

調整後の自営業主をみると、本業に関してはすべて 200 万人台で、高橋（2018）を除けば 250 万人前後である（図表 15）。数値のばらつきが定義の違いによること

図表 13 自営業主に関する業種調整係数

	業種調整係数	計算式	説明
高橋 (2018)	0.439	246.9/561.7	A / 自営業主計
リクルートワークス研究所 (2018)	0.724	246.9/340.7	A / (雇人のない自営業主、内職者総数から農業、林業漁業従事者を除いたもの)
ランサーズ (2017)、労働力調査、就業構造基本調査	0.594	246.9/415.6	A / 雇人のない自営業主、内職者総数

(注) Aは雇人のない自営業主、内職者のうち、「農業、林業、漁業、卸売業、小売業、専門サービス業（他に分類されないもの）、飲食店、医療業を除いたもの」。数値は図表 8 参照。

図表 14 副業に関する業種調整係数

	業種調整係数	計算式	
リクルートワークス研究所 (2018)	0.90	49.4/54.9	B / 副業のうち農業、林業、漁業を除いたもの
高橋 (2018)、ランサーズ (2017)、就業構造基本調査	0.65	49.4/76.0	B / 副業の総数

(注) Bは副業のうち、「農業、林業、漁業、卸売業、小売業を除いたもの」。数値は図表 11 参照。

図表 15 業種調整後のフリーランスの数

調査年 (2017 年)	実店舗を除いているかどうか	自営業主 (本業+副業)	本業	副業	業種調整係数 (本業)	業種調整係数 (副業)
高橋 (2018)	×	598	295.3	303.1	0.44	0.65
リクルートワークス研究所 (2018)	○	343	217.3	125.8	0.72	0.90
ランサーズ (2017)	○	706	229.9	476.4	0.59	0.65
労働力調査	×	238	237.6		0.59	
就業構造実態調査	×	296	246.9	49.3	0.59	0.65

(注) 自営業主は、雇人を持たないもの（内職者を含む）。農林漁業、卸売・小売業、飲食店、医療業、サービス業を除いたベース。業種調整係数の計算式は本業図表 13、副業図表 14 参照。

(3) 調査研究による推計結果のとりまとめ

各種統計から、フリーランスの数の範囲について検討する。自営業主（本業）の最小値は労働力調査の業種調整後で238万人である。「就業構造基本調査」は最もサンプル数が多いが、実店舗での営業分を除いてないので、247万人より少ない可能性がある。高橋（2018）は、もともと自営業主全体を推計したもののだが、調整後も各種統計に比べて大きくなっている。

高橋（2018）は、「就業構造基本調査」の自営業者数の推計が過小である可能性を指摘している。理由として、①自営業者の認識のない小規模自営業者を捉えてない②失業者や主婦・学生・高齢者などの非労働力にもオンライン・プラットフォームがあること——を挙げている。これらを勘案すると、自営業主は250万人程度（図表16）だと考えられる。

一方、副業としての自営業は調査方法の違いを反映しても幅が広い。「就業構造基本調査」が最小値の49万人である一方、ランサーズでは476万人と大きな開きがある。ランサーズの推計は、サンプルサイズが小さいこと、インターネット調査でありバイアスがある可能性があることなど（図表3）から幅を持って考える必要があるが、隔たりの大きさは注目に値する。

桑本（2020）は、自らを自営業と認識しない自営業者（準起業者）が一定数いることを明らかにした。実態は自営業だが、自ら「自営業」と認識していない「準起業者」が人口の2.6%存在すると述べている。調査方法を工夫しないと、副業の自営業者を過小に推計する可能性があることを示している。

4.2 税務統計による検討

前節では、シェアリングエコノミーのサービス提供者をフリーランスとして定義し、その数を統計から捉えよ

うとした。次に、税務データからフリーランスの対象者が捉えられないかどうか検討する。

(1) 所得の分類による検討

日本の所得税制は、所得を10種類に分類している。シェアリングエコノミーとの関連で重要なものは給与所得と事業所得、雑所得（図表17）である。

給与所得は、サラリーマンの給料で、源泉徴収される。経費は概算で計算され、年末調整を行えば給与所得者の多くは確定申告の必要がない。

事業所得は、商業、工業、農業などの事業から得られる所得で、確定申告が必要となる。経費も自ら申告する。事業所得は、営業所得と農業所得に分けられ、フリーランスの所得などシェアリングエコノミーに関連するのは営業所得である。

雑所得は、9種類の所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得）に分類されない所得で、サラリーマンの場合は、副業で行って得られた印税、講演料などが雑所得になる。

フリーランスの場合、本業で行えば事業所得、副業で行えば雑所得と考えるのが原則だ。しかしこの2つには税制上大きな違いがあり、同じ収入でも支払う税額は変わってくる。事業所得は損益通算でき、青色申告すれば繰越控除が可能なので、雑所得として扱われる場合に比べて支払う税金が少なくなる。

事業所得は「営利性、反復継続性」がある事業から得た所得で、それ以外は雑所得となる。しかし、この基準だけではない。例えば、畳業を営む自営業主が商品先物取引をして得た所得について、判例では雑所得であると判断した（昭和54年5月31日裁決）。商品先物取引を営利目的で継続的にやっても事業所得として認めら

図表16 フリーランスの数の範囲（2017年）

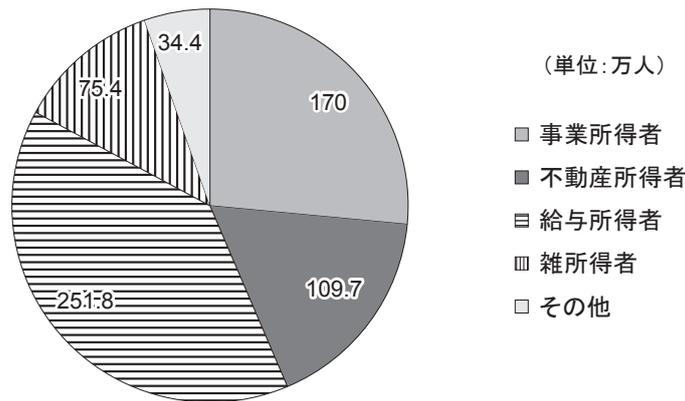
フリーランス就業者	うち自営業主	うち副業
300万人－750万人	250万人	50－500万人

図表17 所得による特徴

	具体例	特徴	事業所得と雑所得の違い
給与所得	サラリーマンの給料	源泉徴収される。「空間的・時間的拘束の下で従属的、非独立的な労務提供の対価」（判例による）。	
事業所得	商業、工業など事業から得る所得	自ら申告、他の所得との損益通算可。繰り越し控除可（青色申告）。	営利性、反復継続性あり
雑所得	原稿料、印税、講演料など	他の所得との損益通算、繰越控除はできない。	営利性、反復継続性なし

(注) 雑所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得以外の所得

図表 18 2017 年度の申告所得税納税者の内訳



(出所) 国税庁 (2019)、2017 年度の納税者数。2018 年 3 月 31 日までに申告した人の、6 月 30 日時点での支払い状況を示す。

れなかったということで、社会通念上事業と認められていないものは事業所得にならないとされた。両者の区分は時代ともに変わることを示している。

(2) 所得別の納税者数による検討

フリーランスを税務統計で捉える場合、申告所得税の動きが重要となる。所得税は、申告所得税と源泉所得税に分けられ、源泉所得税は源泉徴収されるサラリーマンの税金に関する税金である。

一方、申告所得税は、自ら申告する税金で、様々な形で所得を得た場合に申告することになる。内訳をみると、2017 年度は事業所得者が 170 万人、不動産所得者が 110 万人、給与所得者が 252 万人、雑所得者が 75 万人 (図表 18) となっている。

フリーランスとの関係では、専業でシェアリングエコノミーのサービス提供者をやっていた場合は、事業所得を得ていることになる。事業所得は、自営業主の所得がすべて計上されているので、シェアリングエコノミーで

得た所得のみを抽出することはできないが、もし、シェアリングエコノミーの収入を得た人が増えれば、時系列的にみて事業所得者が増えるはずである。

シェアリングエコノミーなどのサービス提供者が副業でやっている場合は、雑所得として申告する。ただ、社会情勢がかわれば、事業所得して申告できるようになるかもしれない。

これまでサラリーマンによる副業はそれほど認められておらず、収入金額も少なかった。副業を認める企業が増え、シェアリングエコノミーが進展すると、雑所得が増える可能性がある。

給与所得者は、通常は源泉徴収されるので申告する必要はない。しかし、年収が 2000 万円を超える人、給与所得以外の所得の合計が 20 万円を超える人、2 か所以上から給与所得を得ている場合は主として受け取っている給与以外の所得が 20 万円を超える人は、申告する必要がある (図表 19)。

副業の場合、所得が 20 万円以上あれば申告する必要

図表 19 給与所得者で確定申告が必要な人

1 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える人
2 1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人
3 2 か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人
(注) 給与の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が 150 万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円以下の人は、申告の必要はありません。
など

(出所) 国税庁ホームページタックスアンサー No.1900

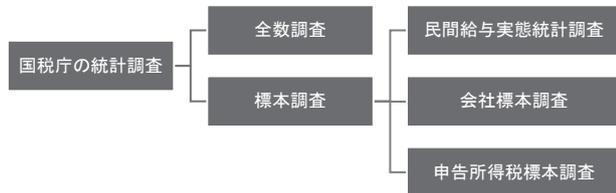
があることになる。税制上の「所得」は、「収入」ではない。シェアリングエコノミーなどのサービス提供で得た「収入」から経費を差し引いたものが「所得」となる。収入が50万円で、経費が10万円であれば所得は40万円である。副収入は雑所得として計上されるため、副収入を得るサラリーマンが増えれば、雑所得の納税者が増えることが見込まれる。

(3) 税務統計から得られる示唆

こうしたことを踏まえて、国税庁の統計を調べてみよう。国税庁(2019)によれば、国税庁の統計調査は全数調査と標本調査(図表20)に分かれる。全数調査は、各税務署が集計したデータを統計としたもので、行政記録を統計としたものである。すべてのサンプルを調査したものであるため統計としての信頼性は高い。

標本調査は各税務署が抽出したサンプルに関して調査したもので、速報性はあるが統計精度としては全数調査より低い。源泉所得税に関して調査する「民間給与実態統計調査」、法人税などを把握するための「会社標本調査」、自営業主などを把握するための「申告所得税標本調査」に分けられる。

図表20 国税庁の統計調査



フリーランスを中心とした申告所得税については以下の図表21のようにまとめられる。

図表21 所得種類別に関する国税庁の統計

	全数調査	標本調査
資料名	国税庁統計年報	申告所得税標本調査
事業所等	○	○
うち営業所得	○	×
雑所得	○	○
発表日	翌々年の7月	翌々年の3月

(注) 所得種類別人員のうち申告納税額のあるものを使用。国税庁年報のうち申告所得税部分は早めに公開される。

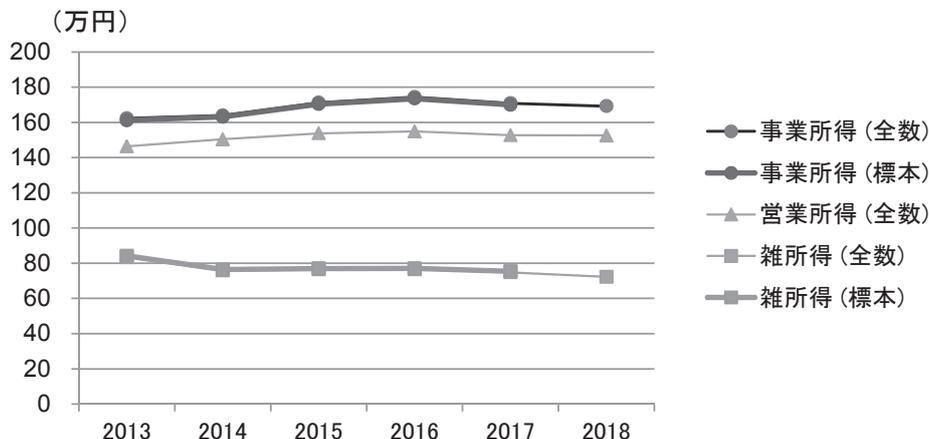
申告所得税のうち、所得種類別人員がここでは重要になる。事業所得と雑所得について申告納税額のある者のうち、各種類の所得のうち最も大きい「主たるもの」の人員をみる(図表22)。

全数調査の結果は、国税庁(2019)の第Ⅱ編直接国税編2申告所得税2-3所得種類別人員、所得金額に、2017年以前の計数が掲載されている。さらに、ホームページには年報の全体版に先んじて申告所得税分は2018年についても掲載されている。

標本調査は「申告所得税標本調査」に、所得種類別人員がある。事業所得者の内訳は載っていない。全数調査とはほぼ一致している。

最近の動きは顕著な違いがない。しかし、シェアリングエコノミーが進展してフリーランスによる所得が増えれば事業所得が増え、副業としてフリーランスの仕事をしていけば雑所得が増えるはずで、この統計を今後も追っていくことは重要だ。

図表22 申告所得税納税者の推移



(出所) 国税庁「国税庁統計年報」、国税庁「申告所得税標本調査」

おわりに

シェアリングエコノミーのサービス提供者の多くはフリーランスであり、その数を把握することが重要だ。現状では、さまざまな試算があり正確な人数を把握することが急務である。

本業としてのフリーランスの人数については、業種を調整すればおおむね推計値は変わらない。ただ、シェアリングエコノミーのサービス提供者は、自らを自営業者として自覚していない可能性がある。この層を把握するとフリーランスの数が増える可能性がある。また、実店舗を持つ業者かそうでないのかの区別が公的統計では把握できない。

副業としてのフリーランスの場合は、調査によってかなり幅がある。また、「労働力調査」では副業者を把握していない。最も詳しい調査である総務省「就業構造基本調査」でも、業種の区分は粗く、実店舗の有無など、シェアリングエコノミーに対応した調査をしていく必要がある。

税務統計からは、申告所得税の納税者として把握することができる。事業所得のうち営業所得に専業のフリーランスの所得は含まれる。副業の場合は、雑所得に含まれる。これらの所得の動きを統計で見ると、2018年度までは顕著な増加は示しておらず、現状ではシェアリングエコノミー関連のフリーランスの動きは捉えられていない。今後の統計調査の動きに注目する必要がある。

参考文献

- OECD (2019) “Measuring Platform Mediated Workers” OECD Digital Economy Papers, April 2019 No. 282
- 桑本香梨 (2020) 「準起業家の実態と起業の促進に果たす役割」『日本政策金融公庫論集』第 46 号 2020 年 2 月
- 経済産業省 (2017) 「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書
- 厚生労働省 (2018) 「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書
- 国税庁 (2019) 「第 143 回 国税庁統計年報 平成 29 年度版」
- 高橋陽子 (2018) 「日米における自営業者数の計測」 JILPT Discussion Paper Series DP18-07
- 中小企業庁 (2019) 「2019 年度版小規模企業白書」
- 内閣府 (2018) 「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書概要版、2018 年 7 月
- 内閣府 (2019) 「国民経済計算の次回基準改定について」第 18 回国民経済計算体系的整備部会資料 3、2019 年 10 月 25 日
- 日本政策金融公庫 (2018) 「フリーランスの実態に関する調査」日本政策金融公庫総合研究所
- 藤原裕行・小川泰堯 (2016) 「税務データを用いた分配側 GDP の試算」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No.16-J-9、2016 年 7 月
- 森信茂樹 (2019) 「シェアリングエコノミー、ギグエコノミーと税・社会保障」『税・社会保障ユニット政策提言「働き方改革」と税・社会保障のあり方』東京財団政策研究所
- ランサーズ (2017) 「フリーランス実態調査」
- ランサーズ (2019) 「フリーランス実態調査」
- リクルートワークス研究所 (2018) 「全国就業実態パネル調査」

季刊 国民経済計算 No.166

令和2年11月30日 発行

編集

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03(5253)2111(代表)

発行

メディアランド株式会社

〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸殻町1-17-11 カナメビル4F
TEL 03(5623)2770

落丁、乱丁本はおとりかえします。